

安曇野市
立地適正化計画
【改定版】

平成 30 年 4 月策定
(令和 5 年 3 月改定)



目 次

第1章 立地適正化計画の概要

1. 1	計画策定の目的と改定の背景	1
1. 2	計画制度の概要	2
1. 3	計画の位置づけ	3
1. 4	計画対象範囲	4
1. 5	立地適正化計画の計画期間	4

第2章 関連する計画制度の概要

2. 1	安曇野市都市計画マスタープラン	5
2. 2	安曇野市土地利用制度	6
2. 3	農業振興地域制度	8
2. 4	安曇野市地域公共交通計画	10

第3章 安曇野市の現況・課題

3. 1	人口動態	11
3. 2	土地利用の動向	13
3. 3	都市機能施設	14
3. 4	公共交通	21
3. 5	災害	23
3. 6	立地適正化計画の達成状況と課題	31

第4章 立地適正化計画におけるまちづくりの方針

4. 1	まちづくりの方向性	39
4. 2	立地適正化計画に基づく区域における誘導方針	40
4. 3	目指すべき都市の骨格構造	41
4. 4	区域別の誘導方針	42

第5章 誘導区域及び施設の設定

5. 1	誘導区域の設定方針	43
5. 2	誘導区域の設定	55
5. 3	誘導施設	58
5. 4	届出制度	65

第6章 防災指針

6. 1	災害に関する本市の特性と考え方	67
6. 2	想定される災害リスクの分析	68
6. 3	防災上の課題の整理	92
6. 4	取組方針	94

第7章 誘導施策

7. 1	都市機能誘導区域に関する施策	96
7. 2	居住誘導区域に関する施策	96
7. 3	公共交通に関する施策	97

第8章 計画の運用と進行管理

8. 1	数値目標	98
------	------	----

第1章 立地適正化計画の概要

1.1 計画策定の目的と改定の背景

安曇野市（以下「本市」という。）は、北アルプスの秀麗な山並みを背景としたなだらかな扇状地に、清らかな水と緑豊かな田園の織り成す美しい風土を築くとともに、個性豊かで創造的な文化と産業を程よく調和させながら発展してきた。

私たちは、これからもこの恵まれた自然や美しい景観を守り、活かしながら、秩序ある発展を継続することによって、誰もが住みたい、働きたいと思えるまち、訪れてみたいと感じてもらえるまちをつくり、育て、次の世代に引き継いでいかなければならない。

本市ではこれまで、土地利用制度と農業振興地域制度の2つの規制により既存市街地への開発の集約を図り、豊かな自然環境や景観、歴史・文化を守り、暮らしやすさと産業発展のバランスがとれた田園産業都市づくりを推進してきた。令和5（2023）年4月からスタートする第2次安曇野市総合計画の後期基本計画では、将来都市像を「自然、文化、産業が織りなす 共生の街 安曇野」に改め、都市づくりを新たなステージへと引き上げようとしている。

安曇野市立地適正化計画（以下「本計画」という。）は、都市再生特別措置法（以下「法」という。）に基づき、少子高齢化のさらなる進行も鑑みるなかで、生活に必要な機能を確保し、本市の暮らしやすさの維持・向上を図ることを目的として、平成30（2018）年3月に策定したもの（以下「当初計画」という。）で、令和5（2023）年3月には計画策定から5年目を迎える。令和2（2020）年9月の法改正により、本計画で定める居住誘導区域からの土砂災害特別警戒区域等の除外や防災まちづくりの方針や取組を定める「防災指針」の作成が必要になったことも受け、これまでの達成状況を検証し、法改正やその他の社会情勢の変化への対応を図ったうえで、必要な改正を行うこととした。



1.2 計画制度の概要

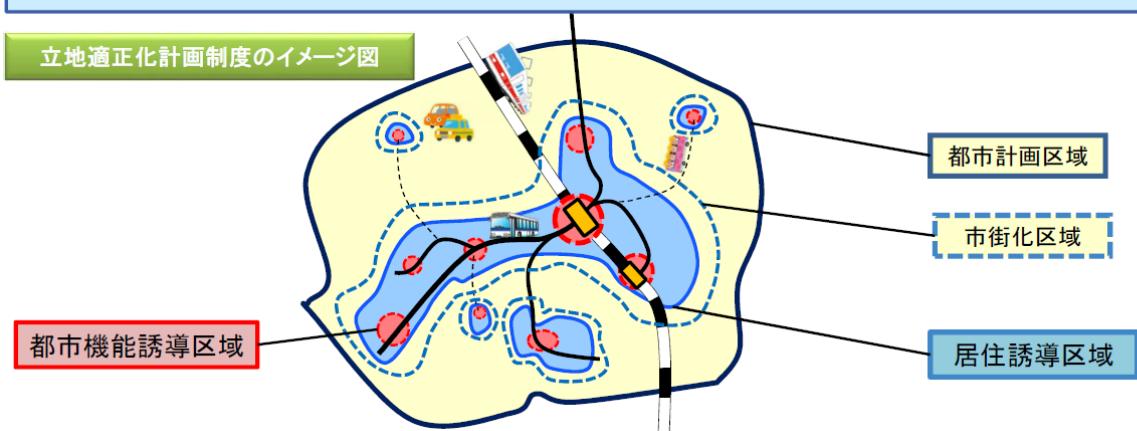
立地適正化計画は、市町村が都市全体の観点から作成する、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランとされている。

我が国の都市における今後のまちづくりは、人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題である。こうしたなか、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』の考え方で進めていくことが重要である。

このため、平成26（2014）年8月に都市再生特別措置法が改正され、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりの促進を目的として、立地適正化計画制度が創設された。

図表. 立地適正化計画について

- 市町村マスタープランにコンパクトシティを位置づけている都市が増えています。一方で、多くの都市ではコンパクトシティという目標のみが示されるにとどまっているのが一般的で、何をどう取り組むのかという具体的な施策まで作成している都市は少ないのが現状です。
- また、コンパクトシティ形成に向けた取組については、都市全体の観点から、居住機能や都市機能の立地、公共交通の充実等に関し、公共施設の再編、国公有財産の最適利用、医療・福祉、中心市街地活性化、空き家対策の推進等のまちづくりに関わる様々な関係施策と連携を図り、それらの関係施策との整合性や相乗効果等を考慮しつつ、総合的に検討することが必要です。
- そこで、より具体的な施策を推進するため、平成26年8月に「立地適正化計画」が制度化されました。これは、都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加えて、居住機能や都市機能の誘導によりコンパクトシティ形成に向けた取組を推進しようとしているものです。



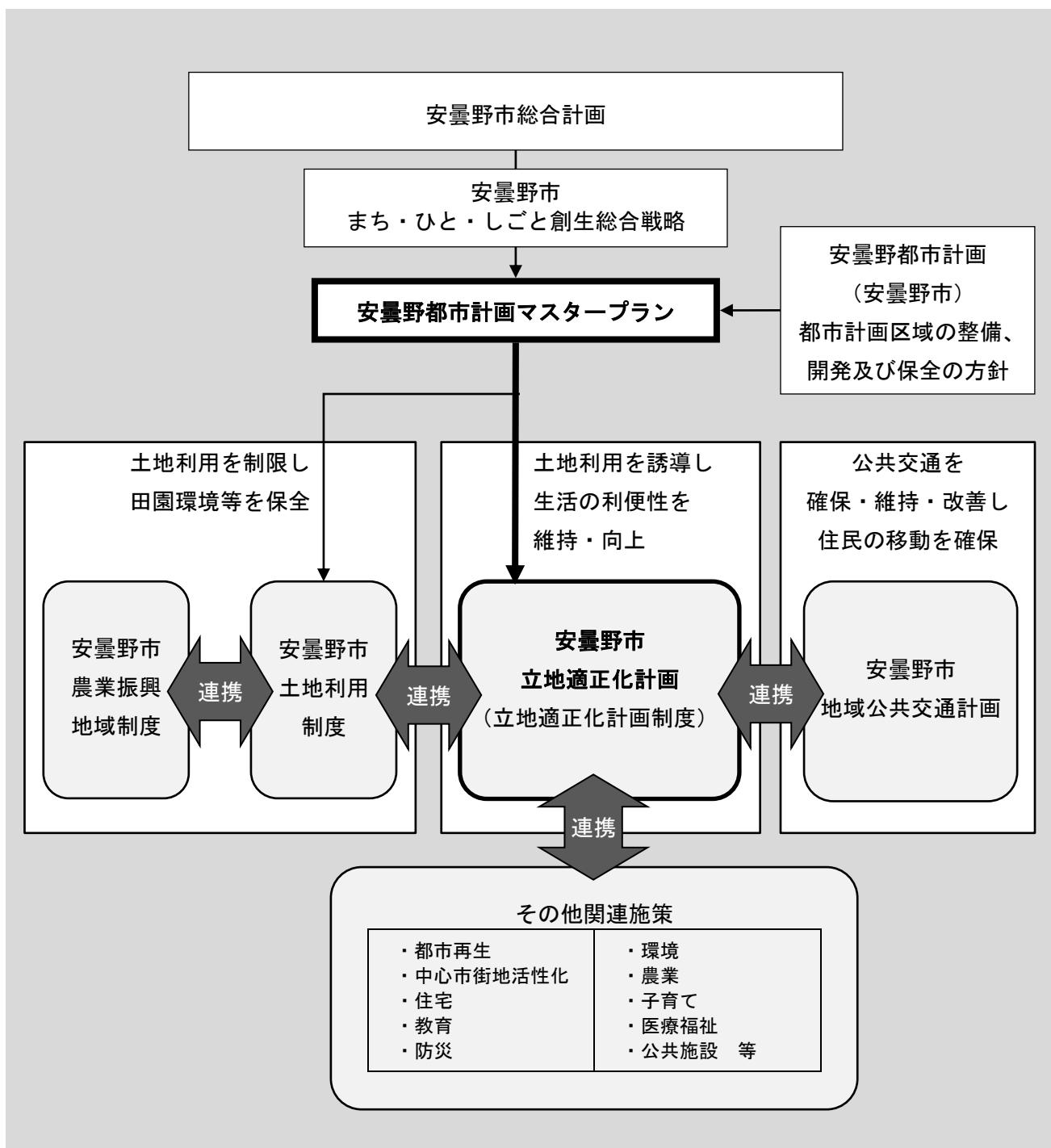
出典：立地適正化計画作成の手引き 国土交通省 (R4. 4)

1.3 計画の位置づけ

立地適正化計画は、都市全体を見渡したマスタープランとしての性格をもち、都市計画マスタープランの高度化版とされている。

本市では、安曇野市都市計画マスタープランのもと、自主条例に基づく市独自の土地利用制度を運用して、農業振興地域制度とともに全市統一した制度により土地利用コントロールを行っていることから、本計画は、都市計画マスタープランとの調和も図りつつ、市独自の土地利用制度や農業振興地域制度その他関連する施策とも連携して土地利用の適正な誘導を図り、生活の拠点となる場の確保と、本市の暮らしやすさの維持・向上に資するものとして位置づけられる。

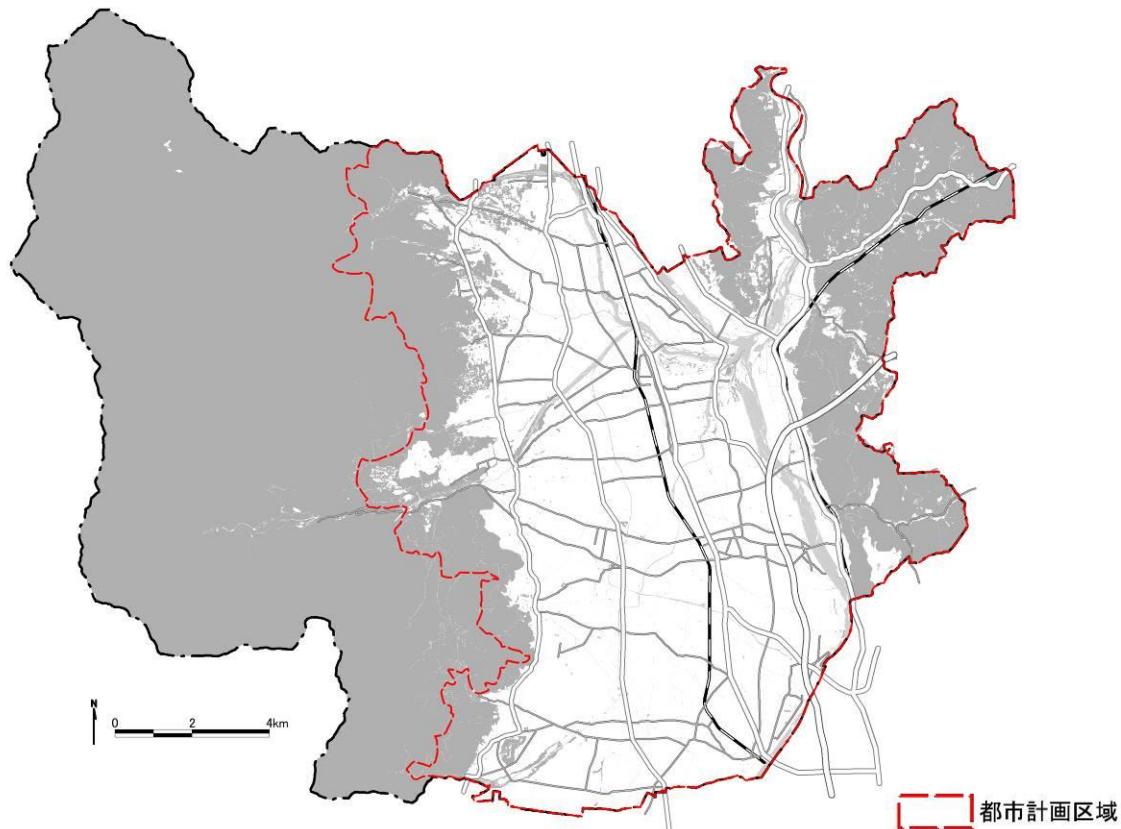
図表. 本計画の位置づけ



1.4 計画対象範囲

本計画の対象範囲は、本市の都市計画区域全域とする。

図表. 対象範囲



出典：安曇野市都市計画基礎調査（H31.3）

1.5 立地適正化計画の計画期間

立地適正化計画は概ね 20 年後の都市の姿を展望することとされていることから、計画期間は、当初計画を策定した平成 30（2018）年を始期として、令和 22（2040）年までとする。

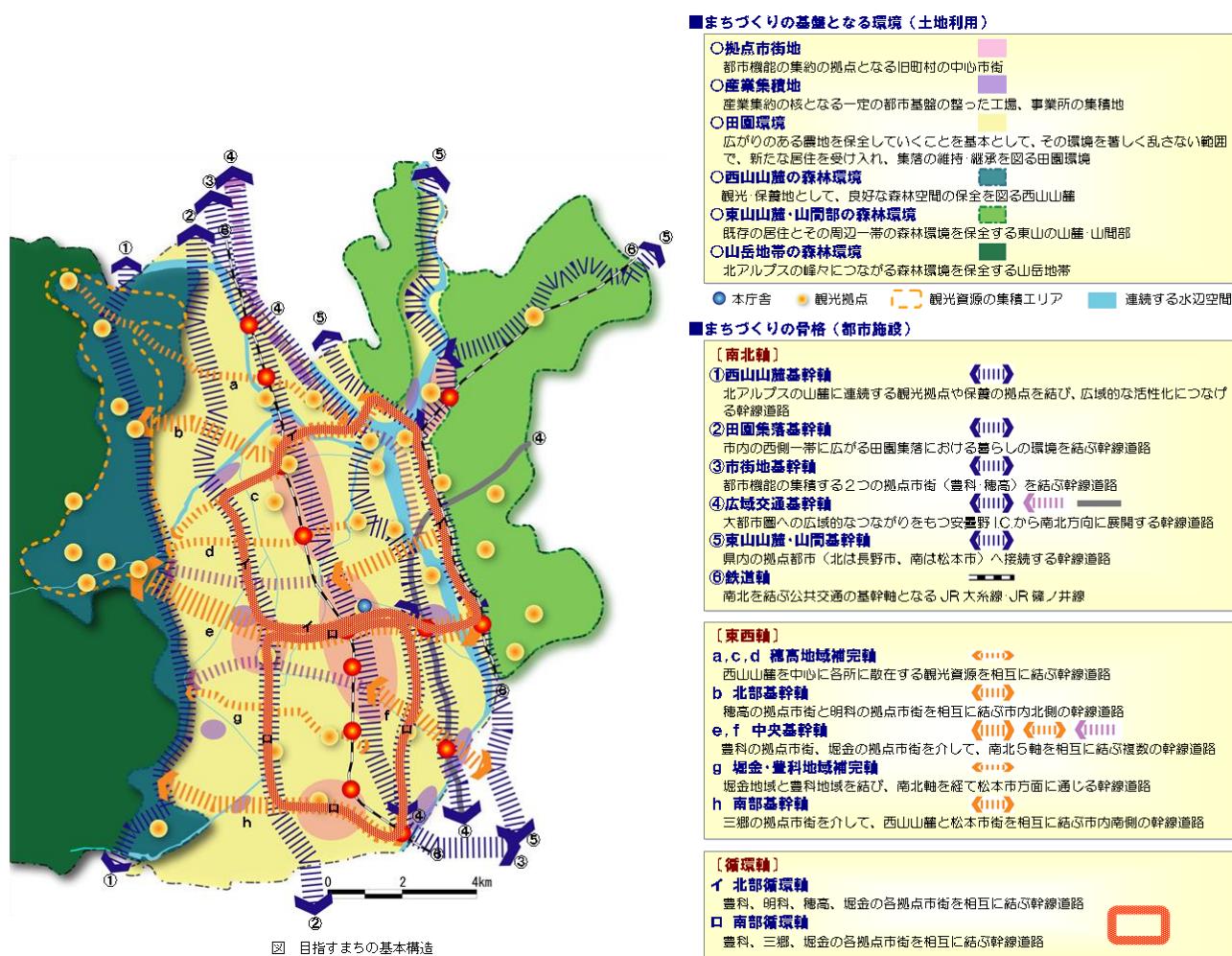
また、概ね 5 年ごとに施策の実施状況を調査・分析・評価し、必要に応じて計画内容の見直しを検討する。

第2章 関連する計画制度の概要

2.1 安曇野市都市計画マスタープラン

安曇野市都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づき、本市の都市計画に関する基本的な方針を定めたものである。

まちづくりの 基本方針	山岳と田園が育むよさを大切にし、暮らしやすさをみんなで共有・継承できるまち 方針1 雄大な山岳景観と豊かな田園風景を未来に継承できるまちづくり 方針2 都市機能の秩序ある集約と有機的な連携による持続的なまちづくり 方針3 産業の継続的な発展を持続できるまちづくり 方針4 安全で安心して快適に過ごせるまちづくり 方針5 各地域・地区の個性を活かして魅力を引き出す協働のまちづくり
目指すまちの基本構造	既存市街・集落周辺への集約重視のまちづくり
各市街の方向性	<豊科市街>業務拠点として官公庁や商業施設の集積を活かした市街 <穂高市街>商業・観光の拠点として歴史的・文化的資源を活かした市街 <三郷市街>南側の生活拠点として松本市への近接性を活かした市街 <堀金市街>西側の生活拠点として集客力のある商業施設を活かした市街 <明科市街>東側の交通の拠点として既存の商業や水環境を活かした市街

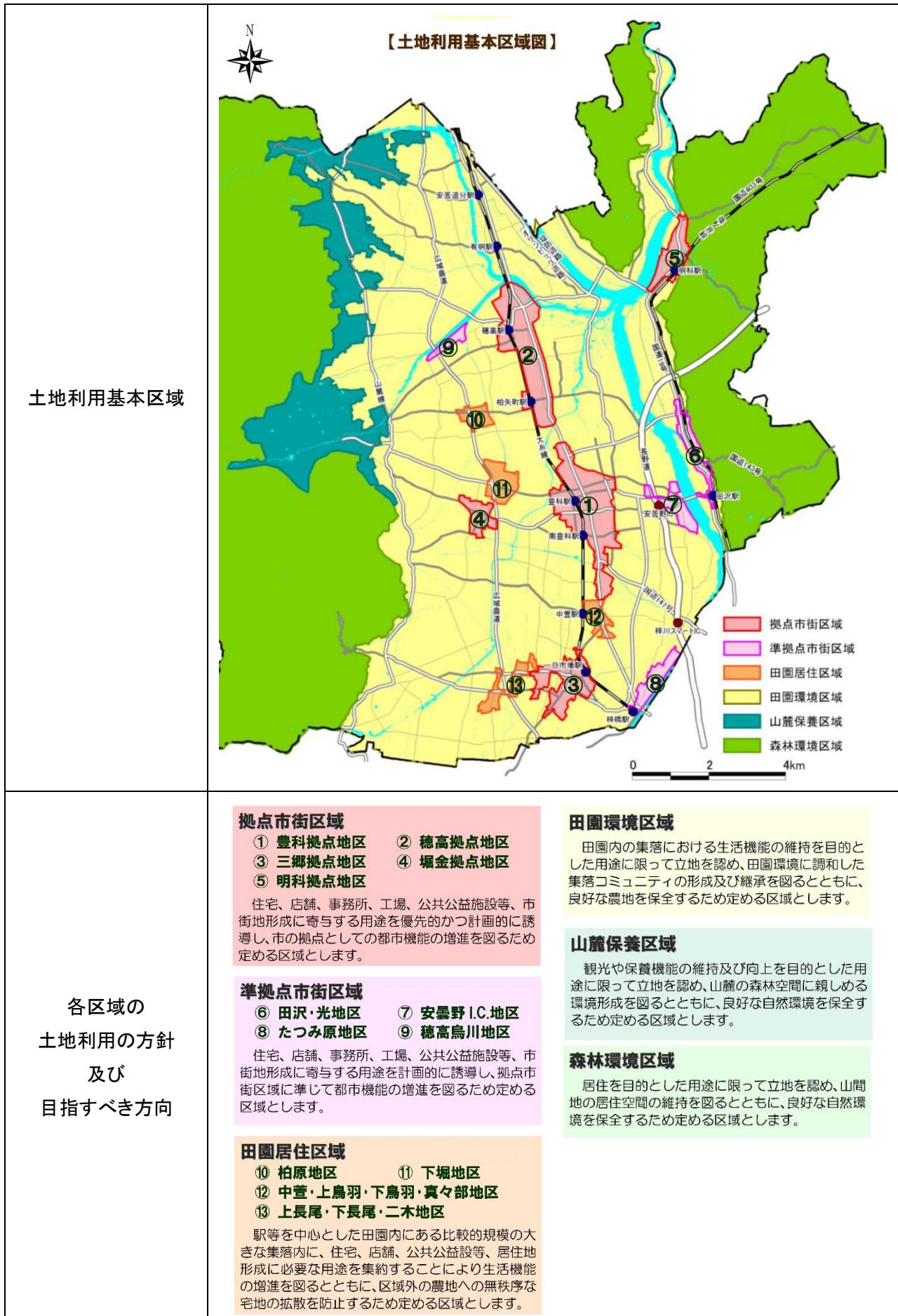


2.2 安曇野市土地利用制度

本市では平成23(2011)年4月から運用を開始した土地利用制度により、開発事業を行う場合は一部例外を除き、事前の承認手続きが義務付けられている。

開発事業は、6つの区域ごとに定められた開発事業の基準と整合を図る必要があり、開発事業の基準に定めのない開発事業は、別途、認定を受ける手続きが義務づけられている。これらの制度により、農地等への無秩序な市街地の拡大を抑制し、既存市街地・集落内での開発を促進している。

まちづくりの目標像	豊かな自然環境や景観、歴史・文化を守り、暮らしやすさと産業発展のバランスがとれた田園産業都市づくり						
土地利用の基本となる3つの方針	① 良好的な住環境の形成・育成 ② 商工業・観光の振興と育成 ③ 農地の保全・農業の育成						
土地利用の11の原則	原則1 多様な機能を有する農地、優良農地の保全 原則2 生産性に課題のある農地への開発の集約 原則3 農業・農地の保全支援の確保 原則4 既存市街・集落付近への新たな宅地の集約 原則5 計画的な宅地整備 原則6 大規模な開発の際の住民判断の余地 原則7 大規模工場の既存工業地周辺への集約又は団地化 原則8 生活に身近な商業施設の立地の自由度の確保 原則9 高い建物、派手な色彩等、建物形態に対する制限 原則10 周辺環境との調和と緑化の推進 原則11 まちづくりへ住民の主体的な参加						
手続きの流れ	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">条例手続きの対象を確認</p> <p><手続き対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の新築・増築・改築・移転 ・建築物又は工作物の用途の変更 ・工作物の新設・増築・改築・移転 ・土地の区画形質の変更 <p><例外1：承認手続き不要（事前の届出が必要）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常災害の応急処置（工事着手後の届出可） ・用途地域・準用途地域内における基準に適合した小規模な建築等 <p><例外2：手続きが不要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存敷地内における小規模な建築等 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">開発事業の基準との整合の確認</p> <p>以下6つの区域ごとに定められた開発事業の基準との整合を確認</p> <table style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">拠点市街区域</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">準拠点市街区域</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">田園居住区域</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">田園環境区域</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">山麓保養区域</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">森林環境区域</td> </tr> </table> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">基準に定めのある開発事業</p> <p style="text-align: center;">基準に定めのない開発事業</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">開発事業の承認手続き</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">開発許可・建築確認申請</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">完了検査</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">特定開発事業の認定手続き</p> </div>	拠点市街区域	準拠点市街区域	田園居住区域	田園環境区域	山麓保養区域	森林環境区域
拠点市街区域	準拠点市街区域	田園居住区域					
田園環境区域	山麓保養区域	森林環境区域					



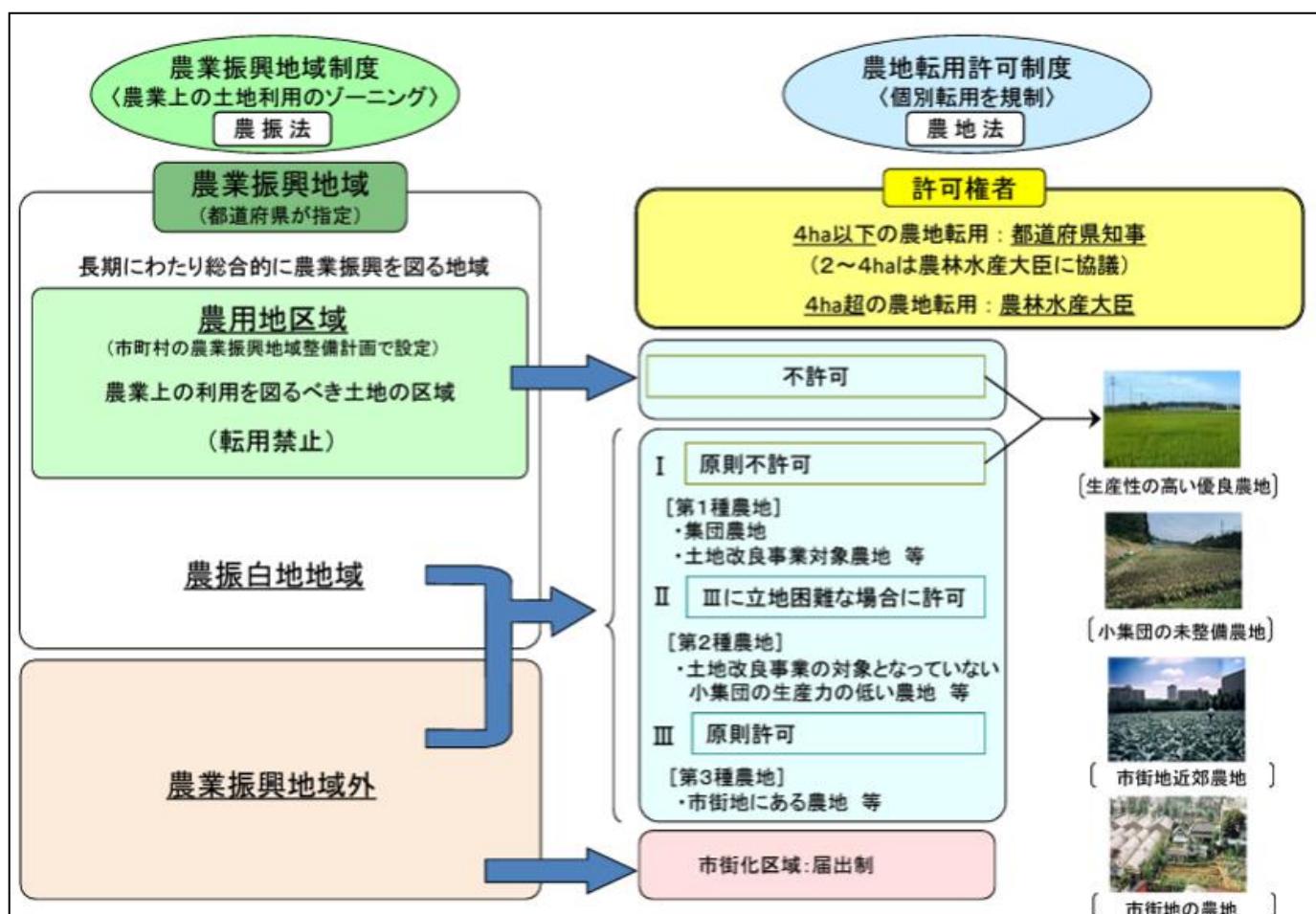
2.3 農業振興地域制度

農業振興地域制度は、農業振興地域の整備に関する法律に基づく制度であり、農業振興地域の農用地区域に指定された土地は、農地の保全と有効利用を図るために、農地転用の制限や開発行為の制限等の措置がとられている。

農業振興地域（都道府県が指定）において、市町村が農業振興地域整備計画において設定した農用地区域内の土地は、農業上の利用を図るべき土地の区域であり農地転用は不許可とされ、生産性の高い優良農地を保全することとなっている。

本市においても、土地利用制度に基づく田園環境区域のほとんどが農業振興地域の農用地区域に指定されており、農地転用は不許可とされている。

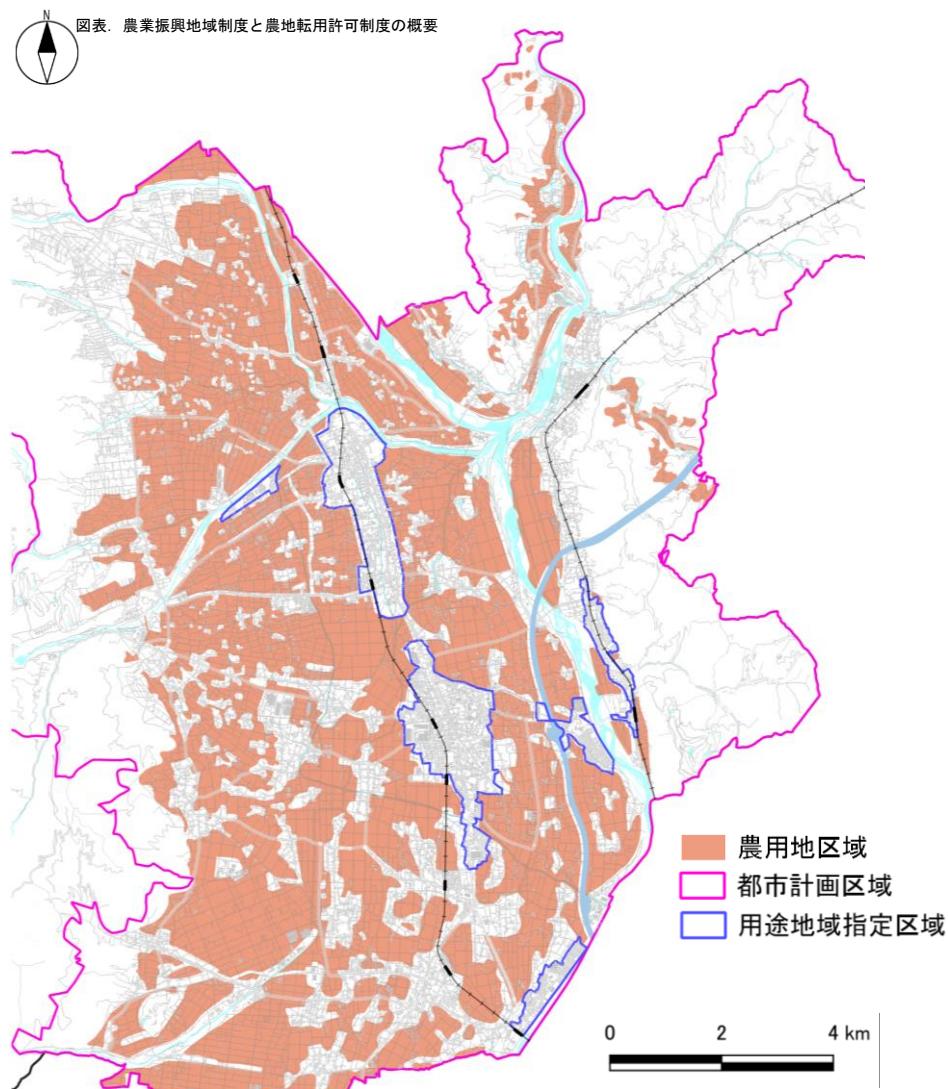
図表. 農業振興地域制度と農地転用許可制度の概要



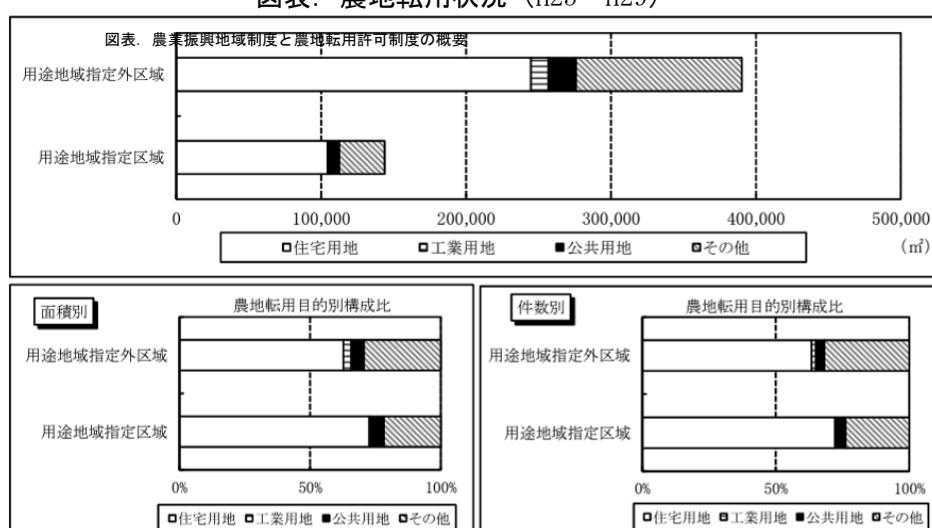
出典：農林水産省資料

当初計画策定前の、平成25（2013）年度から平成29（2017）年度までの5年間で、都市計画区域における農地転用の件数は1,419件で、面積は53.4ha、うち用途地域内はそれぞれ314件、14.4ha、用途地域外はそれぞれ1,105件、39.0haとなっている。目的別では、用途地域内、用途地域外ともに住宅用地への転用件数が多く、次いでその他（商業施設、駐車場等）への転用となっている。

図表. 農振農用地区域



図表. 農地転用状況 (H25～H29)



出典：安曇野市都市計画基礎調査（H31.3）

2.4 安曇野市地域公共交通計画

地域公共交通計画は、「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにするマスターplanとしての役割を果たすもので、本計画との整合が求められる。

本市では、令和4（2022）年度に安曇野市地域公共交通計画を策定し、本市が目指す公共交通の将来像として以下に示す基本方針を定めるとともに、その実現に向けて、以下3つの目標を設定している。

安曇野市の公共交通の基本方針

ずっと住みたいまち、きっと行きたいまち ～公共交通の充実で選ばれるまちへ～

今後進行する人口減少及び少子高齢化社会を見据え、地域住民や来訪者が安心して便利に利用できる地域交通ネットワークを整備します。

また、公共交通の課題を地域住民と共有し、地域や行政、交通事業者等がそれぞれ役割を担い主体的に取り組むことで、関係者全員の連携による持続可能なまちづくりを目指します。

計画目標1 まちづくりに対応した公共交通ネットワークの形成

- ・デマンド交通「あづみん」やコミュニティバス（定時定路線）など既存の公共交通を維持します。運行実績に基づき、必要な改善を行います。
- ・市域を越えた広域的な移動を支えるため、近隣市町村と連携したサービス展開を検討します。
- ・当市のまちづくり方針に沿った交通ネットワークを形成するため、新たなモビリティを検討します。

計画目標2 誰もが利用しやすい公共交通環境の整備

- ・気兼ねなく公共交通を利用ができる環境整備を推進します。
- ・来訪者の移動手段として、あづみ野周遊バスやシェアサイクルなどを維持します。既存の交通の在り方を検討することに加え、来訪者向けの新たな移動手段についても検討します。
- ・バリアフリーの観点から、車椅子利用者が移動しやすい環境整備を推進します。

計画目標3 一人ひとりが支え育てていく公共交通の実現

- ・本市の基幹交通である鉄道の利用を促進する取り組みを行います。
- ・移動ニーズにより分類されるセグメントごとに、公共交通に関するわかりやすく効果的な情報発信を行います。
- ・子どもたちへの交通教育などにより、公共交通に乗って守っていく意識の醸成を図ります。

出典：安曇野市地域公共交通計画（骨子案）（R04）※

※本計画と同時期に改定を行っているため、上記の内容は現時点の骨子案に基づくもので、修正の可能性あり。

第3章 安曇野市の現況・課題

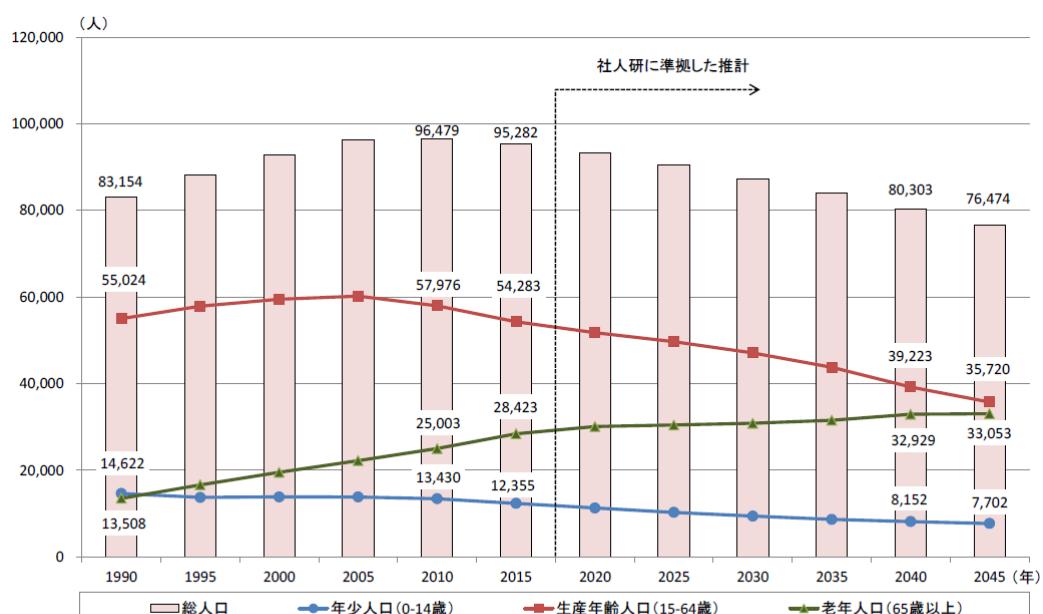
3.1 人口動態

(1) 総人口の推移

令和2（2020）年の国勢調査の結果によると、同年10月1日時点の本市の総人口は94,222人で、前回調査の平成27（2015）年の同日と比べ、1,060人減少している。

安曇野市人口ビジョンによると、本市の総人口は、平成18（2010）年の96,479人をピークに、令和27（2045）年には76,474人まで減少する一方で、老人人口は増加し続けるものと推計されている。

図表. 安曇野市将来人口推計



出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」に準拠した国提供のワークシートに示された推計値を使用。

注：総人口には、年齢不詳も含むため、年齢3区別人口の合計と一致しない。

出典：安曇野市人口ビジョン（第2版）

(2) 各地域の人口動態

全市的に人口が減少傾向にあるなか、豊科、穂高、三郷の3地域に比べて堀金、明科の2地域の減少率が高く、とくに明科地域は減少が著しく、令和4（2022）年には一部が過疎地域に指定されている。地区別にみても、明科地域は全地区で減少傾向にある。

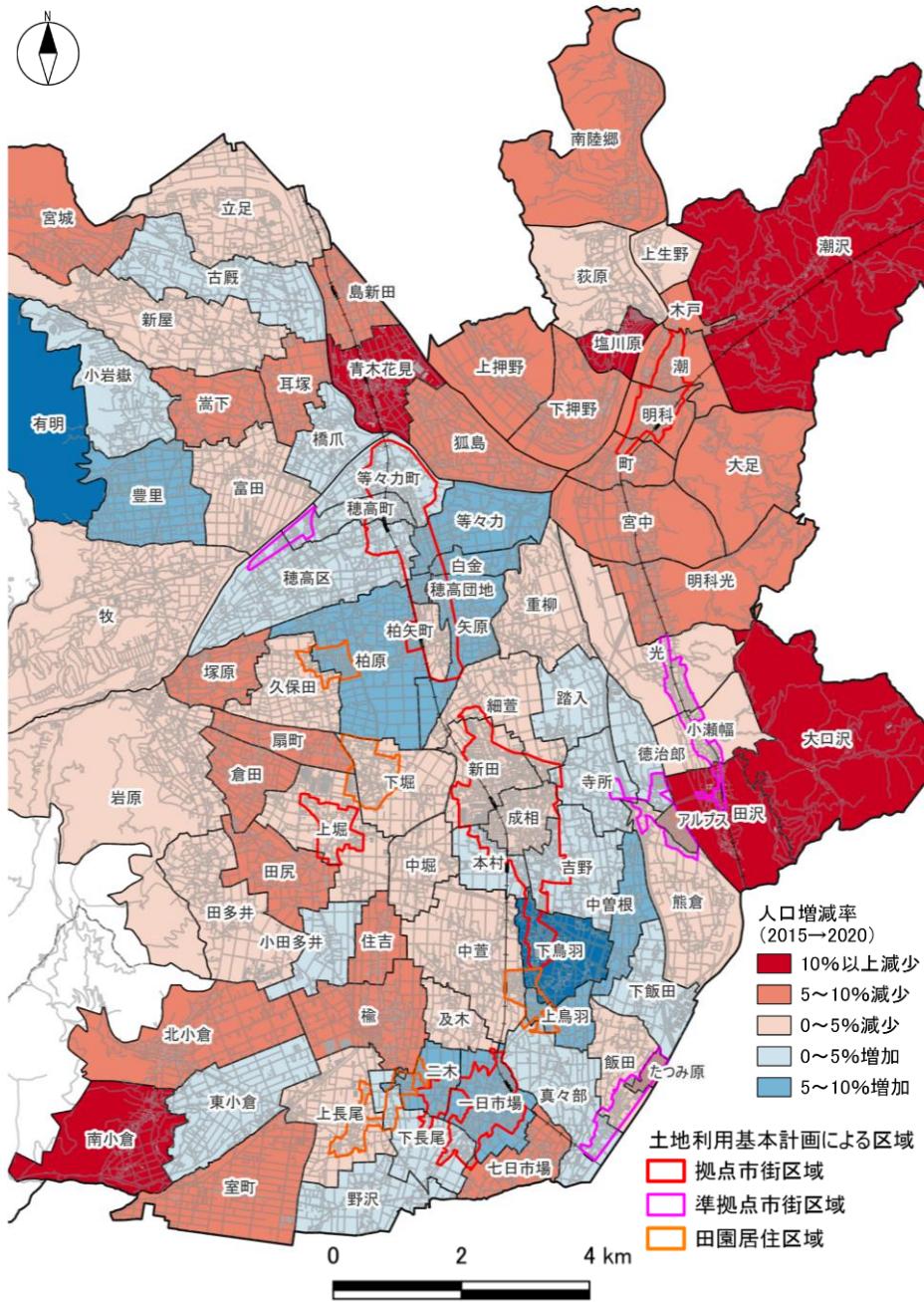
図表. 地域別の人団増減（H27→R2）

地域名	平成27年 人口	平成27年→令和2年 人口	令和2年 人口
豊科	27,524	-0.6%	27,362
穂高	32,480	0.2%	32,529
三郷	18,043	-0.1%	18,026
堀金	8,950	-3.4%	8,646
明科	8,285	-7.6%	7,659
市内計	95,282	-1.1%	94,222

図表. 地区別人口減少ランキング（H27→R2）

地域名	地区名	平成27年 人口	平成27年→令和2年 人口	令和2年 人口
明科	潮沢	340	-21.2%	268
豊科	大口沢	68	-20.6%	54
穂高	穂高団地	153	-13.7%	132
明科	塩川原	395	-12.4%	346
穂高	青木花見	1,245	-12.2%	1,093
三郷	南小倉	375	-11.2%	333
豊科	田沢	459	-10.5%	411
明科	南陸郷	531	-10.0%	478
穂高	塚原	804	-9.6%	727
明科	町	585	-9.1%	532
穂高	嵩下	799	-9.0%	727
穂高	島新田	796	-8.8%	726
穂高	耳塚	684	-8.8%	624
三郷	住吉	439	-8.7%	401
明科	潮	677	-8.6%	619
穂高	宮城	519	-8.5%	475
三郷	室町	232	-8.2%	213
明科	上押野	734	-8.0%	675
明科	宮中	910	-7.3%	844
三郷	榆	1,130	-7.2%	1,049
豊科	たつみ原	921	-6.6%	860
三郷	北小倉	564	-6.6%	527
明科	木戸	138	-6.5%	129
明科	明科	1,189	-6.4%	1,113
豊科	アルプス	1,285	-6.2%	1,205
堀金	倉田	988	-6.0%	929
堀金	田尻	1,025	-5.9%	965
明科	大足	262	-5.7%	247
穂高	孤島	713	-5.6%	673
三郷	七日市場	1,631	-5.5%	1,541
明科	下押野	752	-5.5%	711
明科	光	1,022	-5.3%	968
堀金	扇町	727	-5.2%	689
豊科	細萱	1,647	-4.7%	1,570
堀金	岩原	747	-4.6%	713
堀金	田多井	821	-4.4%	785
豊科	光	1,144	-4.3%	1,095
堀金	上堀	1,366	-3.7%	1,315
豊科	新田	3,312	-3.7%	3,190
穂高	牧	1,120	-3.3%	1,083
明科	荻原	639	-3.3%	618
三郷	及木	500	-2.8%	486
豊科	成相	4,048	-2.3%	3,956
三郷	上長尾	1,537	-2.1%	1,504
豊科	飯田	1,425	-2.0%	1,396
豊科	重柳	877	-1.8%	861
堀金	下堀	1,736	-1.7%	1,707
豊科	熊倉	1,261	-1.6%	1,241
穂高	柏矢町	1,166	-1.5%	1,149
堀金	中堀	1,103	-1.3%	1,089
市内計		95,282	-1.1%	94,222
穂高	富田	1,700	-0.9%	1,684
穂高	新屋	1,739	-0.6%	1,729
穂高	立足	1,331	-0.5%	1,324
三郷	中萱	2,990	0.0%	2,989
豊科	小瀬幅	438	0.0%	438
穂高	久保田	1,114	0.0%	1,114
明科	上生野	111	0.0%	111
豊科	寺所	814	0.1%	815
三郷	野沢	1,524	0.1%	1,526
穂高	等々力町	1,970	0.4%	1,977
豊科	徳治郎	462	0.4%	464
穂高	穂高町	1,584	0.8%	1,597
穂高	穂高区	3,887	1.7%	3,952
穂高	古巣	1,298	1.7%	1,320
豊科	本村	1,335	2.0%	1,362
三郷	東小倉	1,242	2.1%	1,268
穂高	小岩嶽	634	2.4%	649
豊科	吉野	2,145	2.4%	2,197
豊科	下飯田	397	2.5%	407
豊科	真々部	2,038	2.8%	2,095
豊科	踏入	610	3.0%	628
穂高	橋爪	845	3.4%	874
三郷	下長尾	1,621	3.8%	1,682
堀金	小田多井	437	3.9%	454
三郷	一日市場	3,261	5.2%	3,429
豊科	上鳥羽	753	5.3%	793
穂高	柏原	3,792	5.5%	4,001
豊科	中曾根	431	5.6%	455
穂高	矢原	1,400	5.7%	1,480
豊科	二木	1,018	5.9%	1,078
穂高	等々力	1,188	6.6%	1,267
穂高	白金	942	7.6%	1,014
三郷	二木	997	8.1%	1,078
豊科	上鳥羽	1,654	13.0%	1,869
穂高	有明	39	53.8%	60

図表. 地区別人口増減（H27→R2）



3.2 土地利用の動向

土地利用の動向把握のために、安曇野市景観条例に基づく届出のうち新築建築物の件数を、区域ごとに、同条例の運用を開始した平成23（2011）年度以降、令和3（2021）年度まで年度別に把握し、年度ごとに各区域の総面積で除して単位面積（1km²）あたりの件数を算出した（下表）。

また、同じく同条例に基づく新築建築物の届出のうち、本計画の運用を開始した平成30（2018）年度から令和3（2021）年度までの申請箇所を地図上にプロットし、立地状況を確認した（下図）。

区域別の単位面積あたりの件数をみると、年度ごとに数値のばらつきはあるものの、本計画で誘導区域に設定している拠点市街区域、準拠点市街区域、田園居住区域の3区域で顕著にその件数が多く、計画運用開始後の4年間もその傾向は継続している。これら3区域は、「拠点市街・集落周辺への集約重視のまちづくり」を標榜する本市において、相対的に開発優先度の高い区域として位置づけており、本計画の意図とも整合して、適正な立地誘導が図られていることがわかる。

図表. 景観条例に基づく新築建築物の単位面積（1km²）あたりの区域別届出件数（H23-R3）

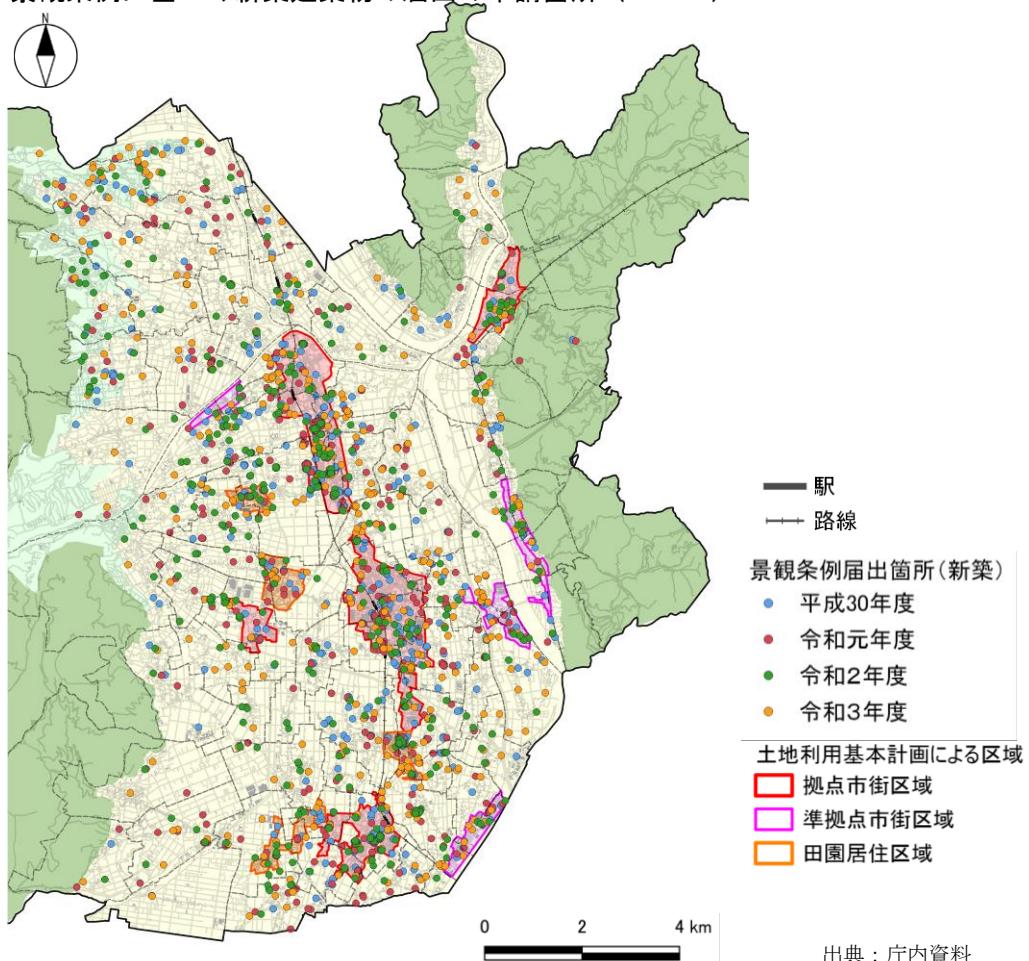
区域	拠点市街	準拠点市街	田園居住	田園環境	山麓保養	森林環境	計
総面積*	907ha	211ha	215ha	11,021ha	1,331ha	19,430ha	33,114ha
平成23年度	13.45件	9.02件	10.21件	2.41件	1.50件	0.00件	1.36件
平成24年度	11.47件	13.76件	10.21件	2.50件	1.73件	0.01件	1.38件
平成25年度	13.89件	43.19件	16.71件	2.79件	2.78件	0.02件	1.81件
平成26年度	16.21件	13.76件	19.03件	2.03件	1.43件	0.02件	1.40件
平成27年度	15.33件	8.54件	18.11件	2.20件	1.65件	0.00件	1.39件
平成28年度	19.07件	8.54件	19.96件	2.50件	1.73件	0.01件	1.62件
平成29年度	18.63件	8.54件	15.32件	2.22件	1.35件	0.01件	1.46件
平成30年度	19.18件	10.44件	23.68件	2.00件	2.25件	0.01件	1.51件
令和元年度	16.76件	7.12件	17.18件	2.17件	1.05件	0.01件	1.38件
令和2年度	16.54件	6.64件	22.75件	2.31件	2.18件	0.00件	1.50件
令和3年度	18.30件	9.97件	18.57件	2.97件	2.48件	0.01件	1.78件
H25～R3の平均	17.10件	12.97件	19.03件	2.36件	1.88件	0.01件	1.54件

注)区域区分(線引き)廃止に伴う豊科地域への条例の適用は平成24年12月20日以降。

*各区域の総面積はGISによる計測値

出典：府内資料

図表. 景観条例に基づく新築建築物の届出の申請箇所（H30-R3）



3.3 都市機能施設

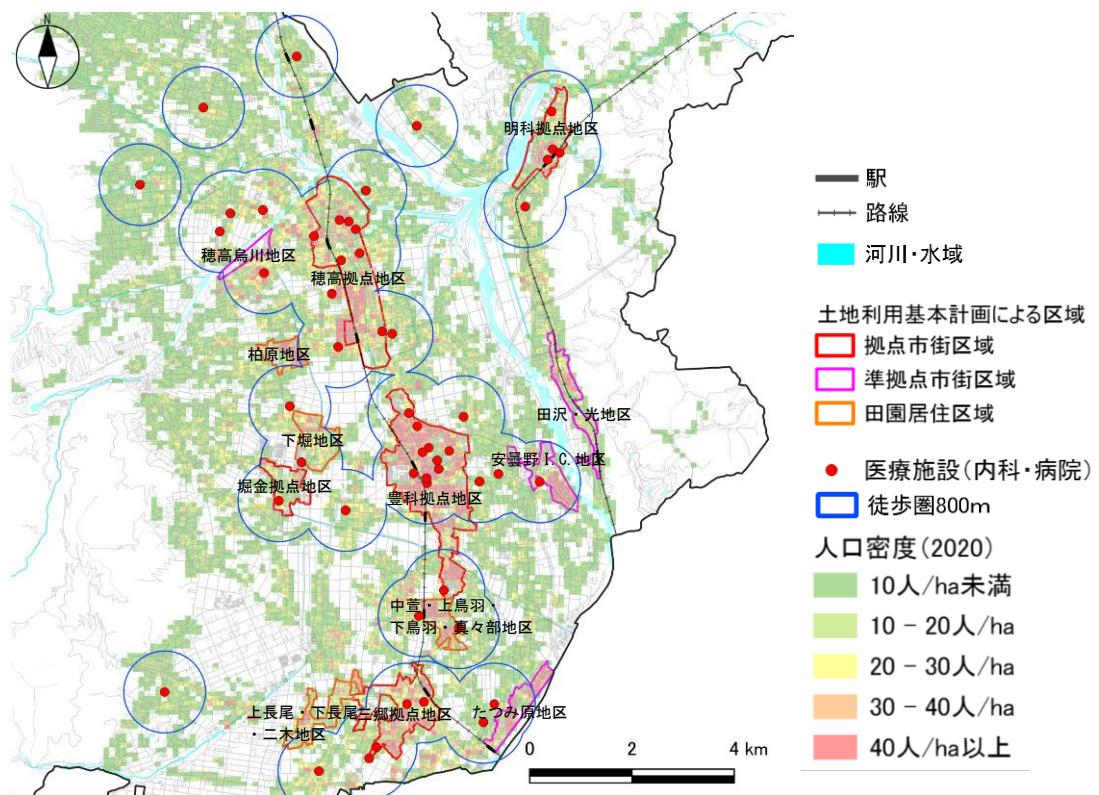
(1) 医療施設

本市には医療施設（病院・診療所）が72件、うち内科を有するものは49件立地している。これに対し、全国の人口10万人あたり医療施設は81.3件で、うち内科を有するものは50.8件（厚生労働省「令和2（2020）年医療施設調査」）で、これらの件数を本市の人口94,222人（令和2年国勢調査）に換算すると、医療施設は77件、うち内科を有するものは48件となり、本市には全国平均とほぼ同程度の医療施設が立地していることがわかる。同様に、本市の令和22（2040）年の将来人口（社人研推計値）80,303人に換算してみると、医療施設は65件、うち内科を有するものは41件となり、現状の件数を維持すれば、将来的には全国平均の件数を上回ることになる。

	医療機関	うち内科を有するもの
現状の施設数	72件	49件
全国平均から換算した 人口94,222人の場合の施設数	77件	48件
全国平均から換算した 人口80,303人の場合の施設数	65件	41件

内科を有する病院・診療所の立地場所とその徒歩圏（半径800m圏、特記がない場合は以下同様。）の範囲を確認してみると（下図）、準拠点市街区域又は田園居住区域のうち田沢・光、たつみ原、上長尾・下長尾・二木地区、柏原の各地区の全部又は一部に、徒歩圏外となるエリアが存在している。

図表. 医療機関（内科を有する病院・診療所）の立地と徒歩圏の範囲

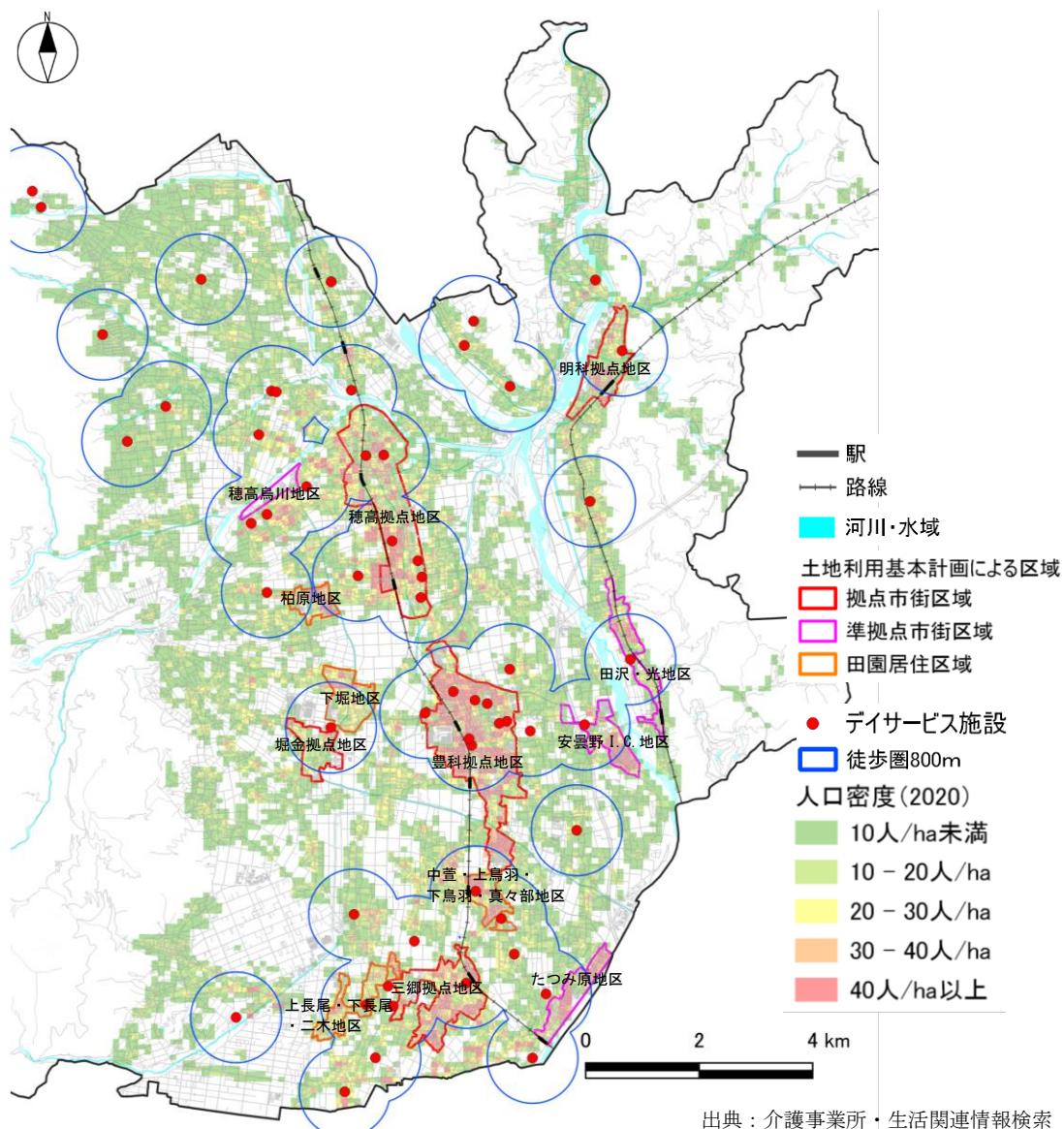


※診療所は診療科目中に「内科」を有するもの
出典：安曇野市医療と介護の連携マップ（R4）

(2) 介護福祉施設

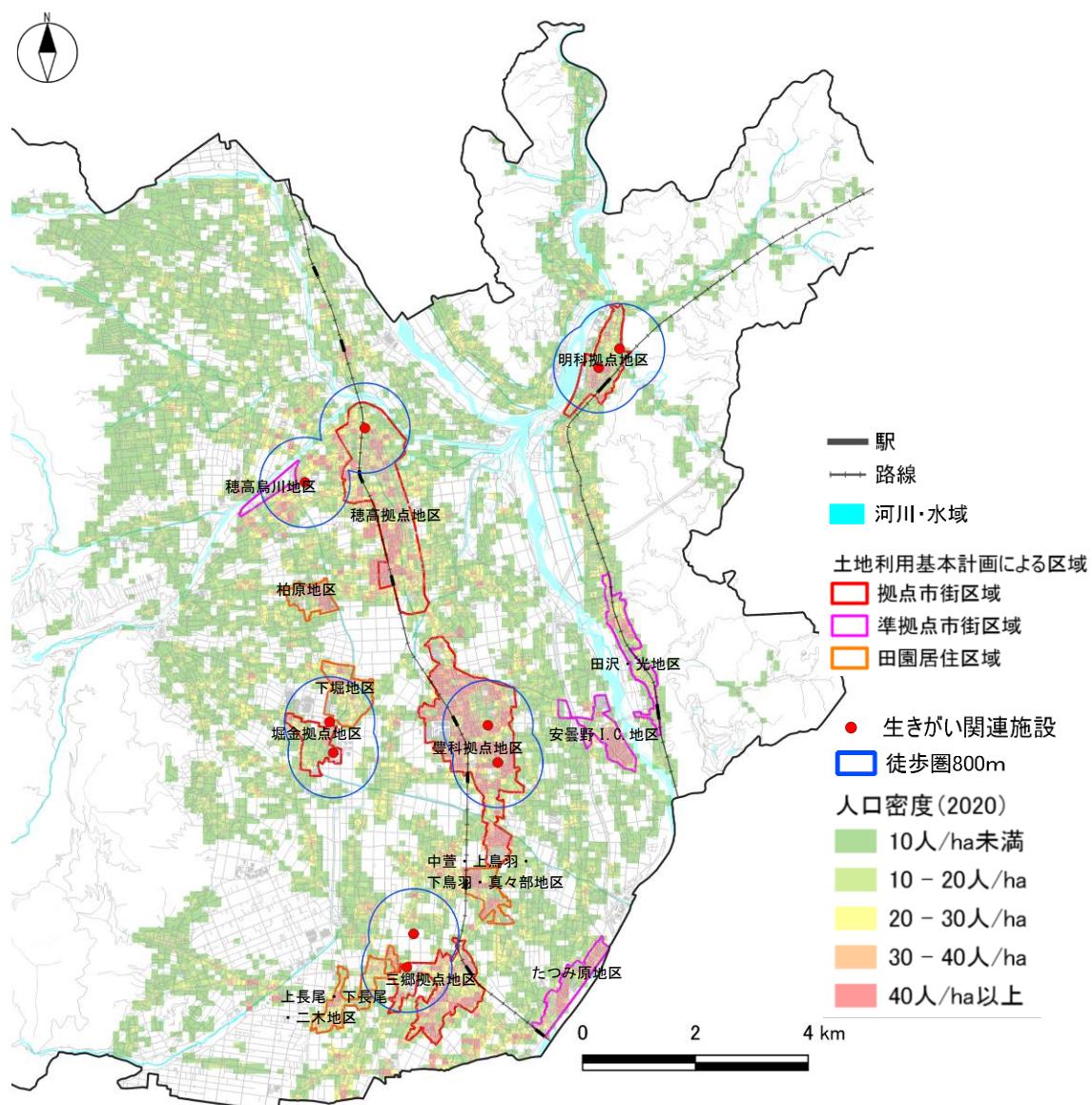
介護福祉施設として、デイサービス施設の立地場所とその徒歩圏の範囲を確認してみると(下図)、拠点市街区域又は準拠点市街区域のうち明科拠点、豊科拠点、田沢・光の各地区の一部に、徒歩圏外となるエリアが存在している。

図表. デイサービス施設の立地と徒歩圏の範囲



安曇野市老人福祉計画及び第8期介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）における基本目標である「高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ち、安心して暮らすことができる地域社会を目指し、『安曇野市地域包括ケアシステム』を構築する」に掲げられる地域の生きがいに関連し、サークル活動等に参加可能な場所である老人福祉センター及び公民館を「生きがい関連施設」として、その立地場所と徒歩圏の範囲を確認してみると（下図）、拠点市街区域又は田園居住区域のうち堀金拠点、明科拠点、下堀の各地区を除くほとんどの地区の全部又は一部に、徒歩圏外となるエリアが存在している。

図表. 生きがい関連施設（老人福祉センター・公民館）の立地と徒歩圏の範囲



出典：府内資料

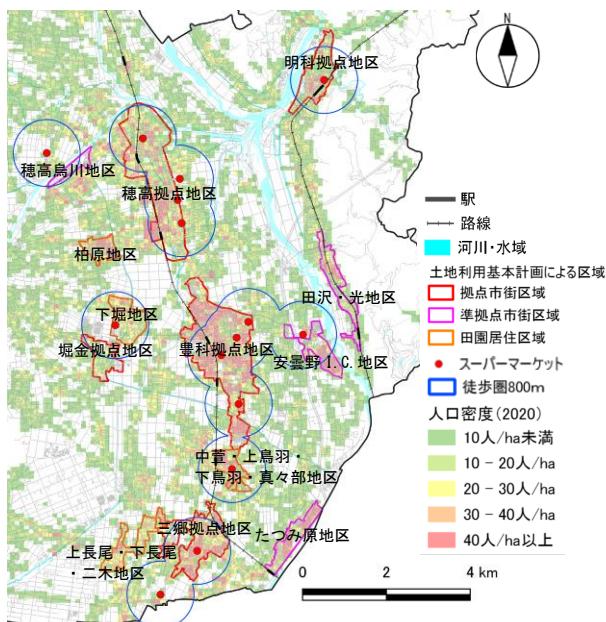
(3) 商業施設

本市には商業施設としては、各種食料品の小売業店舗が 26 件（平成 28 年経済センサス-活動調査結果）、スーパーマーケットが 15 件立地している。これに対し、長野県内の各種食料品の小売業店舗は 511 件（平成 28 年経済センサス-活動調査結果）で、スーパーマーケットは 337 件（統計・データでみるスーパーマーケット）で、これらの件数を本市の人口 94,222 人（令和 2 年度国勢調査）に換算すると、各種食料品の小売業店舗は 24 件、スーパーマーケットは 16 件となり、本市には長野県平均と同程度の小売業店舗が立地していることがわかる。同様に、本市の令和 22（2040）年の将来人口（社人研推計値）80,303 人に換算してみると、各種食料品の小売業店舗は 20 件、スーパーマーケットは 13 件となり、現状の件数を維持すれば、将来的には全国平均の件数をさらに上回ることになる。

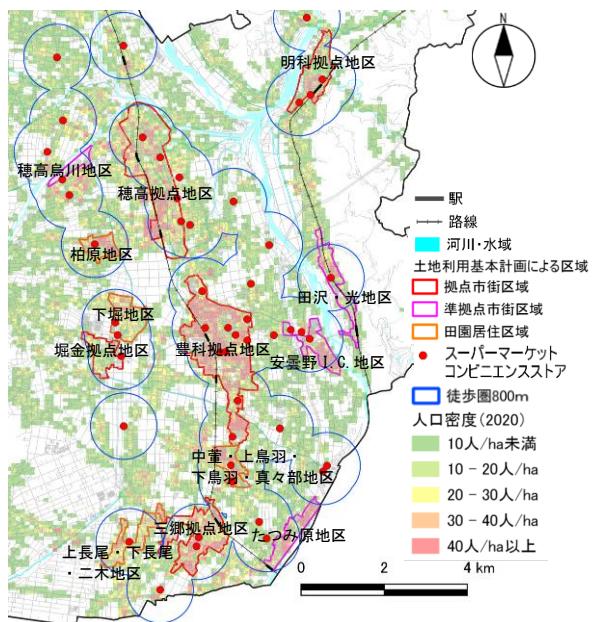
	各種食料品 小売業店舗数	スーパーマーケット 店舗数
現状の店舗数	26 件	15 件
全国平均から換算した 人口 94,222 人の場合の店舗数	24 件	16 件
全国平均から換算した 人口 80,303 人の場合の店舗数	20 件	13 件

スーパーマーケットの徒歩圏の立地場所とその徒歩圏の範囲を確認してみると（下図左）、準拠点市街区又は田園居住区域のうち田沢・光、たつみ原、柏原、上長尾・下長尾・二木の各地区のほとんどが徒歩圏外となっている。しかしながら、スーパーマーケットにコンビニエンスストアの立地場所も加えて徒歩圏の範囲をみると（下図右）、拠点市街区、準拠点市街区及び田園居住区域のほとんどが徒歩圏内に含まれる。

図表. スーパーマーケット
の立地と徒歩圏の範囲



図表. スーパーマーケット及びコンビニ
エンスストアの立地と徒歩圏の範囲



出典：府内資料

(4) 金融機関

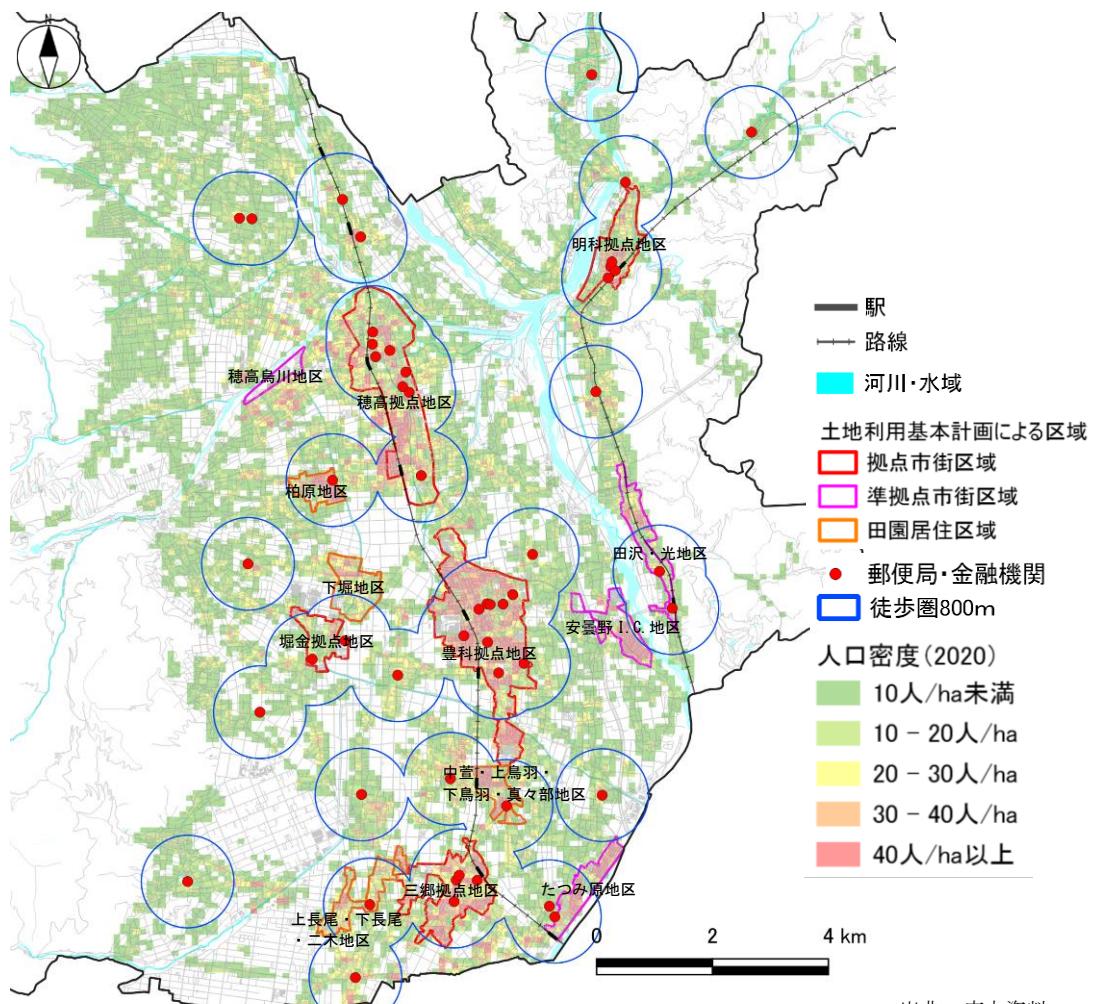
本市には金融機関（郵便局を除く）が27件立地している。これに対し、長野県内の金融機関施設は544件（平成28年経済センサス-活動調査結果）で、この件数を本市の人口94,222人（令和2年度国勢調査）に換算すると25件となり、本市には長野県平均とほぼ同程度の金融機関が立地していることがわかる。

	金融機関数 (郵便局を除く)
現状の店舗数	27件
長野県平均から換算した人口94,222人の場合の店舗数	25件

金融機関（郵便局を含む）の立地場所とその徒歩圏の範囲を確認してみると（下図）、拠点市街区域のほとんどは徒歩圏内にあるものの、準拠点市街区域又は田園居住区域のうち、とくに田沢・光、安曇野I.C.、たつみ原、穂高烏川、下堀など、比較的人口密度の高い各地区にも、一部徒歩圏外となるエリアが存在している。

ただ、ATMが設置されているコンビニエンスストアも金融機関とみなすと、準拠点市街区域及び田園居住区域のほとんどのエリアが徒歩圏内に含まれることになる。

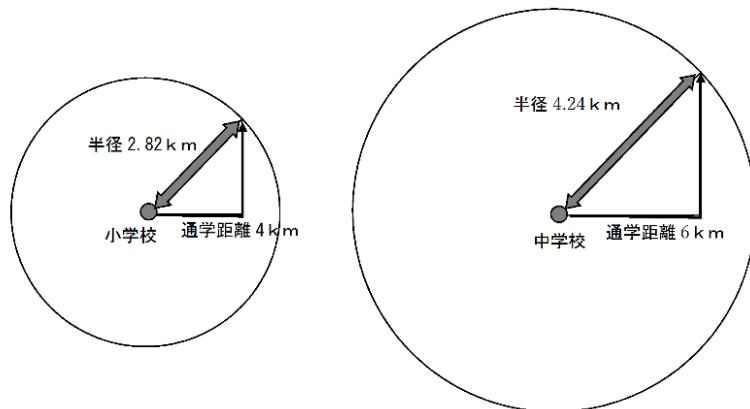
図表. 金融機関（郵便局を含む）の立地と徒歩圏の範囲



出典：府内資料

(5) 義務教育施設

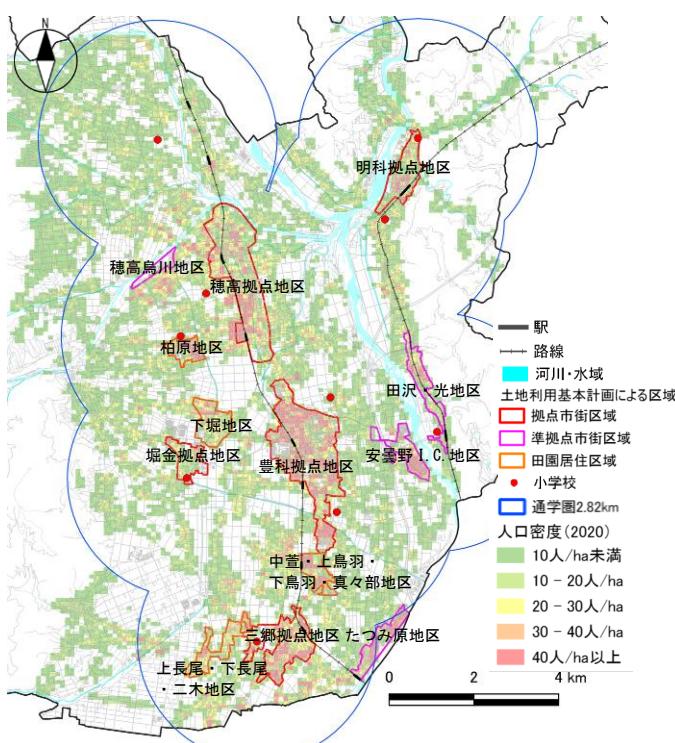
義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の施行令から、小学校の通学距離は概ね4km、中学校の通学距離は概ね6km以内とされている。この基準に合致する範囲に市街地が含まれるか否かを確認するため、小学校から半径2.82km、中学校から半径4.24kmの圏内を通学圏と設定し、通学圏の立地状況を確認した。



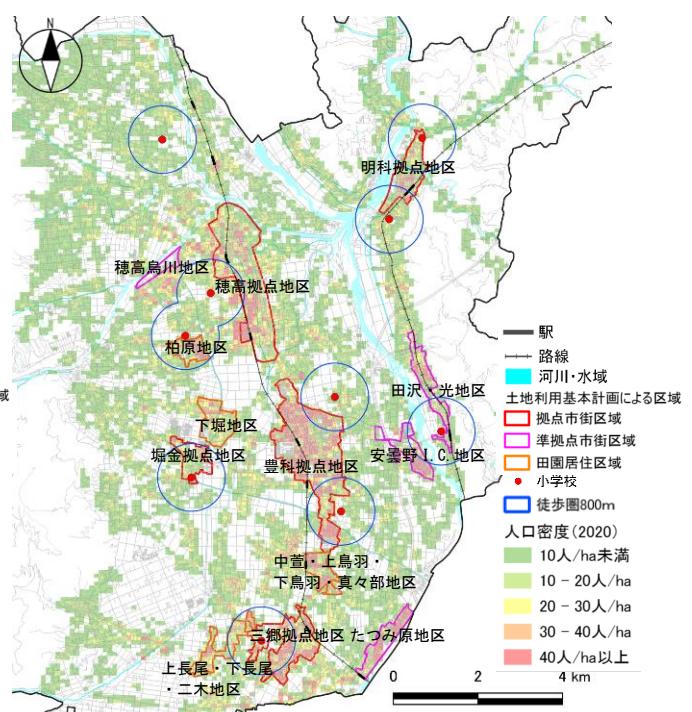
① 小学校

小学校の通学圏（2.82km圏）をみると（下図左）、準拠点市街区域であるたつみ原地区において、通学圏から外れるためスクールバスの運行等が必要とされる状況にある。また、小学校の徒歩圏をみると（下図右）、堀金拠点、柏原の両地区を除きほとんどのエリアが徒歩圏外となっている。

図表. 小学校の立地と通学圏の範囲



図表. 小学校の立地と徒歩圏の範囲

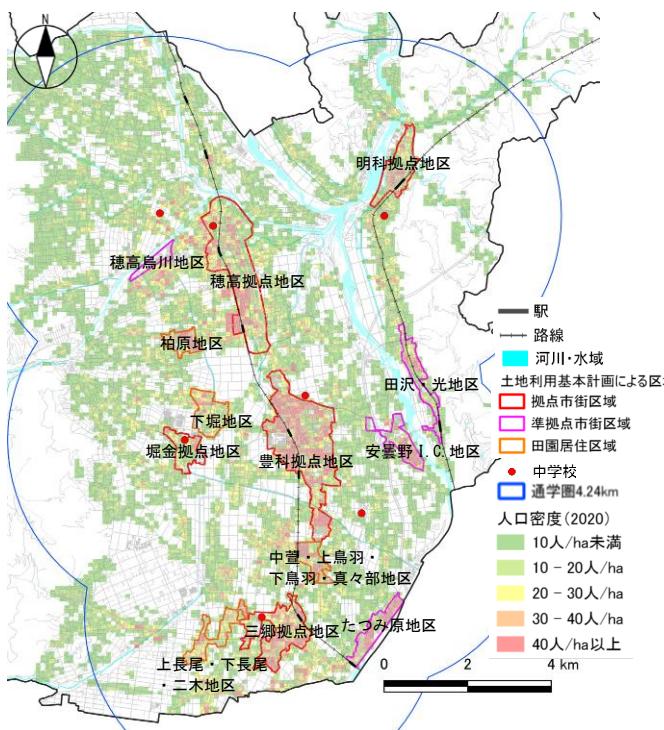


出典：府内資料

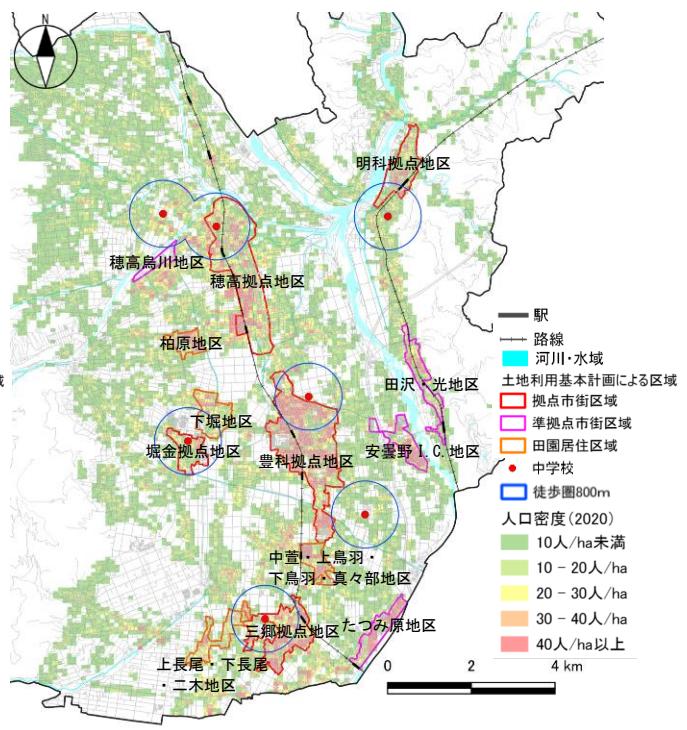
② 中学校

中学校の通学圏（4.24km 圏）の立地状況をみると（下図左）、すべての地区が通学圏に含まれている。また、中学校の徒歩圏をみると（下図右）、堀金拠点を除く地区的ほとんどが徒歩圏外となっている。

図表. 中学校の立地と通学圏の範囲



図表. 中学校の立地と徒歩圏の範囲

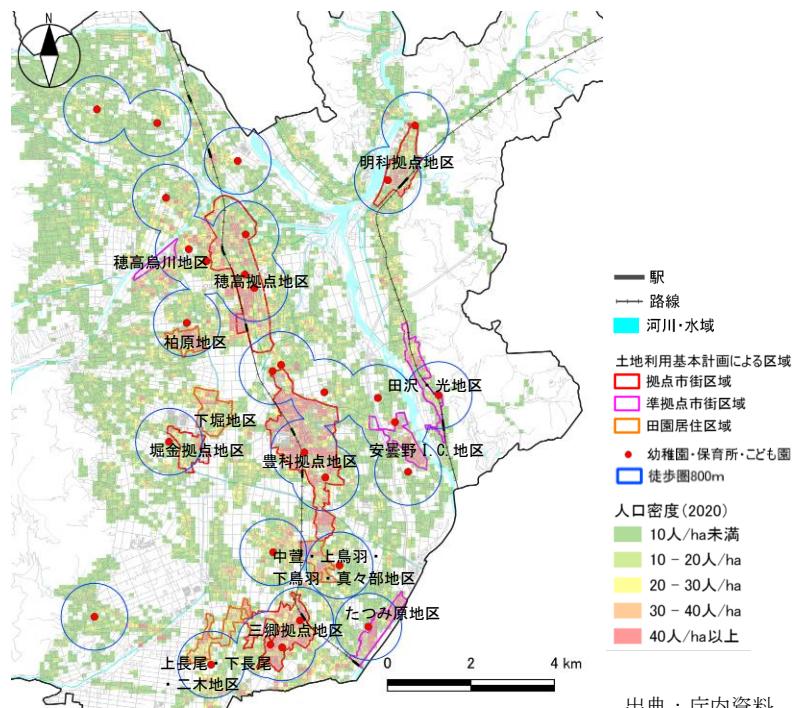


出典：府内資料

（6）子育て施設（幼稚園・保育所・こども園）

幼稚園・保育所・こども園の立地場所とその徒歩圏の範囲を確認してみると（下図）、田沢・光、穂高鳥川、下堀の各地区の一部に徒歩圏外となるエリアが存在している。

図表. 幼稚園・保育所・こども園の立地と徒歩圏の範囲



出典：府内資料

3.4 公共交通

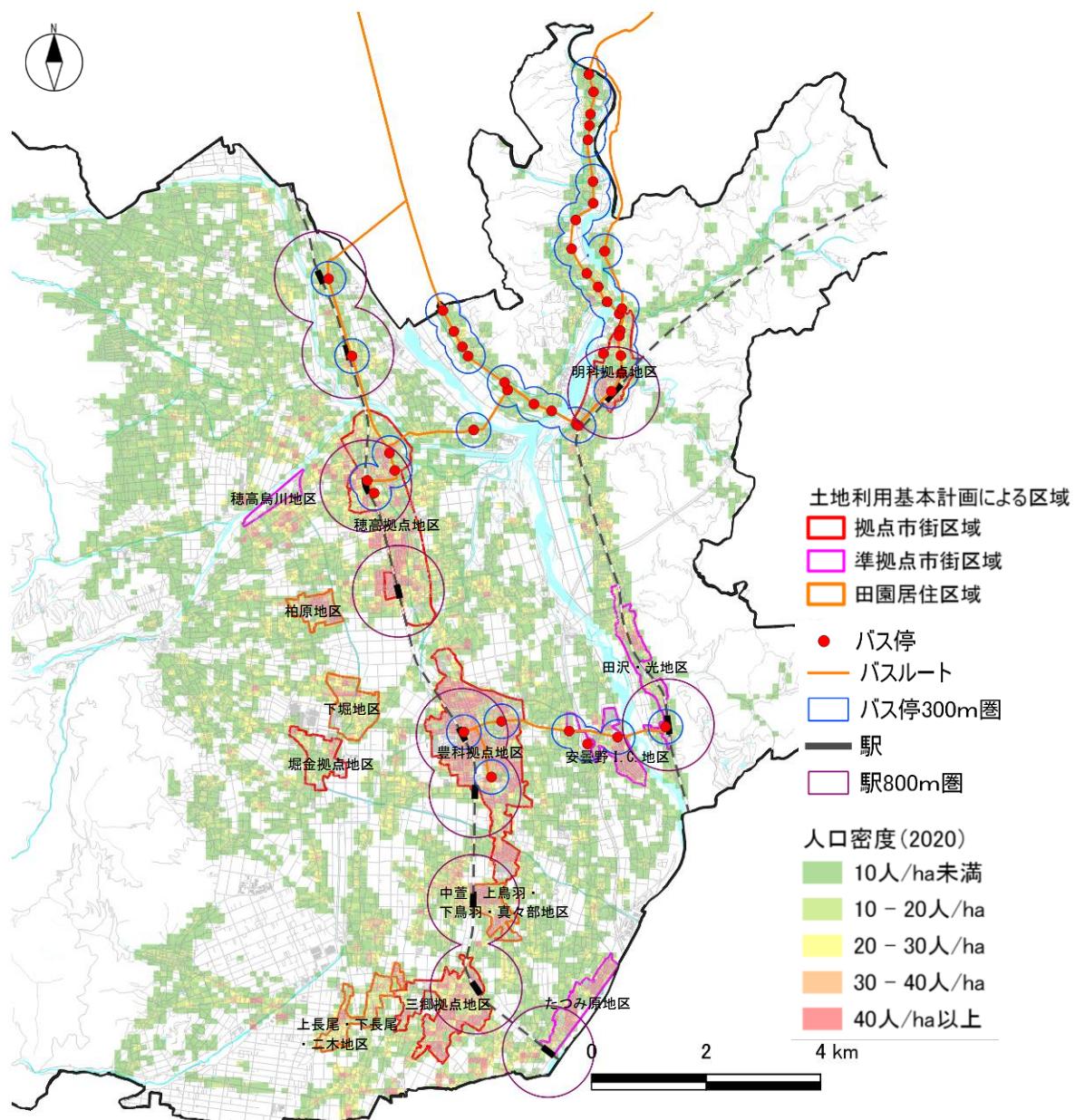
(1) 定時定路線の公共交通

地域を横断して市外とも結ばれている定時定路線の公共交通としては、JR 大糸線と同篠ノ井線があり、市内に計 11 の駅が設置されている。また、池田町営バス及び生坂村営バスで、隣接自治体（池田町・生坂村）と市内的一部駅が結ばれている。

市内移動のための公共交通としては、「あづみん」（デマンド交通、定時定路線 2 路線）があり、定時定路線としては、穂高駅周辺と明科駅を結ぶ「穂高駅・明科駅路線」と、豊科駅周辺と田沢駅を結ぶ「豊科駅・田沢駅路線」の 2 路線があり、主に通勤や通学等で利用されている。

鉄道駅及び定時定路線のバス停の各立地と徒歩圏（バス停は半径 300m 圏）の範囲を確認してみると（下図）、拠点市街区域及び田園居住区域のうち、堀金拠点、柏原、下堀、上長尾・下長尾・二木地区、鳥川の各地区は一部又は全部がそれらの徒歩圏外となっている。

図表. 鉄道駅・定時定路線のバス停の立地と徒歩圏の範囲



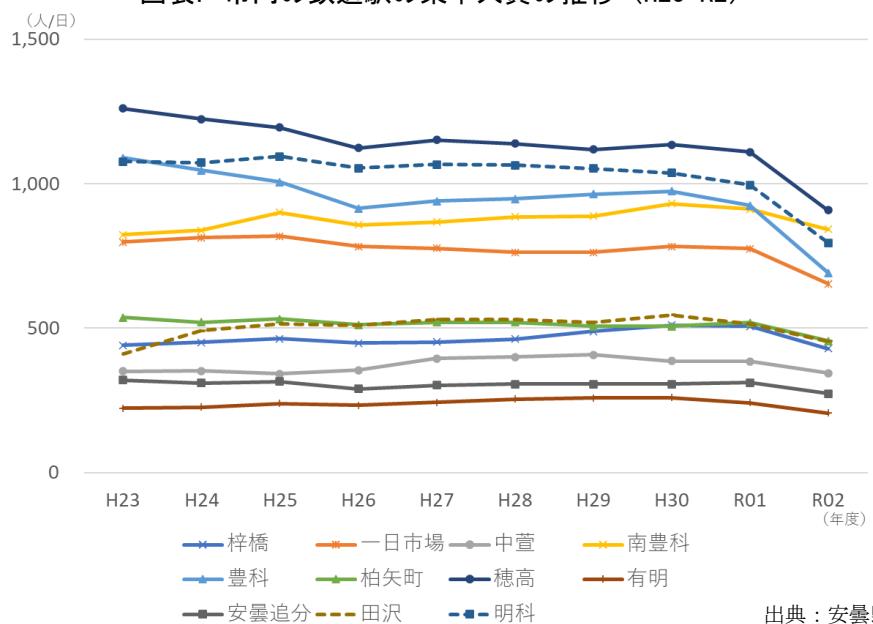
出典：府内資料

(2) ピーク時3本/時以上の公共交通

定時定路線の公共交通（鉄道、バス）のうち、基幹的な公共交通といえるピーク時3本/時以上の公共交通が確保されているのは、JR大糸線、同篠ノ井線の市内11駅のうち、安曇追分駅を除く10駅である。

平成23（2011）年以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受ける前の令和元（2019）年までの各駅の乗車人員の推移をみると（下図）、田沢、南豊科の両駅では伸びがみられるものの、拠点市街区域内の主要駅で比較的乗車人員の多い豊科、穂高、明科などの各駅では、乗車人員が漸減傾向にある。

図表. 市内の鉄道駅の乗車人員の推移 (H23-R2)

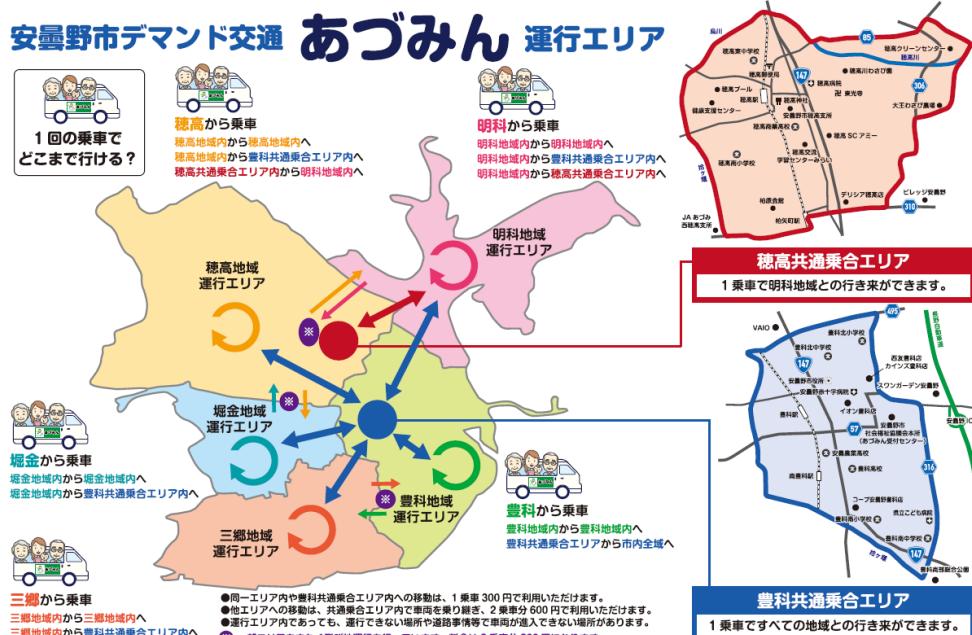


出典：安曇野市の統計

(3) デマンド方式の公共交通

デマンド方式の公共交通の運行エリアは、山間地域を除き概ね市内全域をカバーしている。運行時間は午前8時から午後5時までの平日で、電話・アプリから予約することができる。

図表. 安曇野市デマンド交通の運行エリア



出典：デマンド交通あづみん運行案内

3.5 災害

本市で発生のおそれがある災害について、種別に主なリスク情報と発生源を下表に示す。

種類	リスク情報	発生源
土砂災害	・土砂災害特別警戒区域	土石流（110箇所） 急傾斜地（254箇所）
	・土砂災害警戒区域	土石流（125箇所） 急傾斜地（265箇所） 地滑り（40箇所）
洪水災害*	・浸水想定区域（計画規模降雨） ・浸水想定区域（想定最大規模降雨） ・浸水継続時間（想定最大規模降雨） ・家屋倒壊等氾濫想定区域	犀川、高瀬川、穂高川、万水川・黒沢川 烏川、天満沢川、濁沢川・本沢川、欠の川、 中曾根川、木沢川、寺沢川、蜂ヶ沢川、 潮沢川、前川、会田川
地震災害	・想定震度	糸魚川-静岡構造線断層帯による地震 (本市で最も被害が大きいと予想される地震)

＜補足＞本市で公表している洪水ハザードマップに掲載しているリスク情報の概要

➤ 浸水想定区域（計画規模降雨）

- ・従前の河川整備の基本となる10～100年に1回程度の確率で発生する降雨量（計画規模降雨）。
- ・本市に存在する4河川（犀川、穂高川、万水川、会田川）で浸水想定区域を指定。
- ・犀川、穂高川、会田川：年超過確率1/100（毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が1/100（1%））に伴う洪水。
- ・万水川（黒沢川含む）：年超過確率1/30（毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が1/30（3.3%））に伴う洪水。

➤ 浸水想定区域（想定最大規模降雨）

- ・1000年に1回程度の割合で発生する降雨量（想定最大規模降雨）。
- ・1年の間に発生する確率が1/1,000（0.1%）程度の降雨。
- ・本市に存在する16河川で浸水想定区域を指定。

※なお本計画では、小規模河川である小野沢川を除く15河川を検討対象とする。

➤ 浸水継続時間（想定最大規模降雨）

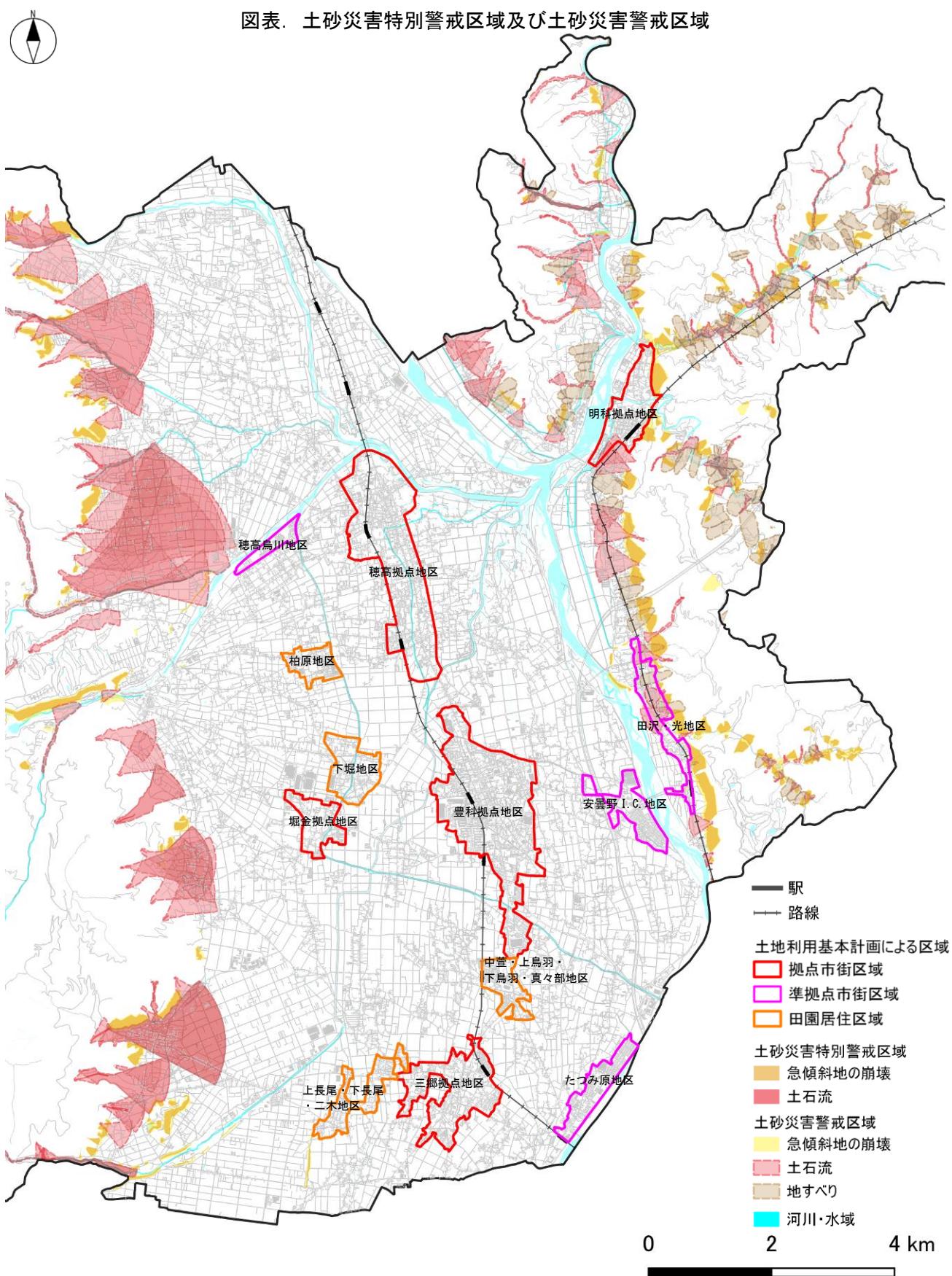
- ・想定最大規模降雨による0.5m以上の浸水が継続する期間。
- ・犀川、高瀬川、穂高川、万水川・黒沢川、烏川、欠の川、天満沢川、前川、中曾根川、会田川の10河川で指定。

➤ 家屋倒壊等氾濫想定区域（想定最大規模降雨）

- ・想定最大規模降雨による洪水時に家屋が流出・倒壊等のおそれがある範囲で、氾濫流と河岸浸食の2種類が存在。
- ・氾濫流：河川堤防の決壊又は洪水氾濫により、木造家屋の倒壊のおそれがある区域。
- ・河岸浸食：洪水時の河岸侵食により、木造・非木造の家屋倒壊のおそれがある区域。
- ・犀川、穂高川、万水川・黒沢川の3河川で指定。

(1) 土砂災害

土砂災害のおそれがある区域として指定されている警戒区域を下図に示す。

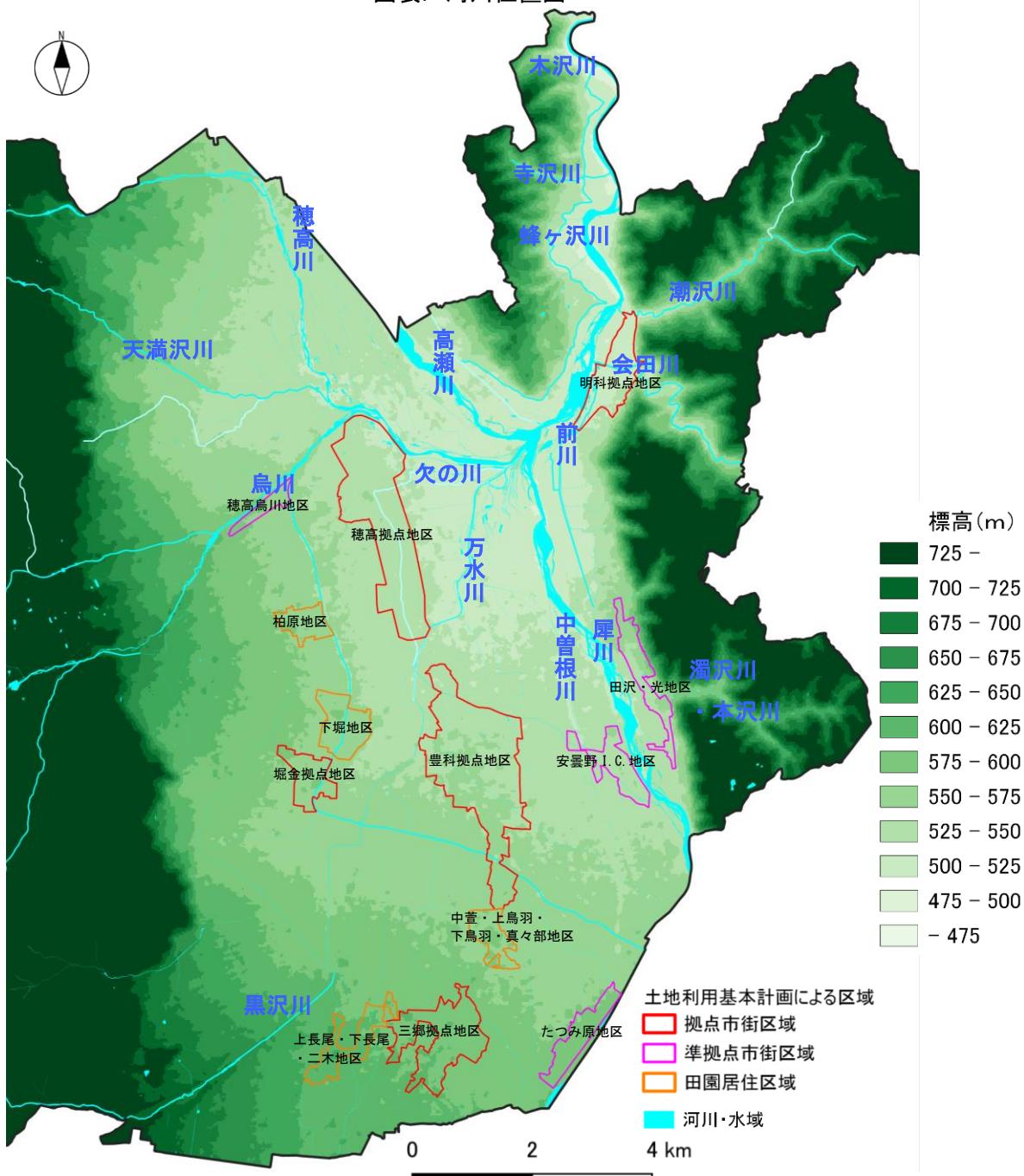


出典：府内資料

(2) 洪水災害

浸水想定区域を指定している16河川のうち、本計画で検討対象とする15河川（小規模河川である小野沢川を除く）の位置を下図に示す。

図表. 河川位置図



	管理	河川名と想定最大規模降雨
水位周知河川	国管理河川	犀川 (48時間: 396mm)
	県管理河川	高瀬川 (48時間: 741mm)、穂高川 (48時間: 796mm)、 万水川・黒沢川 (24時間: 769mm)
水位周知河川以外の中小河川	県管理河川	鳥川(24時間: 766mm)、会田川 (24時間: 270mm)、 天満沢川 (24時間: 813mm、以下同じ。)、濁沢川・本沢川、 欠の川、中曾根川、木沢川、寺沢川、蜂ヶ沢川、潮沢川、前川

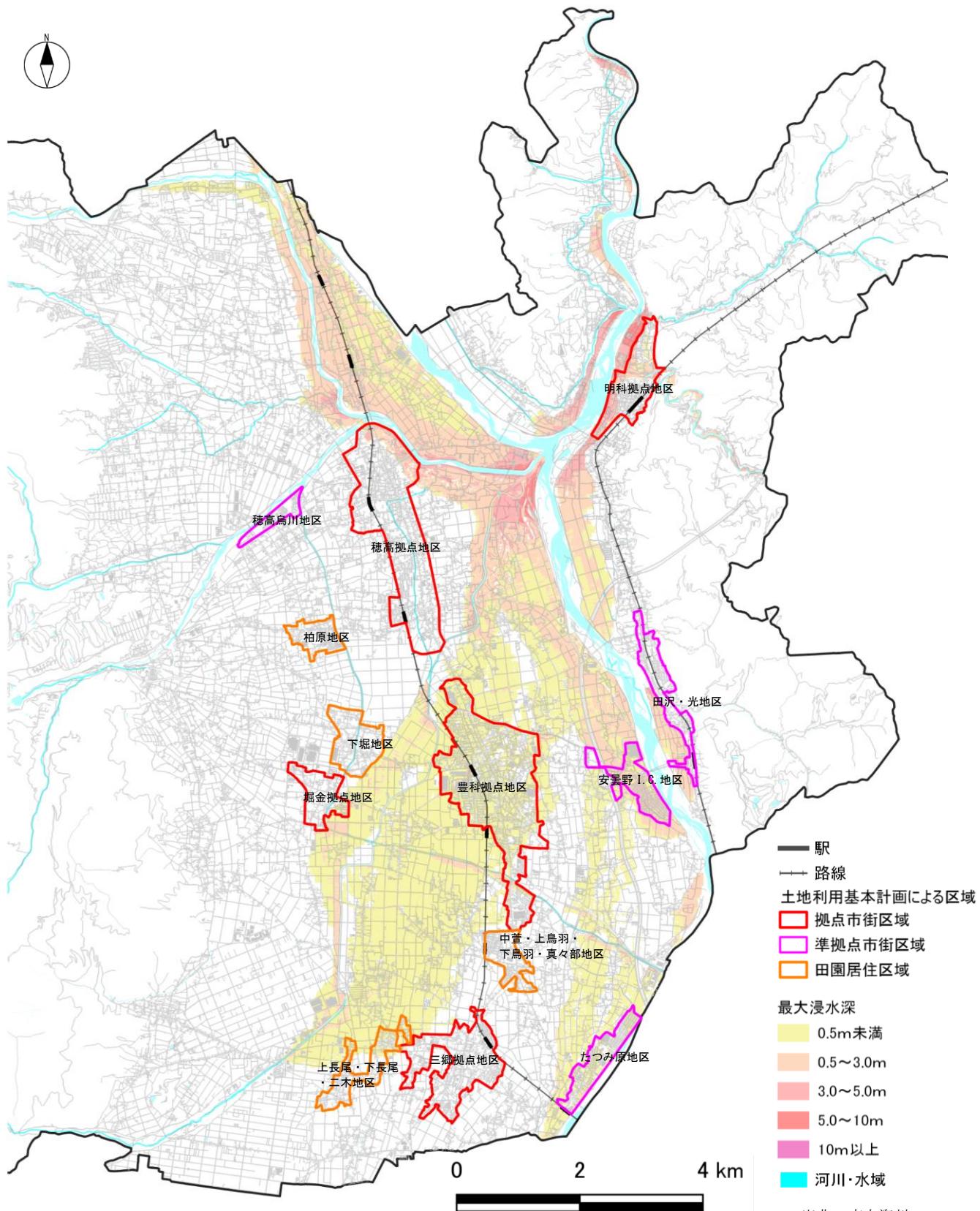
出典：府内資料

① 浸水想定区域（計画規模降雨）

計画規模降雨による4河川の浸水想定区域を下図に示す。なお、各河川の年超過確率（1年内にその規模を超える降雨が1回以上発生する確率）は以下のとおり。

- 犀川、穂高川、会田川：年超過確率 1/100
- 万水川・黒沢川：年超過確率 1/30

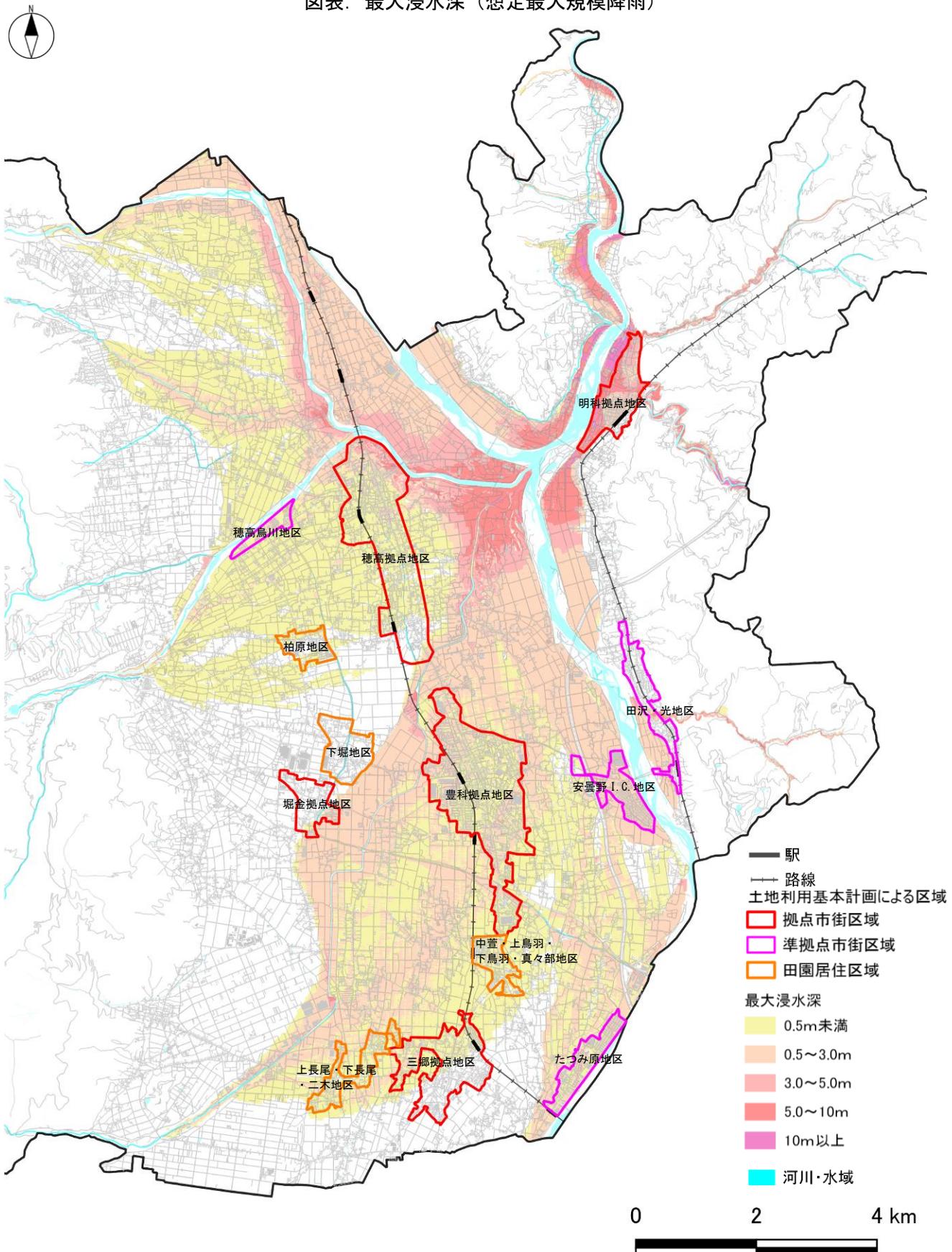
図表. 浸水想定区域図（計画規模降雨）



② 浸水想定区域（想定最大規模降雨）

想定最大規模降雨による15河川の浸水想定区域の最大浸水深を下図に示す。

図表. 最大浸水深（想定最大規模降雨）

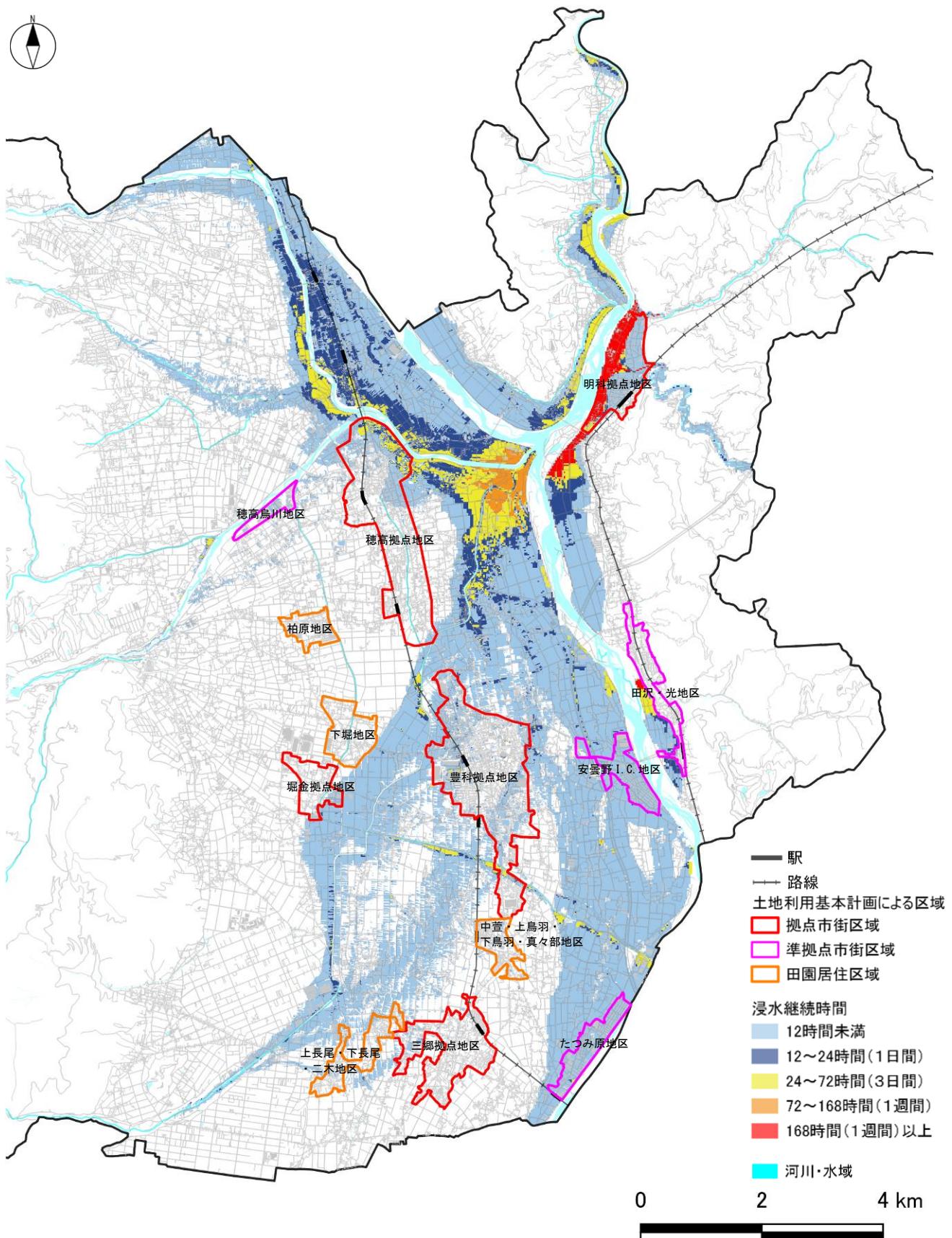


出典：府内資料

③ 浸水継続時間（想定最大規模降雨）

想定最大規模降雨による10河川の0.5m以上の浸水継続時間を下図に示す。

図表. 浸水継続時間

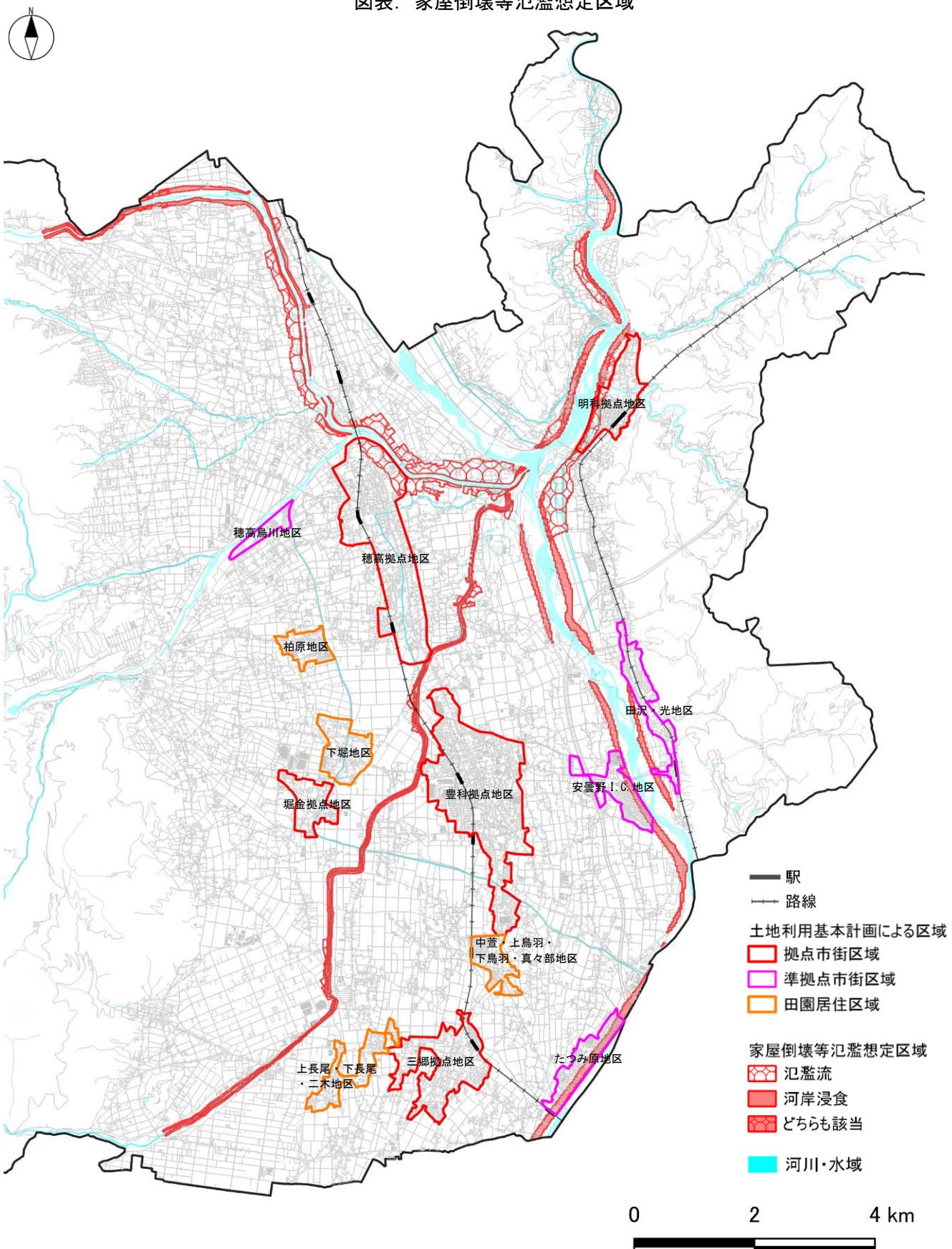


出典：府内資料

④ 家屋倒壊等氾濫想定区域（想定最大規模降雨）

犀川、穂高川、万水川・黒沢川の家屋倒壊等氾濫想定区域を下図に示す。

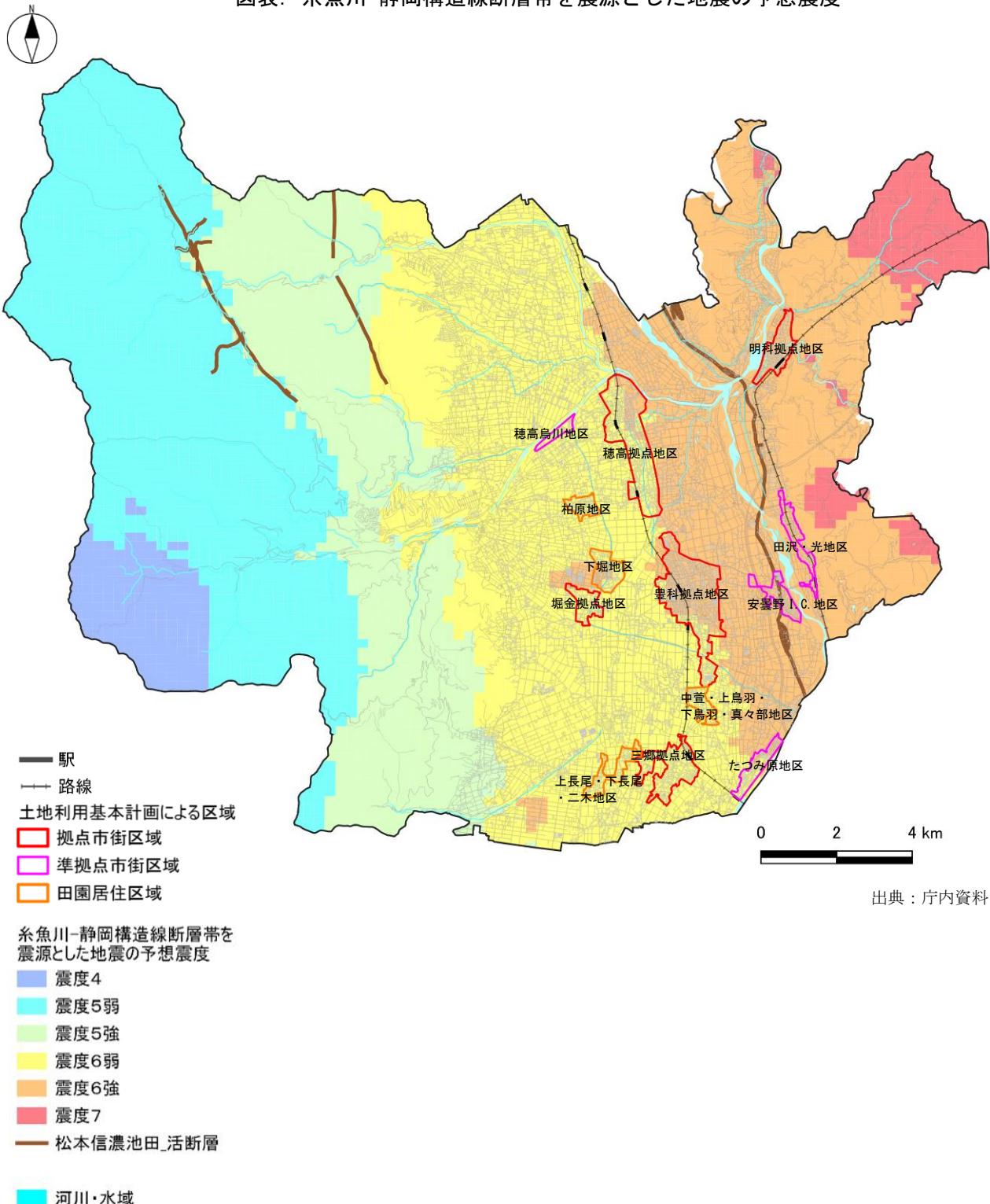
図表. 家屋倒壊等氾濫想定区域



(3) 地震災害（糸魚川-静岡構造線（全体）による地震の震度）

糸魚川-静岡構造線断層帯を震源とした地震の予想震度を下図に示す。

図表. 糸魚川-静岡構造線断層帯を震源とした地震の予想震度



3.6 立地適正化計画の達成状況と課題

本計画では、概ね5年ごとに施策の実施状況を調査・分析・評価し、必要に応じて計画内容の見直しを検討するものとしている。ここでは当初計画で設定した施策の有効性を評価するための指標の項目、当初値及び目標値を精査したうえで、現状値を把握して、現時点での目標達成状況を確認し、課題を整理した。

(1) 当初計画の区域設定

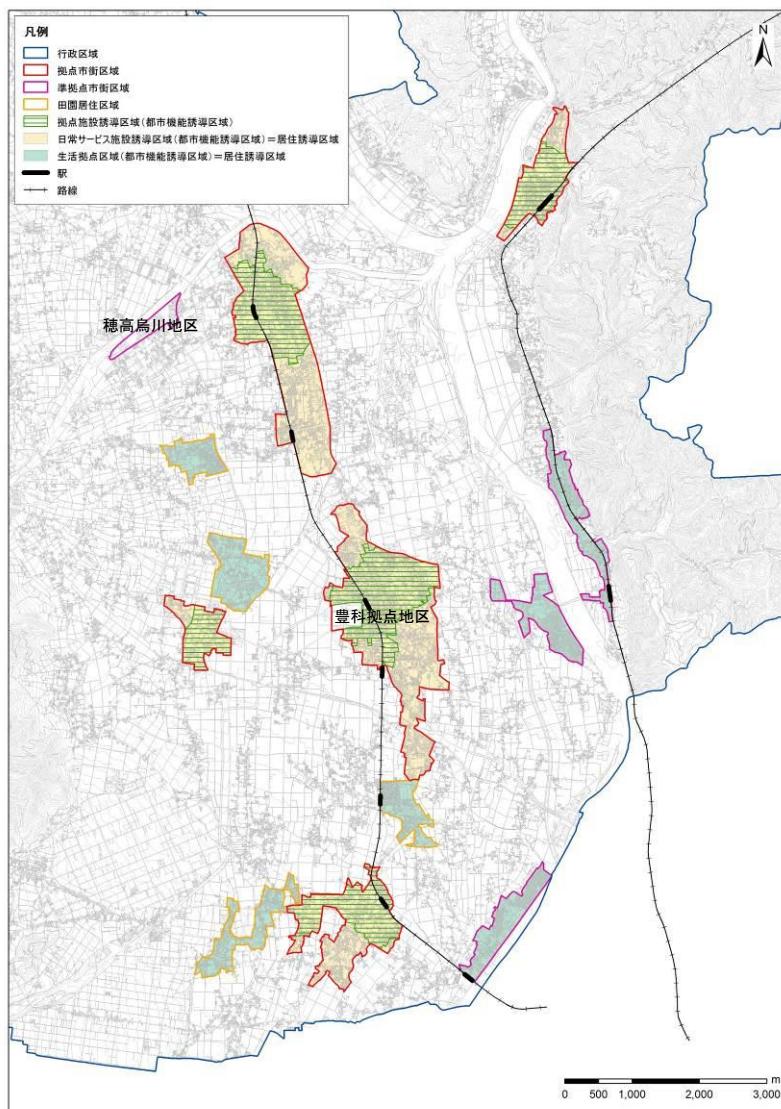
当初計画では、居住誘導区域=都市機能誘導区域で、安曇野市土地利用基本計画に基づく区域との整合を図りながら、当該区域を以下の3種類に区分している。

<居住誘導区域（都市機能誘導区域）の区分>

- **拠点施設誘導区域**：拠点市街区域の中心的な駅及び市役所・支所から半径500m周辺
- **日常サービス施設誘導区域**：拠点市街区域
- **生活拠点区域**：準拠点市街区域と田園居住区域

※なお、安曇野市土地利用基本区域に基づく上記下線で示す3区域のうち、工業系の用途地域のまとまりである穂高烏川地区と工場集積地（豊科拠点地区）は、居住誘導区域（都市機能誘導区域）から除かれている。

図表. 誘導区域位置図（当初計画）



出典：安曇野市立地適正化計画（H30.3）

(2) 各指標の目標達成状況

① 居住誘導区域内の人口密度

当初計画による目標設定

項目	当初値	目標値
	«平成 22 (2010) 年»	«令和 22 (2040) 年»
人口密度 (居住誘導区域内)	約 10 人/ha ※食料品を扱う小売店、診療所 徒歩圏の人口密度	10 人/ha ※居住誘導区域の人口密度 ※いずれの地区においてもこれ を下回らないものとする

当初計画では当初値と目標値で算出方法が異なる設定であったため、目標値の算出方法（居住誘導区域の人口密度）で、現状値を下表のとおり算定した。その結果、いずれの区域でも 10 人/ha を下回っていない（最低値が 12.2 人/ha、平均値が 25.5 人/ha）ことを確認した。

なお、同様の算定手法による当初値でも 10 人/ha を下回っている区域はないが、最低値が 11.5 人/ha、平均値が 25.0 人/ha で、わずかではあるが、いずれも現状値のほうが上回っており、本計画が意図する居住誘導が機能しているものと評価することができる。

図表. 誘導区域内の人口密度の推移

	平成27年		平成27年→令和2年	令和2年		
	人口	人口密度 (人/ha)		人口	人口密度 (人/ha)	
日 常 サ ー ビ ス 施 設 誘 導	豊科拠点地区	10,461	32.8	-0.2%	10,438	32.7
常 常	拠点施設誘導区域	4,900	34.3	-2.7%	4,769	33.4
サ ー ビ ス	穂高拠点地区	6,282	21.8	4.0%	6,532	22.6
ス	拠点施設誘導区域	2,478	21.4	2.7%	2,546	22.0
施	三郷拠点地区	3,646	25.8	7.2%	3,910	27.7
設	拠点施設誘導区域	2,040	22.9	8.3%	2,210	24.8
誘	堀金拠点地区	710	13.0	0.6%	714	13.1
導	拠点施設誘導区域	497	11.5	5.7%	526	12.2
区	明科拠点地区	1,670	19.1	-6.0%	1,570	17.9
域	拠点施設誘導区域	1,310	19.4	-5.9%	1,233	18.2
生	田沢・光地区	1,244	18.8	1.0%	1,256	19.0
活	安曇野I.C.地区	1,768	29.2	-6.4%	1,654	27.3
拠	たつみ原地区	1,725	28.5	8.3%	1,868	30.9
点	柏原地区	995	26.0	4.5%	1,040	27.2
区	下堀地区	1,367	19.4	-2.9%	1,327	18.9
域	中萱・上鳥羽・下鳥羽・真々部地区	1,120	24.7	8.0%	1,210	26.7
	上長尾・下長尾・二木地区	1,364	22.2	3.2%	1,407	22.9
	誘導区域内	32,350	25.0	1.8%	32,928	25.5
	誘導区域外	62,464	-	-2.1%	61,151	-
	市内計	94,814	-	-0.8%	94,079	-

出典：国勢調査、安曇野市都市計画基礎調査（H30）

国勢調査 500m メッシュ人口を都市計画基礎調査の
住宅建物面積で按分し、各地区の人口を算出した。

推計の都合上、合計人口は国勢調査結果と差異が生じる。

<補足>人口密度の将来推計

国立社会保障・人口問題研究所による平成27(2015)年の国勢調査に基づく将来推計人口から、本計画の計画期間の終期である令和22(2040)年における誘導区域内の人口及び人口密度を推計した(下表)。

その結果、令和22(2040)年における市内的人口は、平成27(2015)年と比較して約15.7%減少し、誘導区域内における人口は約13.6%減少して、同区域内の人口密度は25.0人/haから22.0人/haに低下するものと推計される。とくに堀金拠点地区の拠点施設誘導区域内の人口密度は9.2人/haまで低下し、10人/haを下回る推計となっているため、目標値を達成するためには、本計画に基づく誘導施策等のさらなる充実を図り、誘導区域内への人口誘導をより一層強化する必要がある。

図表. 誘導区域内将来人口密度推移

		平成27年		令和22年	
		人口	人口密度 (人/ha)	平成27年→令和22年	人口
日 常 サ ー ビ ス 施 設 誘 導 区 域	豊科拠点地区	10,461	32.8	-10.9%	9,320
	拠点施設誘導区域	4,900	34.3	-16.6%	4,085
	穂高拠点地区	6,282	21.8	-15.5%	5,310
	拠点施設誘導区域	2,478	21.4	-17.9%	2,034
	三郷拠点地区	3,646	25.8	-9.4%	3,305
	拠点施設誘導区域	2,040	22.9	-9.4%	1,847
	堀金拠点地区	710	13.0	-17.6%	585
	拠点施設誘導区域	497	11.5	-20.1%	397
	明科拠点地区	1,670	19.1	-22.4%	1,295
	拠点施設誘導区域	1,310	19.4	-22.3%	1,018
生 活 拠 点 区 域	田沢・光地区	1,244	19.6	-12.0%	1,094
	安曇野I.C.地区	1,768	28.5	-16.4%	1,478
	たつみ原地区	1,725	31.6	-1.3%	1,702
	柏原地区	995	26.0	-11.1%	885
	下堀地区	1,367	19.4	-5.3%	1,294
	中萱・上鳥羽・下鳥羽・真々部地区	1,120	24.7	-17.0%	930
	上長尾・下長尾・二木地区	1,364	22.2	-11.8%	1,202
	誘導区域内	32,350	25.0	-12.2%	28,401
	誘導区域外	62,464		-17.5%	51,508
	市内計	94,814		-15.7%	79,909

出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」

安曇野市都市計画基礎調査（H30）

500mメッシュ推計人口を都市計画基礎調査の

住宅建物面積で按分し、各地区の人口を算出した。

推計の都合上、合計人口は国勢調査結果及び本市の将来推計人口と差異が生じる。

② 誘導区域内の新築件数割合

当初計画による目標設定

項目	当初値 『平成 23 (2011) 年 ～平成 29 (2017) 年』	目標値 『平成 52 (2040) 年』
誘導区域内外の 新築件数割合	39 : 61 ^{注)} (区域内 : 区域外)	40 : 60 (区域内 : 区域外)

注) 当初計画に示された値(当初値)には誤りがあったため、下表のとおり、正しく改めたうえで、現状値との比較を行った。

項目	当初値 『平成 23 (2011) 年 ～平成 29 (2017) 年』	現状値 『平成 30 (2018) 年 ～令和 3 (2021) 年』
誘導区域内外の 新築件数割合	41.6 : 58.4 (区域内 : 区域外)	43.6 : 56.4 (区域内 : 区域外)

出典：府内資料

誘導区域の内外で、当初値として、本市独自の土地利用制度の運用を開始した平成 23 (2011) 年から当初計画策定前の平成 29 (2017) 年までの間の新築数割合の年平均値と、現状値として、同計画策定後の平成 30 (2018) 年から令和 3 (2021) 年までの同平均値を比較すると、現状値のほうが誘導区域内の比率が高まっており、本計画が意図する居住誘導が機能しているものと評価することができる。

③ 誘導区域内の都市機能の充足

1) 食料品を扱う大規模小売店又は小売店の徒歩圏充足率

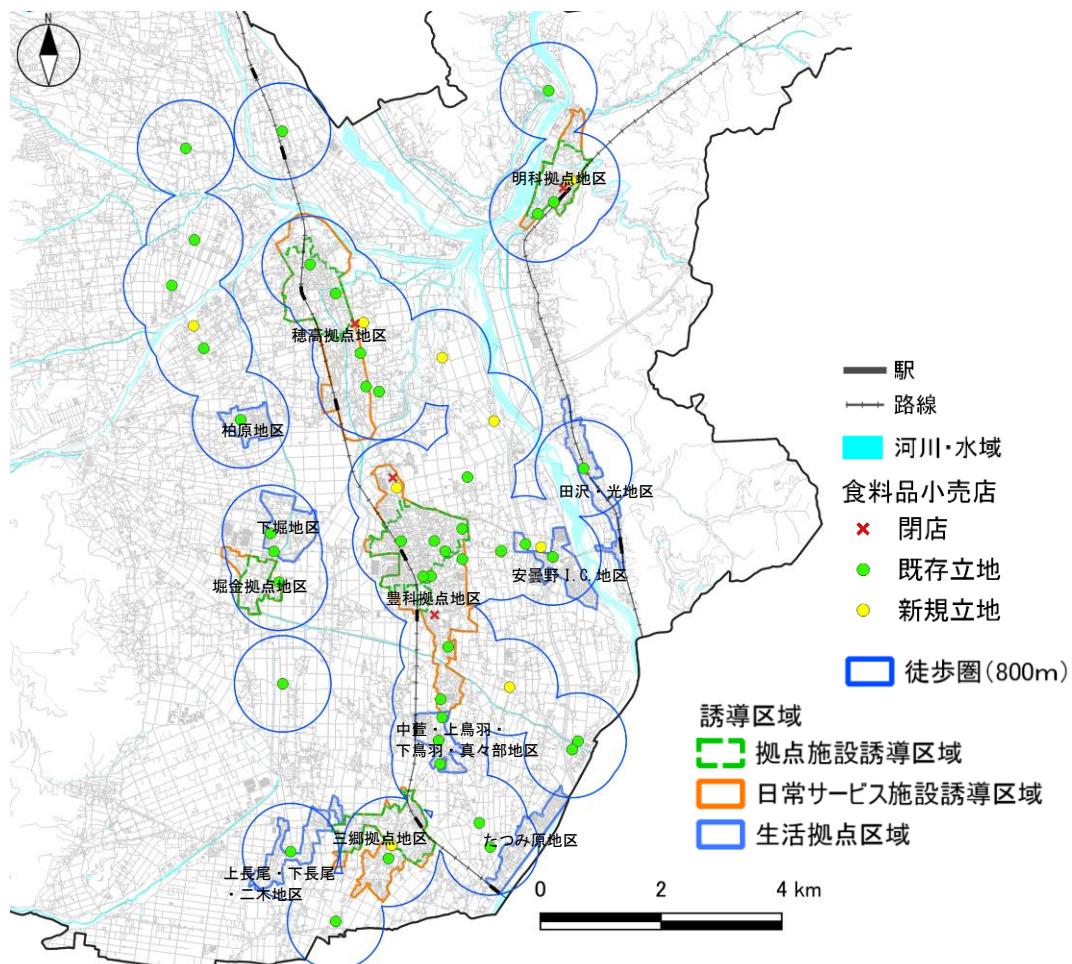
当初計画による目標設定

項目	当初値 «平成28（2016）年»	目標値 «平成52（2040）年»
食料品を扱う大規模小売店又は小売店の徒歩圏充足率（誘導区域内）	93% ※誘導区域の面積に対して、食料品を扱う大規模小売店又は小売店の徒歩圏の面積が占める割合	93%

当初計画策定以降の該当店舗の新規立地をみると（下図）、誘導区域外での立地が多いものの、誘導区域内における食料品を扱う大規模小売店又は小売店の徒歩圏充足率は、令和4（2022）年10月時点で94%（現状値）となっており、当初値からわずかに上昇し、目標値を達成していることが確認された。

上記の上昇要因として、三郷拠点地区内のコンビニエンスストアの新規立地や、明科拠点地区内のスーパー・マーケットの移転・拡張によるものと推察される。

図表. 食料品小売店の立地と徒歩圏の範囲



出典：府内資料

2) 診療所（内科）の立地と徒歩圏人口充足率

当初計画による目標設定

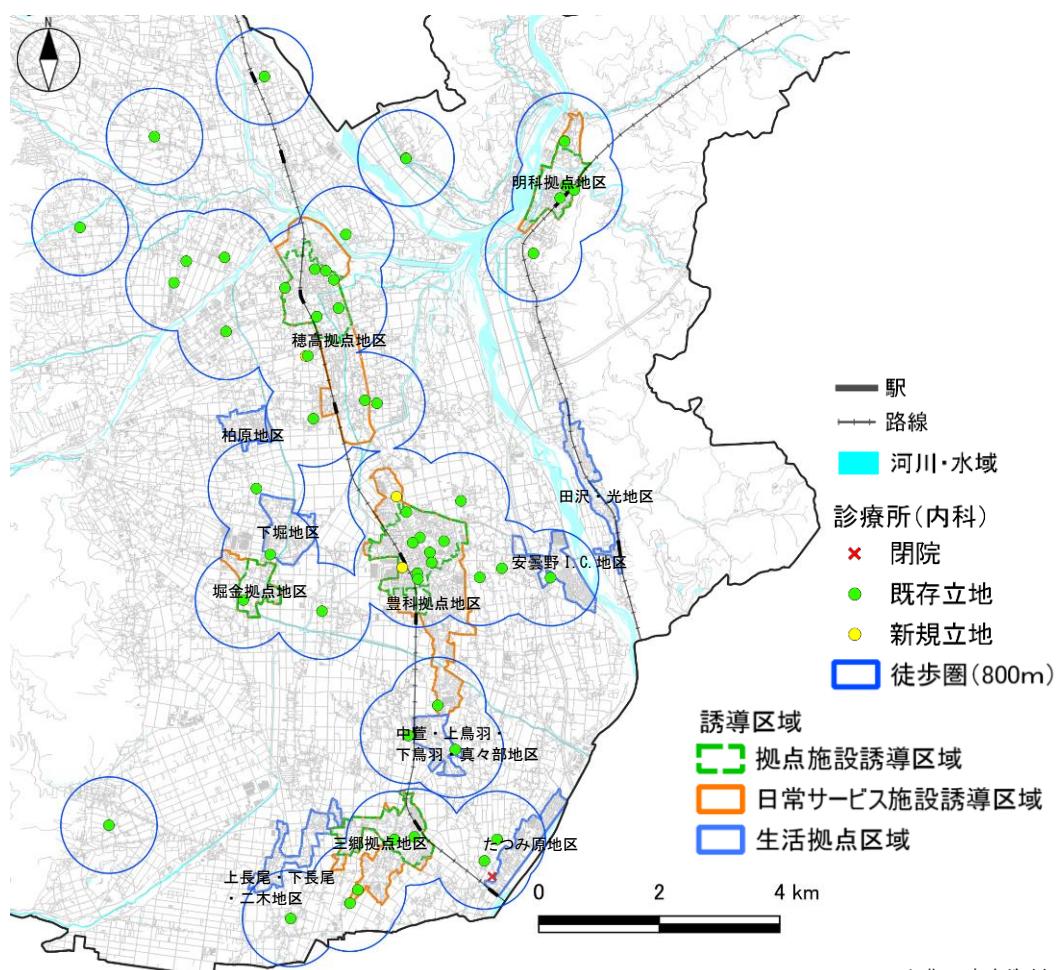
項目	当初値 «平成 28（2016）年»	目標値 «平成 52（2040）年»
診療所の徒歩圏充足率 (誘導区域内)	92% ^{注)} ※都市機能誘導区域の面積に対し、診療所（内科）の徒歩圏（800m）面積が占める割合	92% ^{注)}

注) 当初計画に示された値（当初値）は 83.9% の誤りで、現状維持で設定された目標値もこれと同値として、現状値との比較を行った。

令和4（2022）年9月時点の誘導区域内における診療所徒歩圏充足率（現状値）は 84.1% で、当初値の 83.9% よりもわずかに上昇し、目標値を達成していることが確認された。

上記の上昇要因として、豊科拠点地区内における新規開院によるものと推察される。なお、たつみ原地区周辺では1件閉院もあったが、本指標数値には影響していない。

図表. 病院・診療所（内科）の立地と徒歩圏の範囲



出典：府内資料

④ 公共交通利用者割合の維持

1) 交通手段分担率

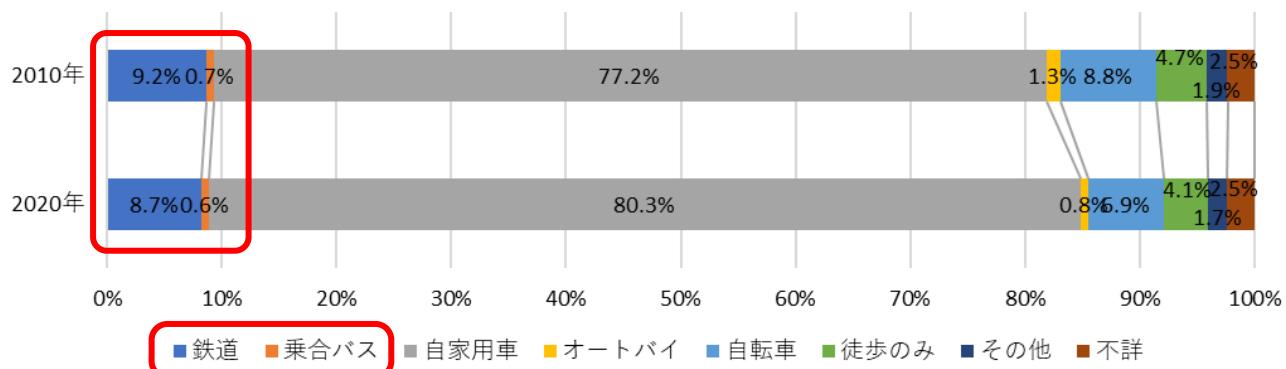
当初計画による目標設定

項目	当初値 «平成 27 (2015) 年» ^{注)}	目標値 «平成 52 (2040) 年»
電車・バスの 交通手段分担率 (本市全域)	10%	10%

注) 当初値の年度は平成 27 (2015) 年ではなく、平成 22 (2010) 年の国勢調査に基づく算定値であるため(交通分担率は 10 年ごとの調査で、平成 27 年の国勢調査では実施されていないため)、当初値は平成 22 (2010) 年の数値として以下の確認を行った。

令和 2 (2020) 年の国勢調査に基づく電車・バスの交通手段分担率(現状値)は 9.3% で、当初値である平成 22 (2010) 年の国勢調査に基づく数値(9.9%)よりも減少し、現状維持である目標値からわずかに遠のくかたちとなっている。ただ、これについては、現状値として捉えた国勢調査の実施年(令和 2 (2020) 年)が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、公共交通機関の利用率が著しく低下した時期であり、今回は、本計画の意図する効果を測る指標としての評価に値しない。

図表. 交通手段分担率



出典：国勢調査 (H22, R2)

2) 公共交通機関の立地と徒歩圏充足率

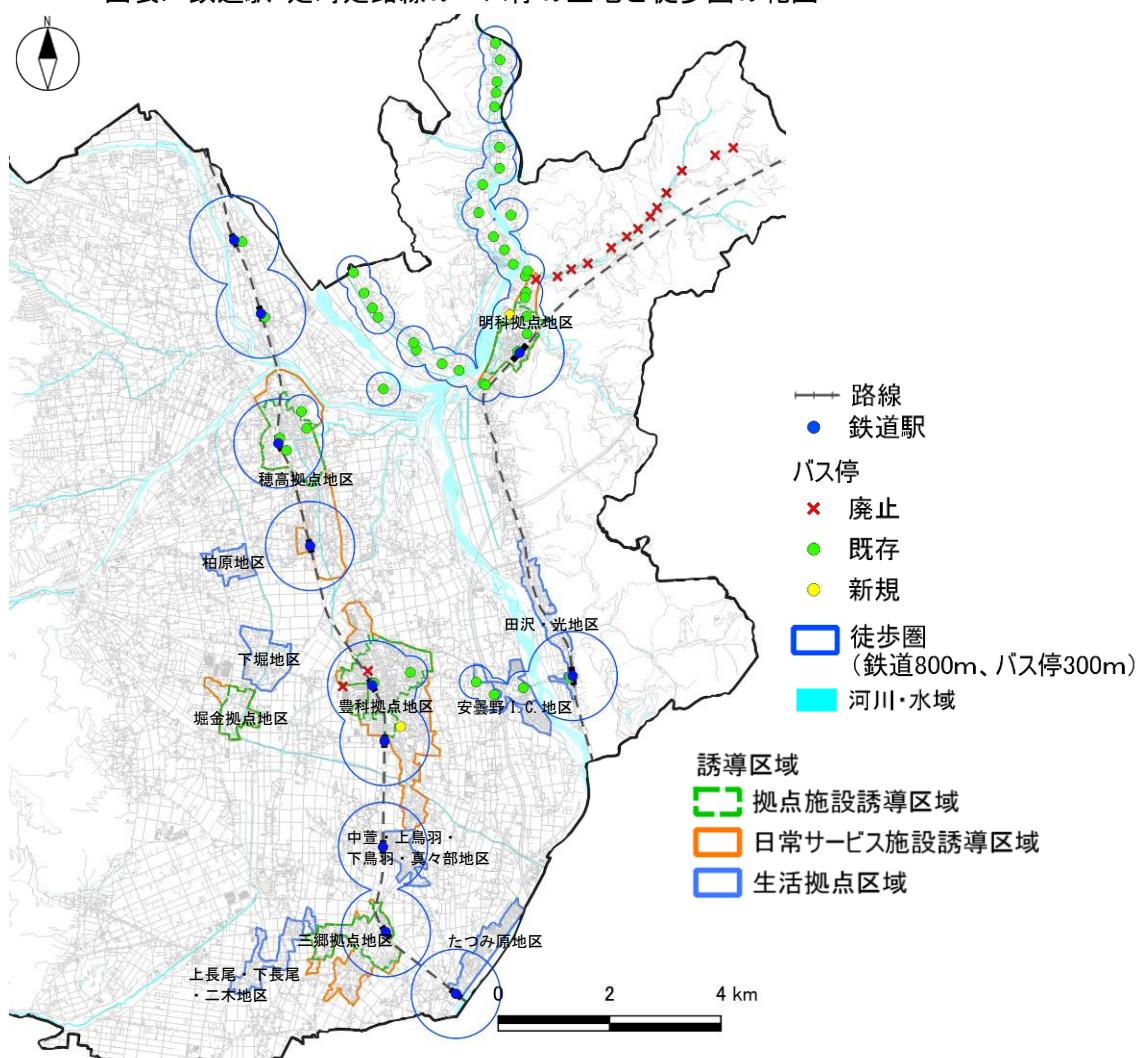
当初計画による目標設定

項目	当初値 «平成 27 (2015) 年»	目標値 «平成 52 (2040) 年»
定時定路線の公共交通の徒歩圏充足率 (都市機能誘導区域内)	57% ※都市機能誘導区域の面積に対し、定時定路線の公共交通の徒歩圏（駅：半径 800m 圏、バス停：半径 300m 圏）面積が占める割合	57%

令和 4 (2022) 年 9 月時点の誘導区域内における誘導区域内の公共交通徒歩圏充足率（現状値）は 56.7% で、当初値から大きな変化はなく、現状維持である目標値を概ね達成できている。

なお、誘導区域内の一部でバス停の位置変更があったものの、誘導区域と重なる徒歩圏面積に変化はなかった。また、誘導区域外では令和 3 (2021) 年 7 月に潮沢地区の「明科スクールバス兼定時定路線」の廃止があった。

図表. 鉄道駅・定時定路線のバス停の立地と徒歩圏の範囲



出典：府内資料

第4章 立地適正化計画におけるまちづくりの方針

4.1 まちづくりの方向性

本市では、安曇野市都市計画マスターplanに掲げる「山岳と田園が育むよさを大切にし、暮らしやすさをみんなで共有・継承できるまち」を目指して、土地利用の基本方針として同プランに定めた「既存市街・集落周辺への集約重視のまちづくり」を念頭におき、本計画では以下2つの方向性を定めてまちづくりの推進を図るものとする。

方向性その1

人口減少下において各地域の核となる5つの中心拠点(拠点市街)の確保

● 5つの中心拠点の確保

- ・商業機能等の都市機能を5つの中心拠点に確保し、周辺の住宅地・集落からのアクセスを確保して、都市の利便性を享受できる暮らしやすい住環境を確保する。

● 高度な都市機能の利用環境の確保

- ・5つの中心拠点が相互に連携するよう拠点間のアクセスを確保し、必要に応じて高度な都市機能を利用できる環境を確保する。
- ・市内2路線の鉄道を維持・活用し、松本都市圏へもアクセスできる環境を確保する。

● 中心市街地の賑わいの確保

- ・ウォーカブルなまちづくりを推進して、5つの中心拠点の賑わいを創出し、新たな産業や観光客を呼び込み商工業・観光の振興と育成を図る。

方向性その2

安曇野の美しい景色、山岳、森林、田園の継承と、既存市街地の暮らしやすい住環境の創出

● 美しい景色、山岳、森林、田園の継承

- ・市独自の土地利用制度による田園環境区域、山麓保養区域及び森林環境区域における開発・建築の制限と、拠点市街区域、準拠点市街区域及び田園居住区域における住宅取得等への支援により、既存市街地において開発・建築や居住を誘導し、本市の美しい景色や山岳、森林、田園からなる良好な環境を保全する。

● 既存市街地の暮らしやすい住環境の創出

- ・既存市街地において、日常生活に必要な身近な都市機能を確保し、暮らしやすい住環境を創出する。
- ・駅を中心とした通勤環境を向上し、近隣市町村へ通勤する世帯にとっても暮らしやすい住環境を創出する。

4.2 立地適正化計画に基づく区域における誘導方針

本市では、市独自の土地利用制度に基づく区域との整合を図り、既存の市街・集落の成り立ちを踏まえて、本計画に基づく誘導区域を設定するものとする。また、複数設定した誘導区域にはそれぞれに一定の都市機能が必要であることを鑑み、居住誘導区域=都市機能誘導区域としたうえで、都市機能誘導区域を以下3タイプに区分して、タイプごとにそれぞれ誘導方針を定める。

(1) 拠点施設誘導区域

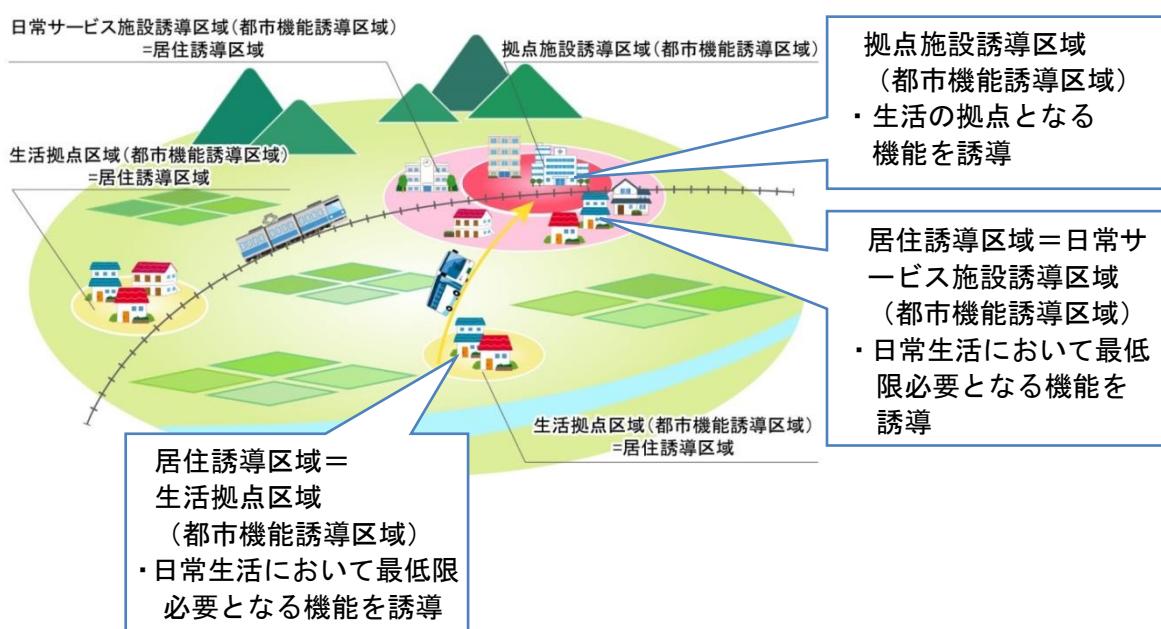
5つの中心拠点である拠点市街区において、特に中核となる区域を拠点施設誘導区域（都市機能誘導区域）と設定し、高度な都市機能の集積を図る。

(2) 日常サービス施設誘導区域

居住誘導区域と同一の区域において、日常生活に最低限必要となる都市機能の誘導のために、日常サービス施設誘導区域として重層的に都市機能誘導区域を設定する。5つの中心拠点である拠点市街区において、生活利便性の維持・向上と居住の誘導により、都市機能及び公共交通の維持に必要となる人口の維持を図る。

(3) 生活拠点区域

既存市街地・集落である準拠点市街区、田園居住区域において、日常生活に必要な都市機能の集積を図るとともに、これらの維持に必要となる人口の維持を図る。



都市機能誘導区域とは、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。

（出典：立地適正化計画の作成に関するQ&A 国土交通省）

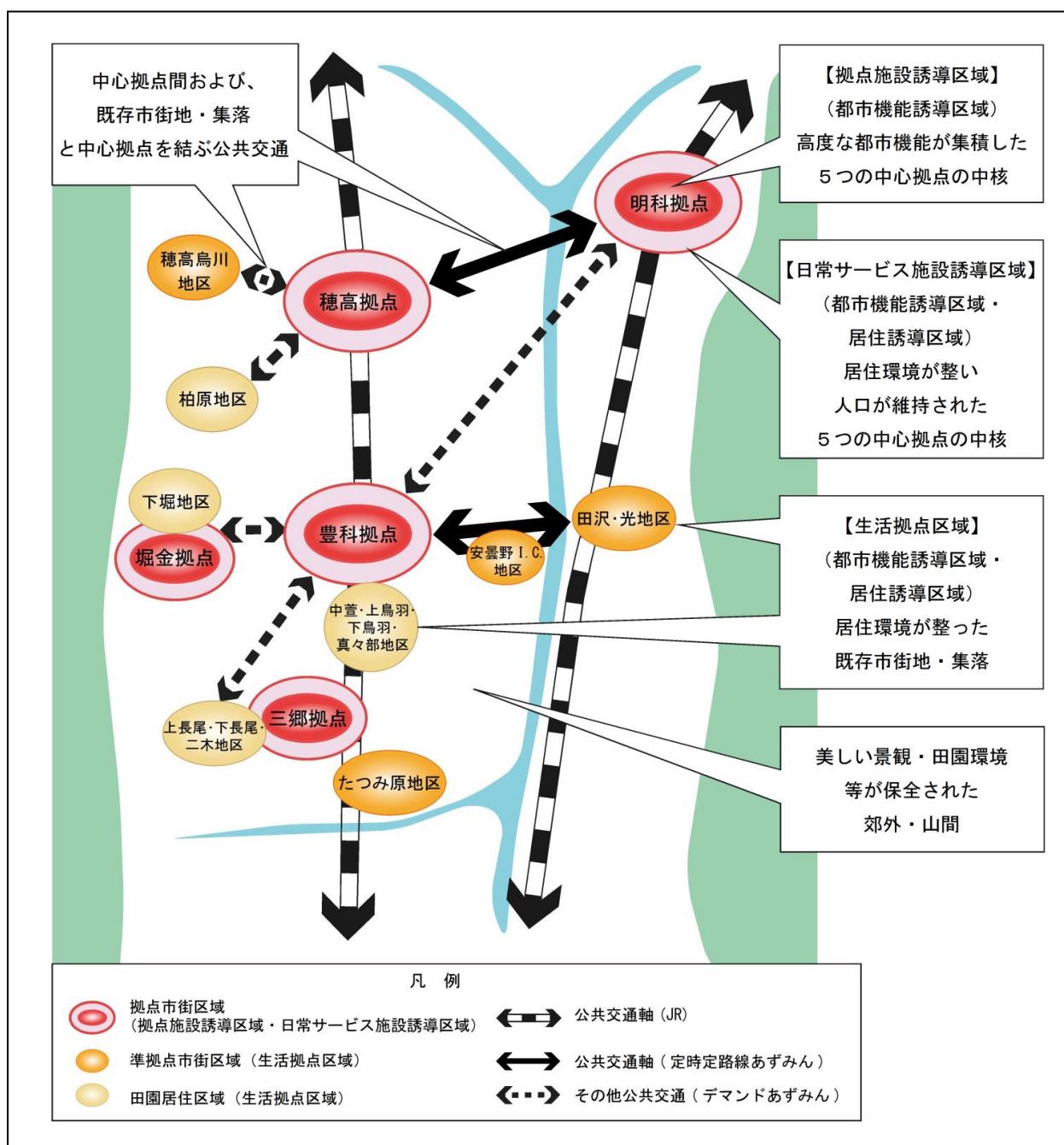
4.3 目指すべき都市の骨格構造

5つの中心拠点（拠点市街区域）を核に高度な都市機能が集積して人口が維持され、その他の既存市街・集落にも良好な居住環境が整い、これらの中心拠点とその他の既存市街・集落を結ぶ公共交通があり、美しい景観や田園環境が保全された、多極ネットワーク型の都市構造を目指す。

なお、5つの中心拠点に、それぞれすべての都市機能が立地するのではなく、各拠点の特性に応じた都市機能が立地し、相互に補完することで市全体として必要な都市機能が満たされる状態を目指す。

また、既存市街・集落以外の区域である田園環境区域や山麓保養区域、森林環境区域においては、開発の抑制を図り、本市の美しい景色や山岳、森林、田園からなる良好な環境を保全する。

図表. 将来都市構造図



4.4 区域別の誘導方針

図表. 土地利用基本計画における区域と本計画における区域の関係

安曇野市土地利用基本計画における各区域の基本方向		本計画における区域設定の考え方
拠点市街区域	<p>拠点市街区域は、一定の都市機能が集積している旧町村の中心市街地の区域で、それぞれの地域の特性、歴史や文化を活かしながら、魅力的な街並みや良好な住環境の形成が望まれる。</p> <p>したがって、この区域では、住宅、店舗、事務所、工場、公共公益施設など、市街地形成に寄与する用途を優先的かつ計画的に誘導し、市の拠点としての都市機能の増進を図る。</p>	<p>○拠点施設誘導区域</p> <p>拠点市街区域の中でも、特に拠点性の高い区域に生活の拠点となる機能を誘導。</p> <p>○日常サービス施設誘導区域</p> <p>拠点市街区域全般において、居住の誘導と合わせて日常生活において最低限必要となる機能を誘導。</p>
準拠点市街区域	<p>準拠点市街区域は、拠点市街区域以外の都市計画法に基づく用途地域で、土地区画整理事業などにより計画的な土地利用誘導が図られてきた区域である。今後もこの方向性の継続が望まれる。</p> <p>したがって、この区域では、住宅、店舗、事務所、工場、公共公益施設など、市街地形成に寄与する用途を計画的に誘導し、拠点市街区域に準じて都市機能の増進を図る。</p>	<p>○生活拠点区域</p> <p>居住の誘導と合わせて日常生活において最低限必要となる機能を誘導。</p>
田園居住区域	<p>田園居住区域は、鉄道駅や幹線道路を中心に、隣り合う宅地のまとまりが概ね20ha以上の規模をもつ区域で、良好な住環境の形成が望まれる。</p> <p>したがって、この区域では、駅などを中心とした田園内にある比較的大きな集落内に、住宅、店舗、公共公益施設など、居住地形成に必要な用途を集約することにより生活機能の増進を図るとともに、区域外の農地への無秩序な宅地の拡大を防止する。</p>	<p>○生活拠点区域</p> <p>居住の誘導と合わせて日常生活において最低限必要となる機能を誘導。</p>

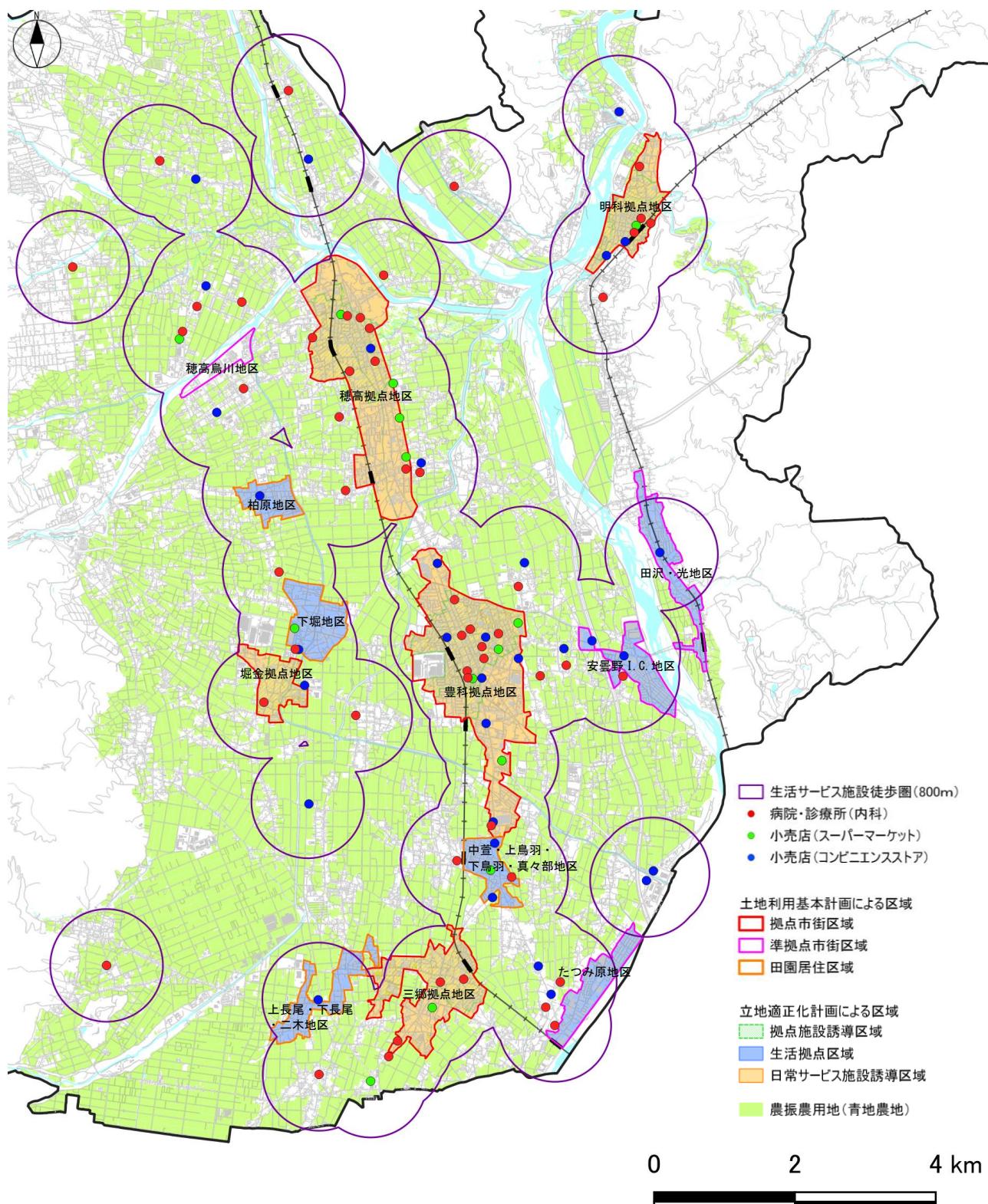
第5章 誘導区域及び施設の設定

5.1 誘導区域の設定方針

(1) 土地利用基本区域との整合（当初設定）

前章に示した誘導方針を踏まえて当初計画で設定した誘導区域を下図に示す。当該区域は、安曇野市土地利用基本計画との整合を図り、拠点市街区域、準拠点市街区域及び田園居住区域から工場等が集積する区域を一部除外した区域となっている。

図表：当初計画における誘導区域検討図



（2）各種災害リスクへの対応方針

近年の災害の頻発・激甚化を踏まえるなかで、誘導区域内の一層の安全性の確保を図るために、令和3（2021）年6月に改正された都市再生特別措置法施行令（以下「施行令」という。）に示された内容を踏まえて、各種災害リスクへの対応と誘導区域の設定（改定）にあたっての考え方を以下に示す。

① 土砂災害リスクへの対応

災害リスクの高い区域である地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域については、施行令に改正で新たに居住誘導区域を定めない区域に追加されたことを受けて、誘導区域から除外するものとする。

土砂災害警戒区域については、開発行為や建築物等の建築行為は制限されていないため、防災情報の周知及び対策事業の実施を行うこととし、誘導区域からの除外は行わないこととする。

② 洪水災害リスクへの対応

浸水想定区域については、都市計画運用指針において、各区域の災害リスク、警戒避難態勢の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当でないと判断される場合は、原則として、誘導区域に含まないこととすべきとされているが、以下に示すとおり、リスクの程度に応じた考え方のもとに、誘導区域からの除外は行わないものとする。

- ・想定最大規模降雨による浸水想定区域については、発生する確率が非常に低いことから、国・県と連携した流域治水におけるハード面での対策の充実によりリスクの軽減を図るとともに、災害リスクの周知と避難体制の強化等のソフト面での対策を講じることで災害発生時の安全を確保していくものとし、誘導区域からの除外は行わないこととする。また、次章に示す防災指針のなかで各誘導区域の災害リスクを分析し、必要な防災・減災対策を講ずるものとする。
- ・計画規模降雨による浸水想定区域については、概ね100年に1度発生する規模の降雨による被害が想定される区域であるため比較的リスクの高い箇所が存在している。なかでも垂直避難の可否や避難の難度（避難場所の立地状況）、避難体制の構築状況等を勘案して、ソフト・ハード両面での対策の充実させることにより、リスクの低減を図るものとし、本計画では誘導区域から除外しないものとする。

③ 地震災害リスクへの対応

地震災害については、本市の市街地で、糸魚川-静岡構造線による地震最大震度6強の揺れが想定されるなかで、建築基準法の耐震規定においては震度6強～震度7程度の大規模な地震に対しても人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じさせないことを目標としていることから、地震災害に関する防災情報の周知を行うこととし、誘導区域からの除外は行わないものとする。

図表：各種災害リスクへの対応方針の整理

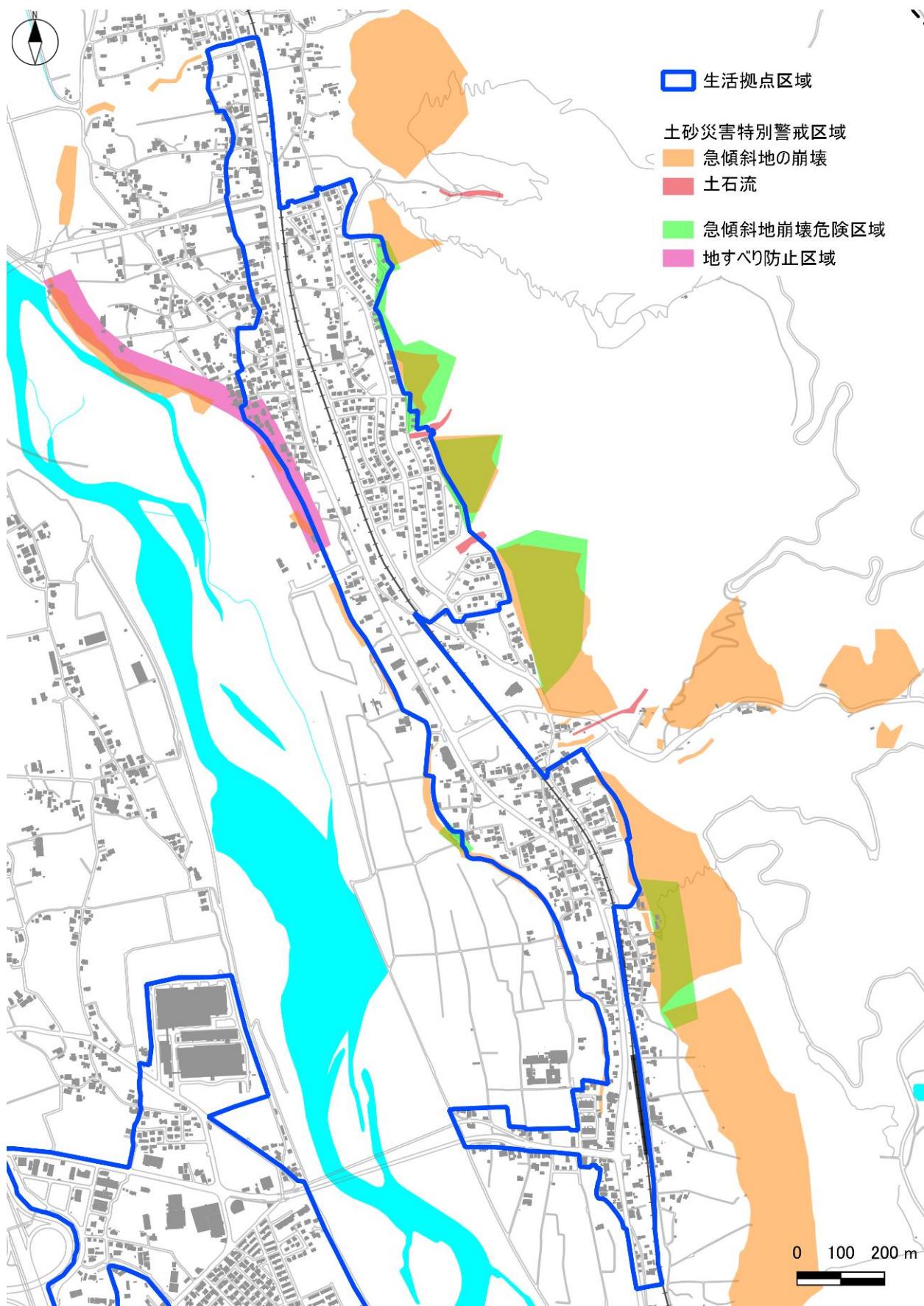
種類	リスク (指定区域)	施行令に示された内容 (対応指針)	対応方針
土砂災害	災害レッドゾーン ・土砂災害特別警戒区域 ・急傾斜地崩壊危険区域 ・地すべり防止区域	原則除外する。 ※急傾斜地崩壊危険区域・地すべり防止区域は災害防止のため措置が講じられている区域を除く。	誘導区域から除外する。 (リスクの回避)
	・土砂災害警戒区域	居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき。	リスク低減に向けたハード・ソフトの対策を講ずる。
洪水災害	・洪水浸水想定区域	居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき。	リスク低減に向けたハード・ソフトの対策を講ずる。 ※指定区域ごとの対策状況（垂直避難の可否、避難場所の立地状況、防災訓練の頻度等）を考慮し、誘導区域からの除外は行わない
地震災害	(全域)	居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき。	リスク低減に向けたハード・ソフト対策を講ずる。

(3) 各種災害リスクへの対応

① 土砂災害リスクへの対応（災害レッドゾーンの除外）

○ 田沢・光地区（改定前）

図表：田沢・光地区の土砂災害リスク（指定区域）



○ 田沢・光地区（改定後）

図表：田沢・光地区（誘導区域）からの除外区域



○ 明科拠点地区（改定前）

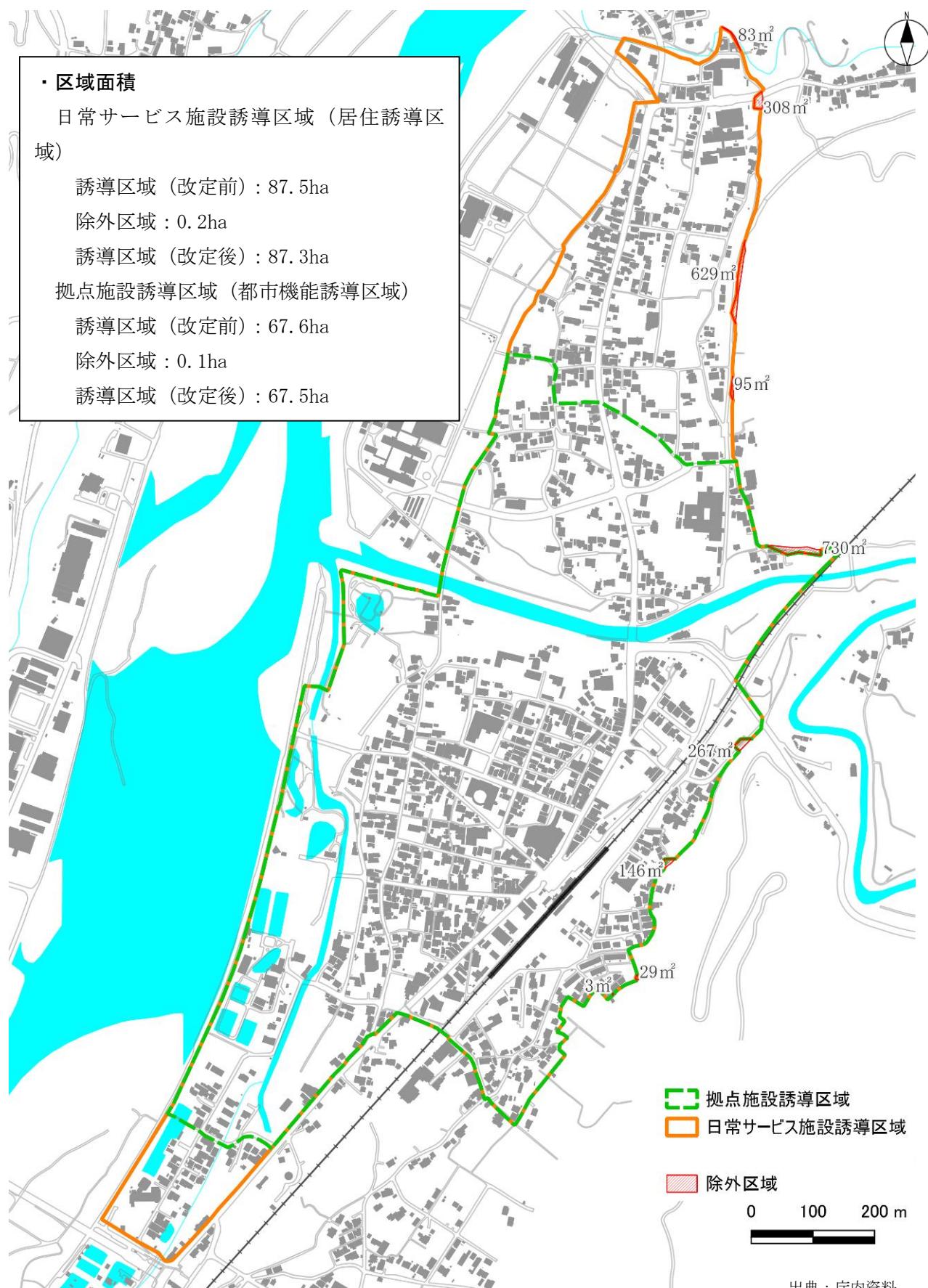
図表：明科拠点地区の土砂災害リスク（指定区域）



出典：府内資料

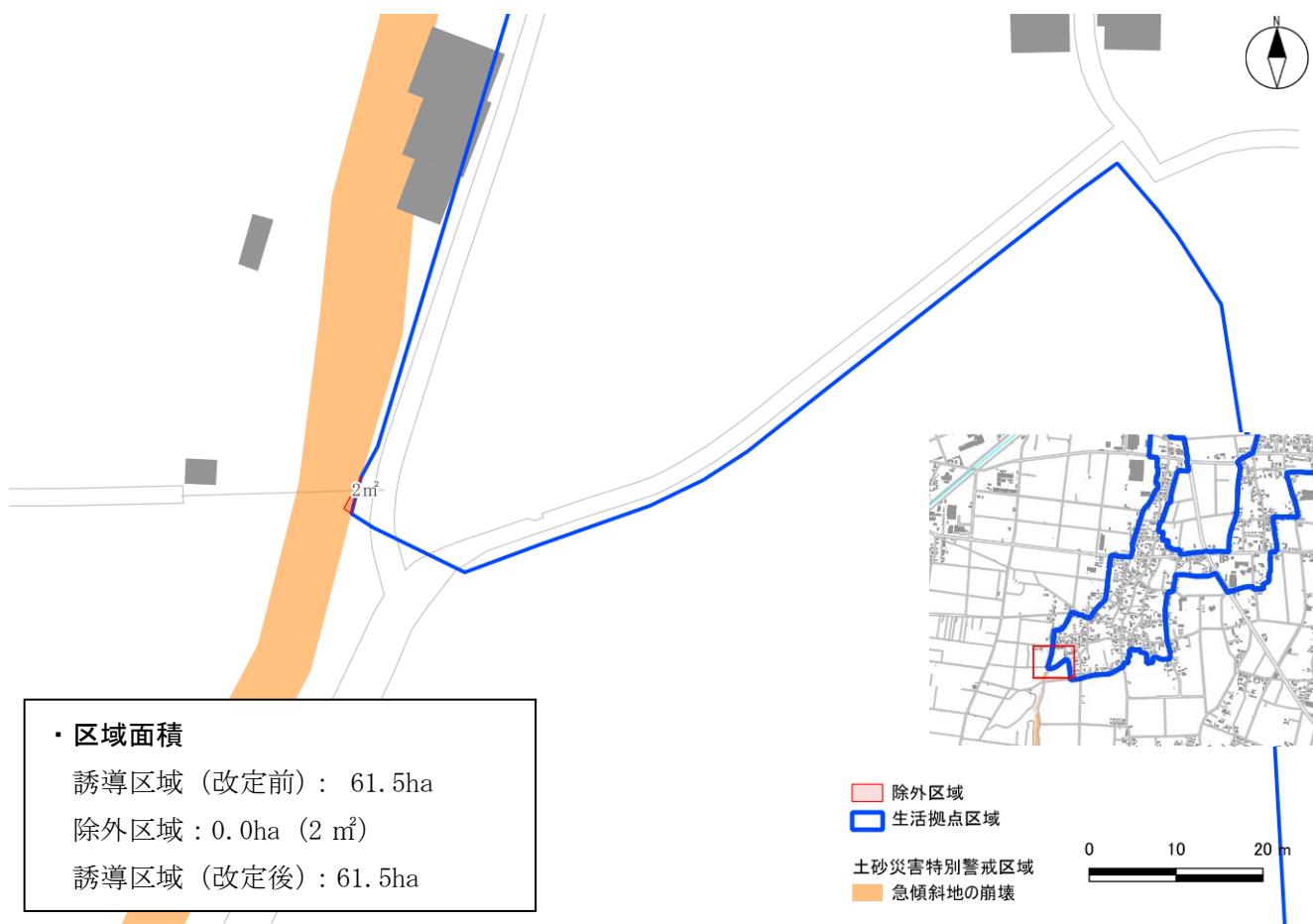
○ 明科拠点地区（改定後）

図表：明科拠点地区（誘導区域）からの除外区域



○ 上長尾・下長尾・二木地区

図表：上長尾・下長尾・二木地区（誘導区域）からの除外区域



出典：府内資料

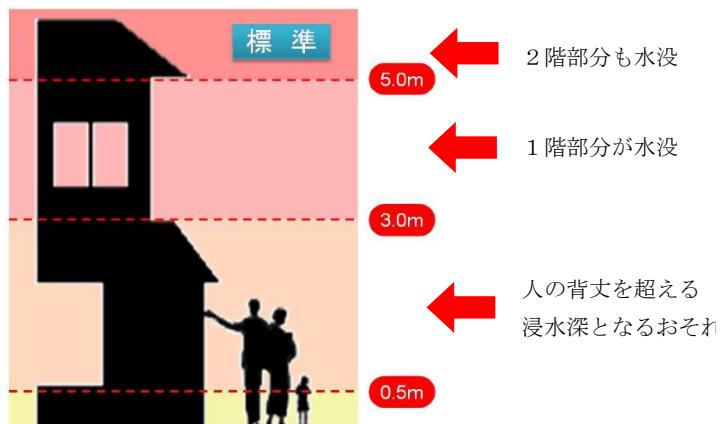
② 洪水災害リスクへの対応

○ 基本的な考え方

一般的な家屋では浸水深が 0.5mで床上浸水、3.0mで1階が水没、5.0mで2階まで水没するおそれがあり、床上浸水のおそれがある区域（とくに垂直避難が困難な高さの浸水が予想される区域）では早期の立ち退き避難が必要になる。

また、すでに氾濫が発生しているなど、外出することが危険な場合は頑丈な建物の2階以上への垂直避難を行い、屋内で安全を確保する必要がある。

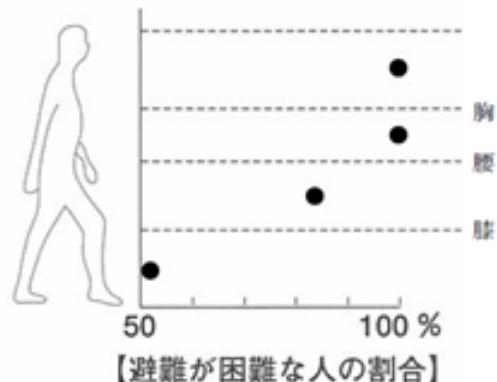
浸水危険情報		出水時の心構え
家屋倒壊等氾濫想定区域		○家屋の倒壊のおそれがあり、避難が遅れると命の危険が非常に高いため、住民は避難情報のみならず、出水時の水位情報にも注意し、事前に必ず避難所等の安全な場所に避難
浸水深 3.0m以上 の区域		○2階床面が浸水する2階建て住宅では、避難が遅れると危険な状況に陥るため、住民は避難情報のみならず、出水時の水位情報等にも注意し、必ず避難所等の安全な場所に避難 ○高い建物の住民でも、浸水深が深く、水が退くのに時間を要することが想定されるため、事前に避難所等の安全な場所に避難
浸水深 0.5m～3.0m の区域		○平屋住宅または集合住宅1階の住民は、1階床上浸水になり、避難が遅れると危険な状況に陥るため、避難情報のみならず、出水時の水位情報等にも注意し、必ず避難所等の安全な場所に避難 ●2階以上に居室を有する住民は、浸水が始まってからの避難は、水深0.5mでも非常に危険なため、避難が遅れた場合は、無理をせず自宅2階等に待避 ただし、浸水が長時間継続した場合や孤立した場合の問題点について認識しておくことが必要
浸水深 0.5m未満 の区域		●避難が遅れた場合は自宅上層階で待避 ただし、浸水が長時間継続した場合や孤立した場合の問題点について認識しておくことが必要



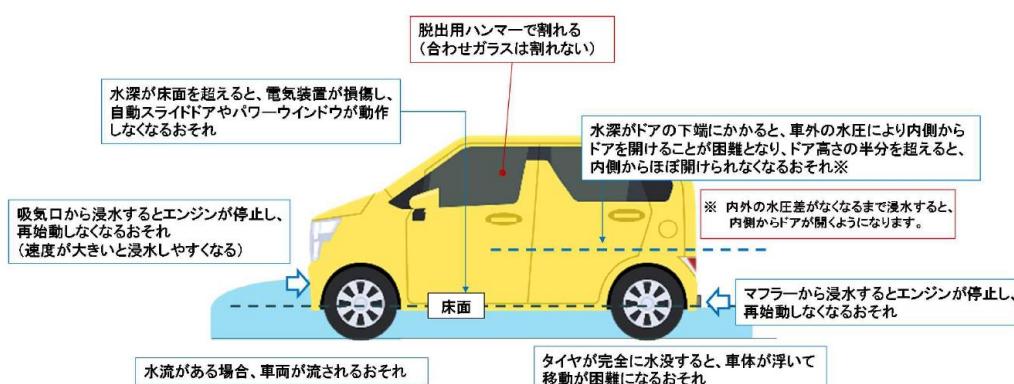
出典：国土交通省資料

平成7年（1995年）の関川水害における調査結果より、浸水深が膝（0.5m）以上になるとほとんどの人が避難困難であるとされている。また、伊勢湾台風の際に避難した人のアンケートより、小学校5、6年生では、水深0.2m以上になると避難が困難になる（「水害ハザードマップ作成の手引き（改訂版）」）。

自動車（救急車含む）の通行に支障が生じる浸水深は0.3mとされ、それ以上の水深では車での移動や避難が困難になる（「水害の被害指標分析の手引き（H25試行版）」より）。



出典：国土交通省資料

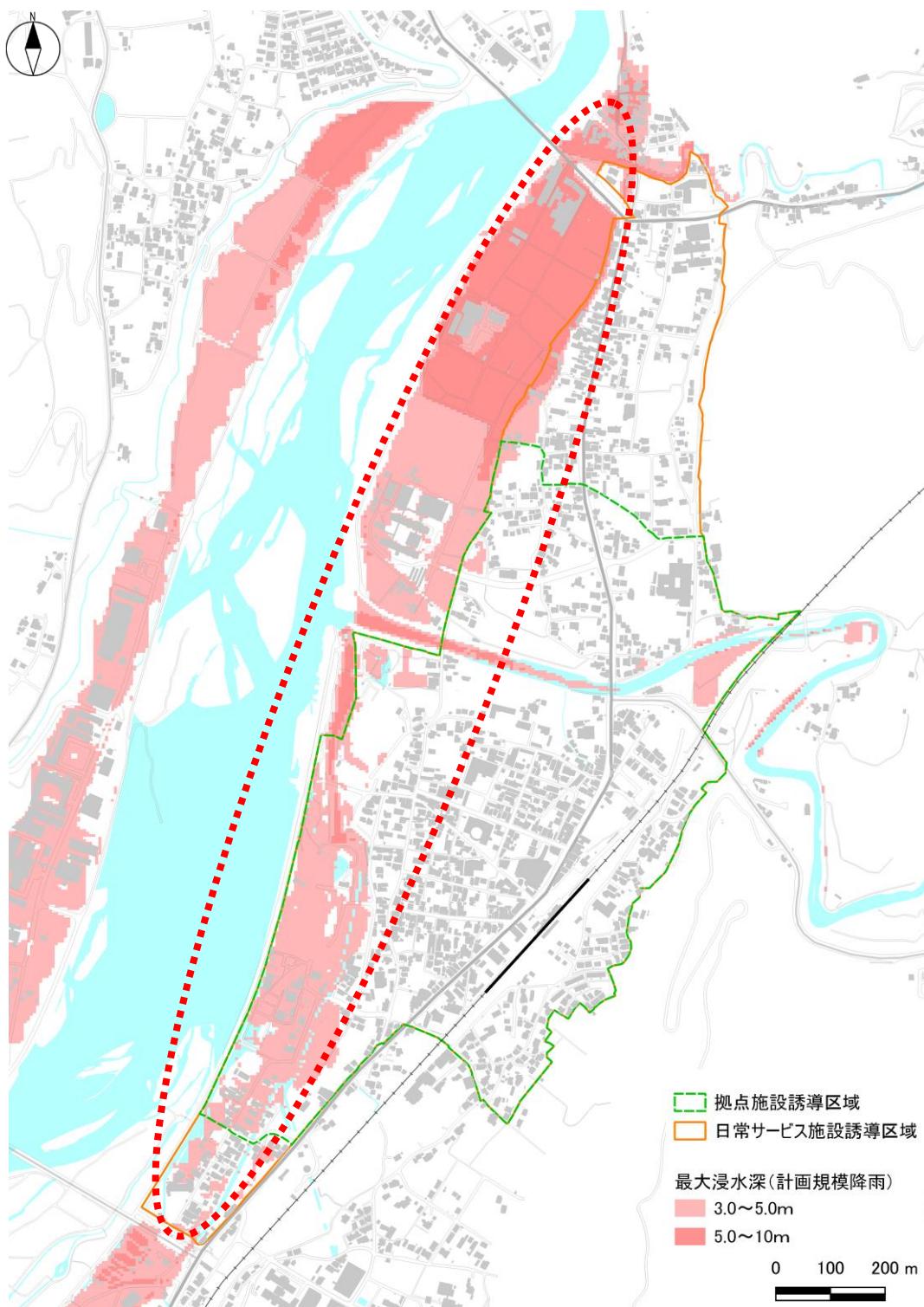


出典：国土交通省資料

○ 明科拠点地区 × 浸水想定区域（計画規模降雨：3.0m以上の区域）

3.0m以上の浸水が想定される区域内に家屋は立地しているが、近接する周辺家屋等への避難が可能であることから、ソフト対策（防災情報の周知、地域別防災訓練の実施）による対応を図るのが妥当と考えられることから、誘導区域からの除外は行わないものとする。

図表：明科拠点地区的浸水想定区域

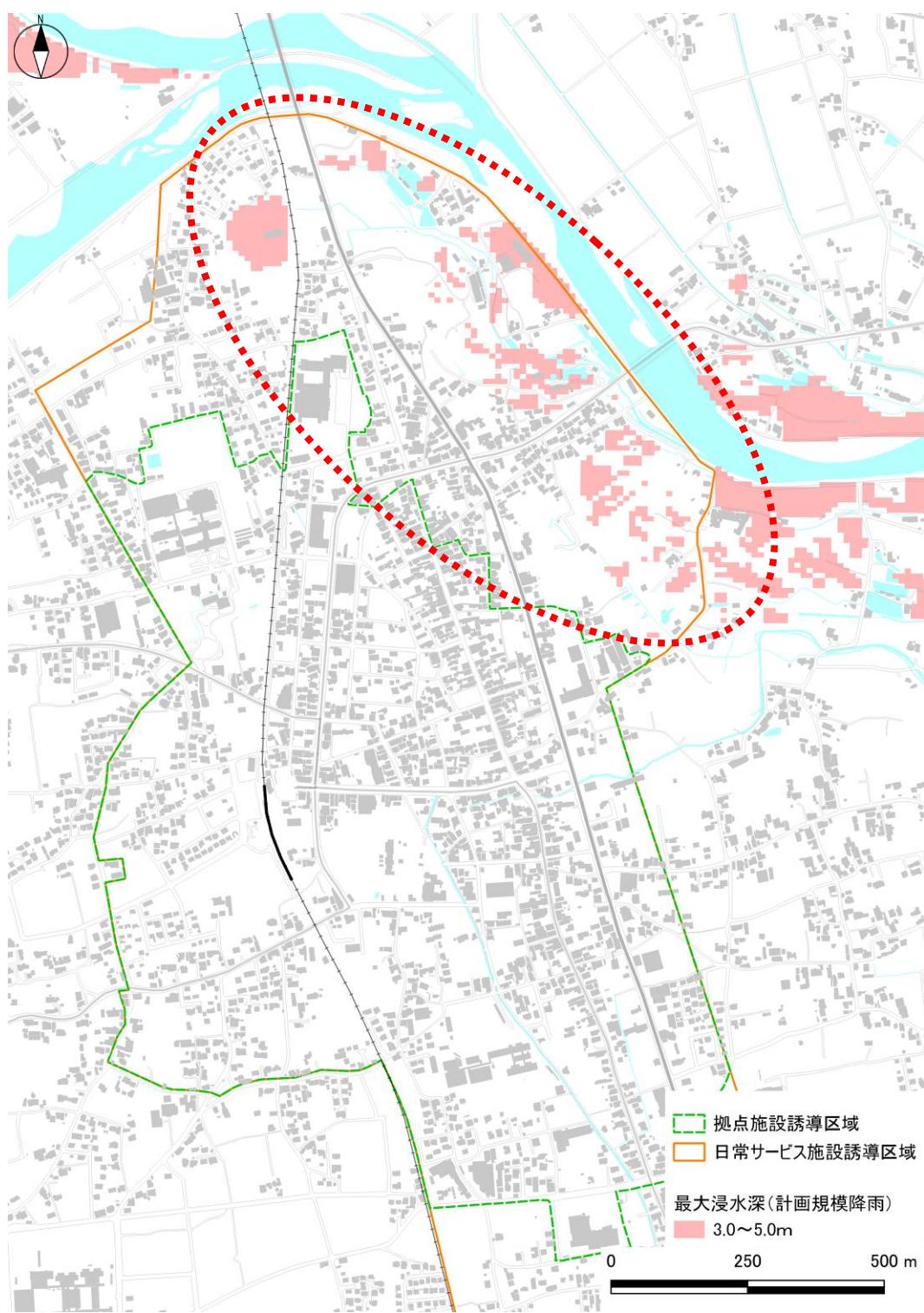


出典：府内資料

○ 穂高拠点地区×浸水想定区域（計画規模降雨：3.0m以上区域）

3.0m以上の浸水が想定される区域内に建物は立地しているものの、住宅としての利用はなく、主にワサビ田として利用されている。周辺の土地や道路とはかなりの高低差があり、当該地を宅地化する場合には、相応の造成（嵩上げ）工事が必要で、仮に宅地化されたとしても浸水リスクは低減されると考えられることから、誘導区域からの除外は行わないものとする。

図表：穂高拠点地区的浸水想定区域



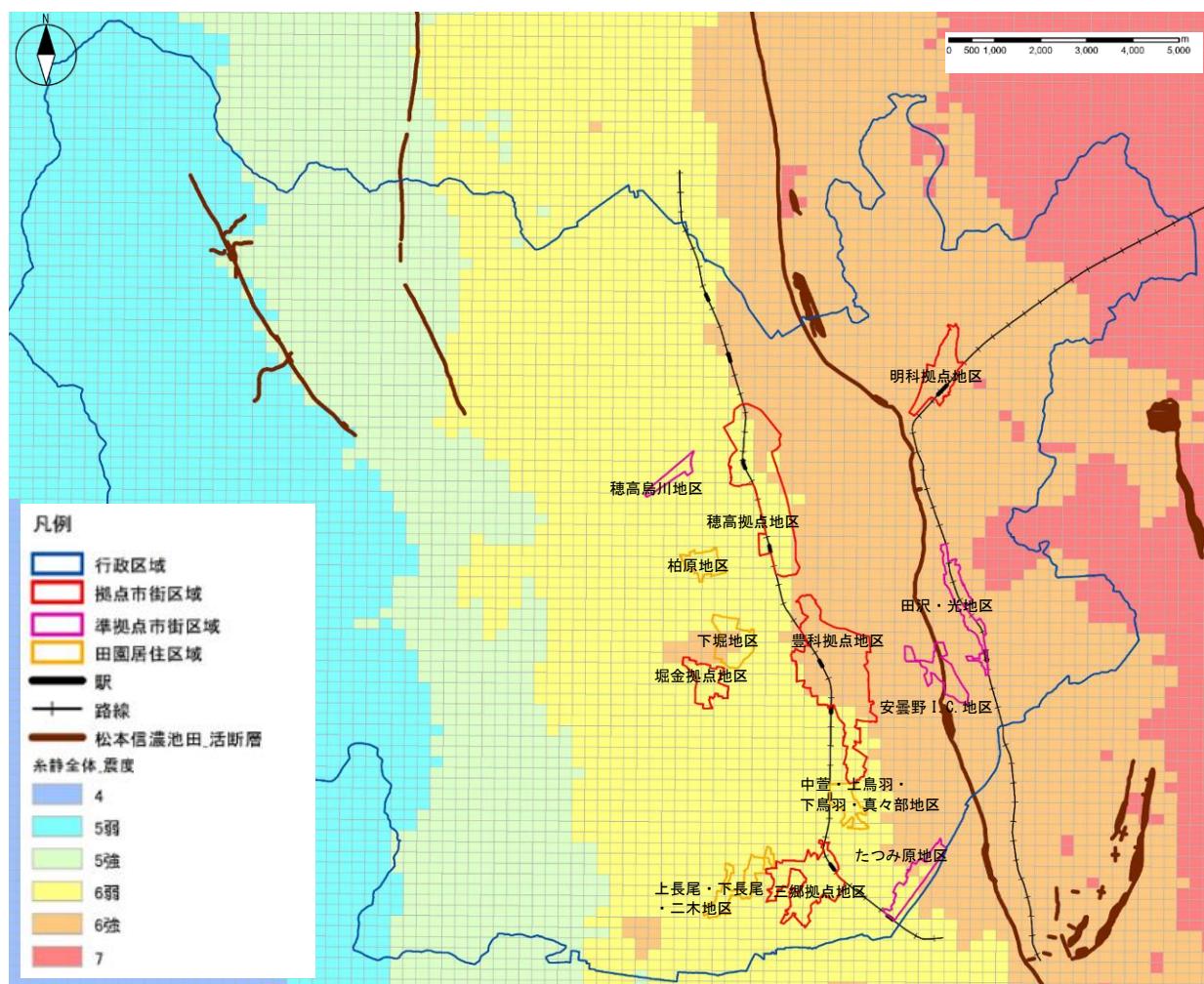
出典：府内資料

③ 地震災害リスクへの対応

本市の市街地においては、最大震度6強の揺れが想定されているものの、建築基準法の耐震規定においては震度6強～震度7程度の大規模な地震に対しても人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じさせないことを目標としていることから、地震災害に関する防災情報の周知の徹底を図ることとし、誘導区域から除外は行わないものとする。

また、活断層への対応については、活断層からどの程度の離隔をとれば安全が確保されるのかが解明されていないことから、同じく防災情報の周知の徹底を図ることとし、誘導区域から除外しないものとする。

図表：想定震度分布



出典：防災マップ

5.2 誘導区域の設定

① 拠点施設誘導区域

5つの拠点市街区域の中で、とくに地域の中心となる駅又は市役所・支所から高齢者の徒歩圏として半径 500mの区域を拠点施設誘導区域（都市機能誘導区域）とし、高度な都市機能の誘導を図る。

なお、駅又は市役所・支所に近接する区域であっても工場等が集積する区域においては、引き続き産業系の土地利用を行うことで田園産業都市の実現を図ることとし拠点施設誘導区域（都市機能誘導区域）には含めない。

項目	内容
拠点施設誘導区域 (都市機能誘導区域) の設定条件	拠点市街区域の中心的な鉄道駅（穂高駅、豊科駅、一日市場駅、明科駅）から概ね半径 500mに含まれる街区及び、市役所・支所から概ね半径 500mに含まれる街区を中心、各種都市機能が集積する区域。 ただし、工場等が集積する区域を除く。

② 日常サービス施設誘導区域

拠点市街区域全体について、市の拠点として生活しやすい環境を維持・拡充するため、日常サービス施設誘導区域とし、住居の誘導と併せて日常生活に必要な都市機能の誘導を図る。

なお、都市機能誘導区域と同様に、工場等が集積する区域は居住誘導区域には含めない。

項目	内容
日常サービス施設誘導区域の 設定条件	拠点市街区域に含まれる区域。 ただし、工場等が集積する区域を除く。

③ 生活拠点区域

本市では、田園環境区域等の環境を保全するために準拠点市街区域、田園居住区域を既存市街地・集落として開発や居住を容認してきた。そこで、これら準拠点市街区域、田園居住区域について、引き続き居住を維持していくために、これらの区域を生活拠点区域とし、住居の誘導と併せて日常生活に必要な都市機能の誘導を図る。

なお、工場等が集積する区域は生活拠点区域には含めない。

項目	内容
生活拠点区域の 設定条件	準拠点市街区域、田園居住区域に含まれる区域。 ただし、工場等が集積する区域を除く。

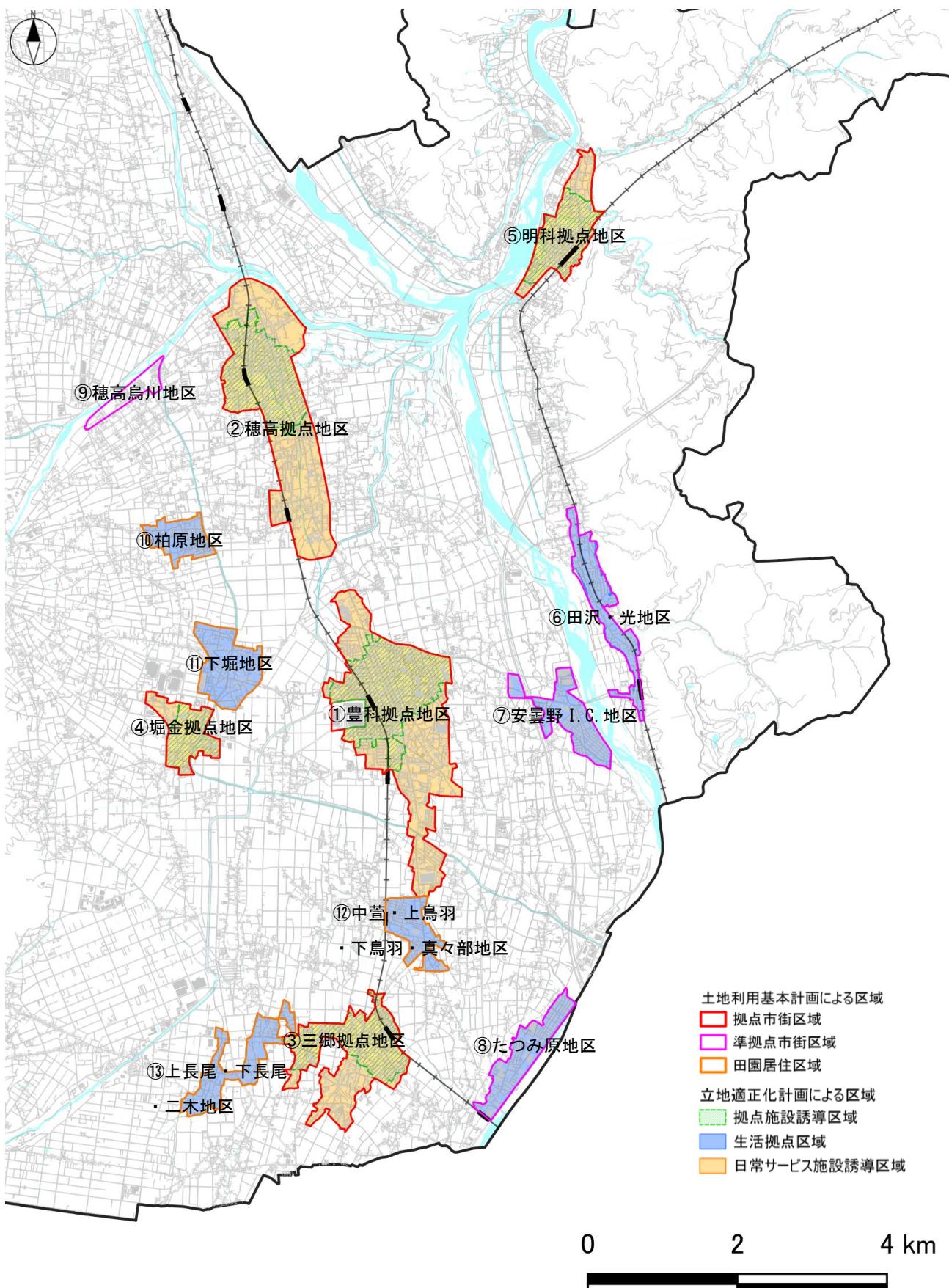
第5章 誘導区域及び施設の設定

以上の結果、改定後の誘導区域の範囲は次ページに示すとおりで、改定前後の面積は、下表に示すとおりとなる。

図表：誘導区域面積（単位：ha）

区分	地区名	地区面積	用途地域面積	拠点施設誘導区域 (都市機能誘導区域) (地区面積に占める割合)		日常サービス施設誘導区域 (都市機能誘導区域 ・居住誘導区域) (地区面積に占める割合)		生活拠点区域 (都市機能誘導区域・居住誘導区域) (地区面積に占める割合)	
				改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
拠点市街区	①豊科拠点地区	333	333	143 (43.0%)	143 (43.0%)	316 (95.0%)	316 (95.0%)	-	-
	②穂高拠点地区	293	293	116 (39.5%)	116 (39.5%)	293 (100.0%)	293 (100.0%)	-	-
	③三郷拠点地区	141	-	89 (63.3%)	89 (63.3%)	141 (100.0%)	141 (100.0%)	-	-
	④堀金拠点地区	55	-	43 (79.4%)	43 (79.4%)	55 (100.0%)	55 (100.0%)	-	-
	⑤明科拠点地区	88	-	68 (76.8%)	68 (76.8%)	88 (100.0%)	88 (100.0%)	-	-
準拠点市街区	⑥田沢・光地区	55	55	-	-	-	-	55 (100.0%)	55 (100.0%)
	⑦安曇野I.C.地区	59	59	-	-	-	-	59 (100.0%)	59 (100.0%)
	⑧たつみ原地区	53	53	-	-	-	-	53 (100.0%)	53 (100.0%)
	⑨穂高烏川地区	17	17	-	-	-	-	-	-
田園居住区域	⑩柏原地区	38	-	-	-	-	-	38 (100.0%)	38 (100.0%)
	⑪下堀地区	70	-	-	-	-	-	70 (100.0%)	70 (100.0%)
	⑫中萱・上鳥羽・下鳥羽・真々部地区	45	-	-	-	-	-	45 (100.0%)	45 (100.0%)
	⑬上長尾・下長尾・二木地区	62	-	-	-	-	-	62 (100.0%)	62 (100.0%)
合計		1,308	809	459 (35.1%)		892 (68.2%)		382 (29.2%)	
都市計画区域 (19,841ha) に 占める割合		6.6%	4.1%	2.3%		4.5%		1.9%	

図表. 誘導区域（改定後）



5.3 誘導施設

(1) 誘導施設設定の考え方

各区域に誘導する施設は、都市の居住者の生活に必要な施設から設定するものとし、来訪者の宿泊のみに特化した宿泊施設や、都市の居住者の共同の福祉や利便に寄与しないオフィス（例えば、都市の居住者に商品やサービスを提供する機能を有しない事務所）等の施設は、誘導する施設として想定しない。

① 各区域の誘導施設

居住者の生活に必要な施設として、以下のとおり各区域に誘導する施設を設定する。

区分	基本的な考え方	誘導施設	
		拠点施設誘導区域 ※都市機能誘導区域	日常サービス施設 誘導区域・生活拠点区域 ※都市機能誘導区域
行政機能	・拠点施設誘導区域において、生活を営む上で必要となる行政機能又は行政窓口機能を設置する。	○市役所本庁舎 ○市役所支所	—
介護福祉機能	・拠点施設誘導区域において、高齢者支援の拠点となる機能を設置する。 ・介護福祉施設は送迎サービスが一般的であり、必ずしも市街地内に立地する必要がないことから、施設の設定は行わない。	○地域包括支援センター	—
子育て機能	・保育園等は、送迎サービス又は保護者が自家用車での通勤途中に送迎することが一般的であり、必ずしも市街地内に立地する必要がないことから、施設の設定は行わない。	—	—
商業機能	・拠点施設誘導区域において、買回り品等を揃えた生活の拠点となる店舗等を誘導する。 ・日常サービス施設誘導区域、生活拠点区域において、日常生活に最低限必要な店舗等を誘導する。	○食料品を扱う大規模小売店 ^{※1}	○食料品を扱う小売店（コンビニを含む） ^{※2}
医療機能	・拠点施設誘導区域において、医療の拠点となる病院を誘導する。 ・日常サービス施設誘導区域、生活拠点区域において、日常生活に最低限必要な診療所等を誘導する。	○病院（一般病院で産科機能を有するもの） ^{※3}	○診療所（いわゆる「かかりつけ医」となるもの） ^{※4}
金融機能	・日常生活に最低限必要な金融機能であるATMは、コンビニエンスストア等の商業機能で代替可能のため、施設の設定は行わない。	—	—
教育・文化機能	・拠点施設誘導区域において、地域コミュニティや生涯学習の拠点となり、地域へ賑わいをもたらす生涯学習機能、公民館機能を設置する。	○図書館 ○公民館	—

※1：店舗面積が1,000m²を超える食料品小売業、百貨店、総合スーパー、ミニスーパー

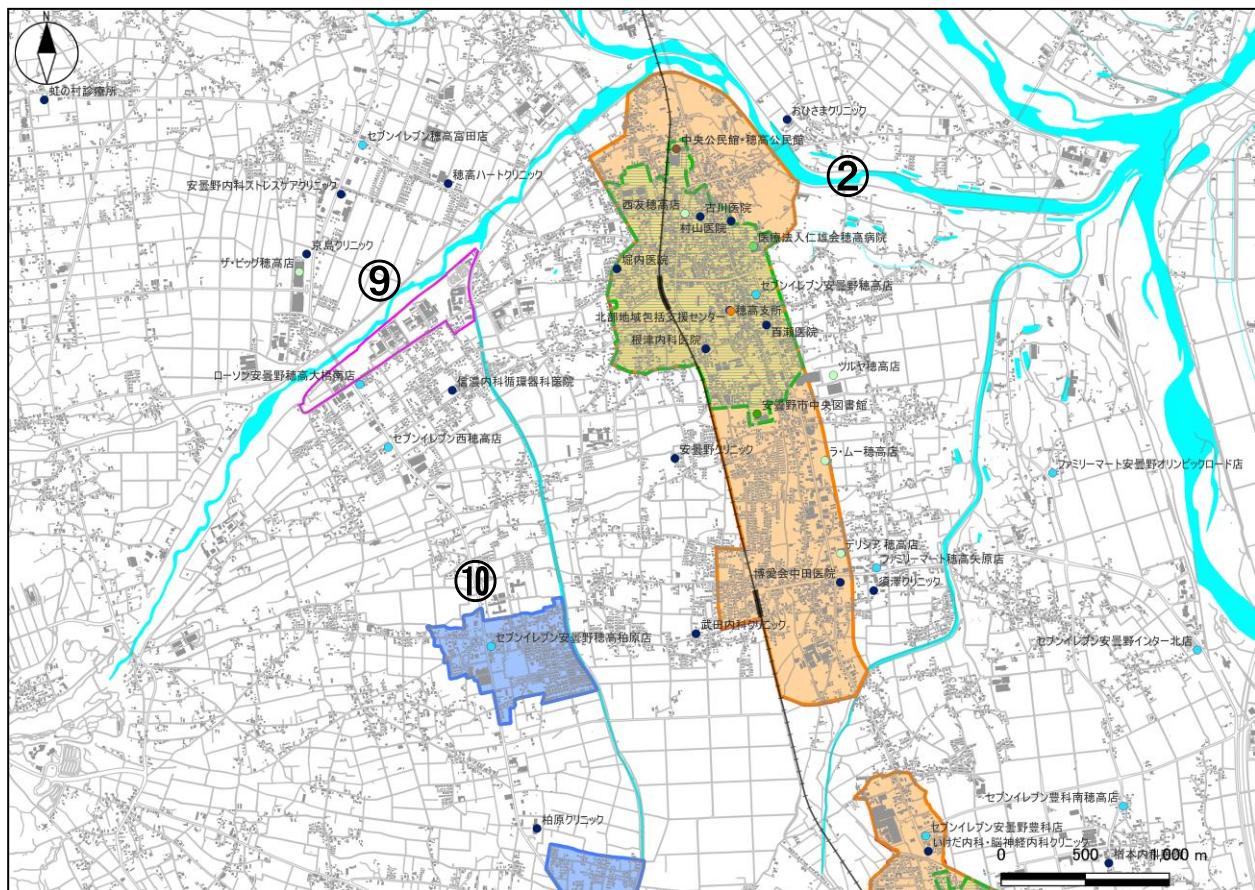
※2：店舗面積が1,000m²以下の食料品小売業、百貨店、総合スーパー、ミニスーパー

※3：病床数が20床以上で、診療科目中に産婦人科又は産科を有する病院

※4：病床数が19床以下で、診療科目中に内科を有する診療所。ただし、夜間診療所、山岳診療所等のいわゆる「かかりつけ医」とならないもの及び、介護老人保健施設等に併設されもっぱら入居者等を対象に医業を行うものを除く。

(2) 誘導する施設の立地状況

① 穂高拠点地区周辺



出典：府内資料

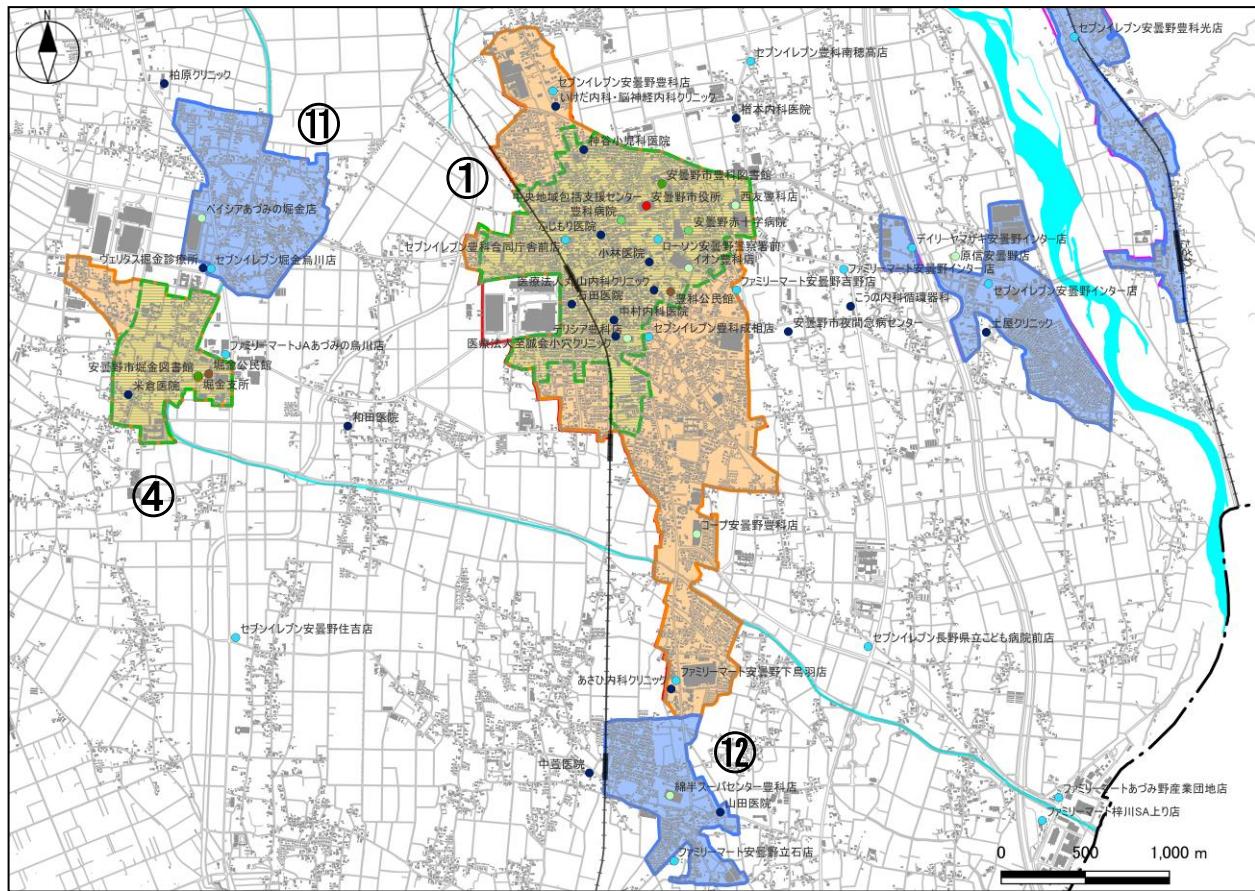
※診療所は診療科目中に「内科」を有するもの

誘導する施設の立地状況は、以下のとおりである。

区分	地区名	誘導施設							
		拠点施設誘導区域						日常サービス施設誘導区域	
		市役所・支所	地域包括支援センター	食料品を扱う大規模小売店	病院	図書館	公民館	食料品を扱う小売店	診療所
市街拠点区域	② 穂高拠点地区	○	○	○	○	○	○	○	○
市街準拠点区域	⑨ 穂高鳥川地区	区域設定なし						区域設定なし	区域設定なし
区域田園居住	⑩ 柏原地区	区域設定なし						区域設定なし	○

○：区域内に立地、※：区域内に立地しないものの周辺に立地、－：区域内にも周辺にも立地せず

② 豊科・堀金拠点地区周辺



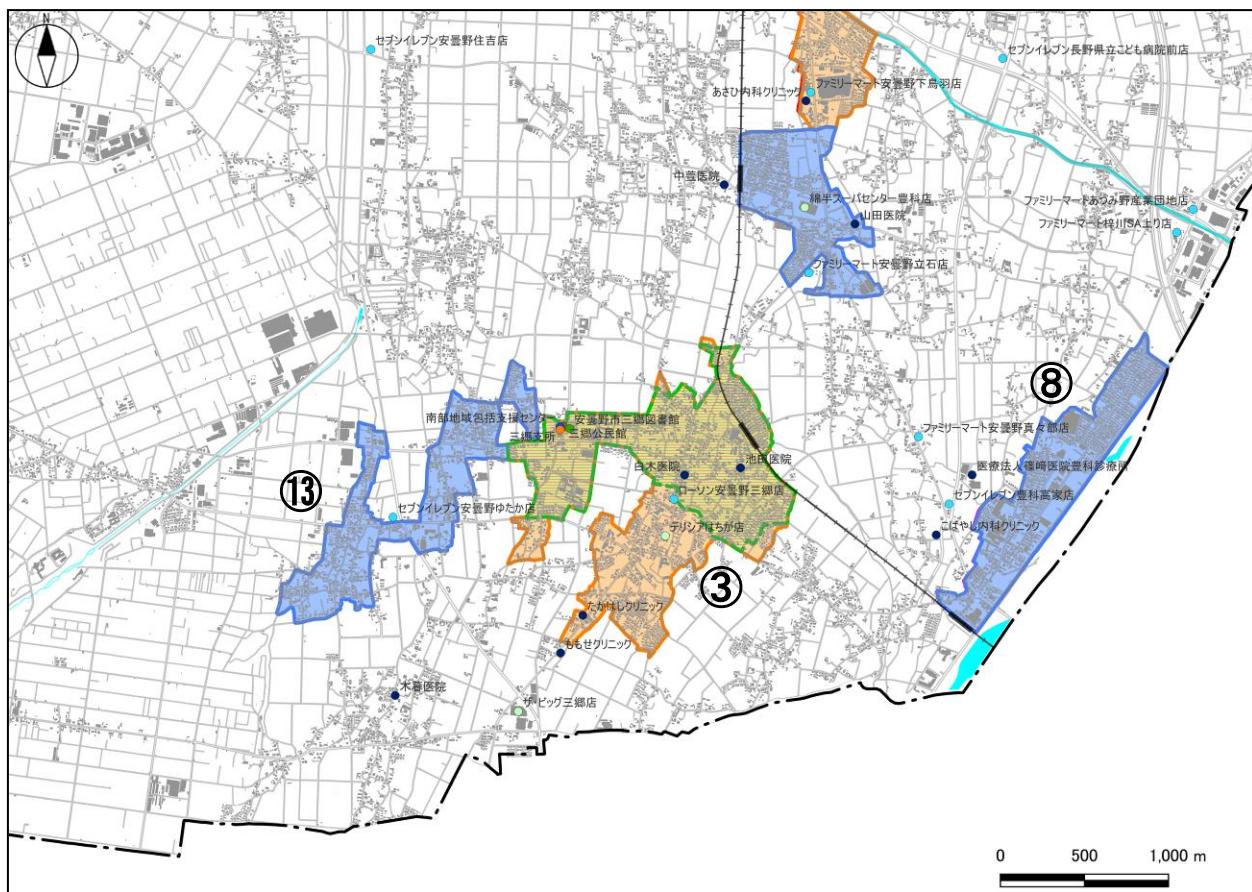
出典：府内資料

※診療所は診療科目中に「内科」を有するもの

区分	地区名	誘導施設									
		拠点施設誘導区域						日常サービス施設誘導区域		生活拠点区域	
		市役所・支所	地域包括支援センター	食料品を扱う大規模小売店	病院	図書館	公民館	食料品を扱う小売店	診療所	食料品を扱う小売店	診療所
市街拠点区域	① 豊科拠点地区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	④ 堀金拠点地区	○	—	※	—	○	○	○	○	○	○
区域田園居住	⑪ 下堀地区	区域設定なし						区域設定なし		○	※
	⑫ 中萱・上鳥羽・下鳥羽・真々部地区	区域設定なし						区域設定なし		○	○

○：区域内に立地、※：区域内に立地しないものの周辺に立地、-：区域内にも周辺にも立地せず

③ 三郷拠点地区周辺



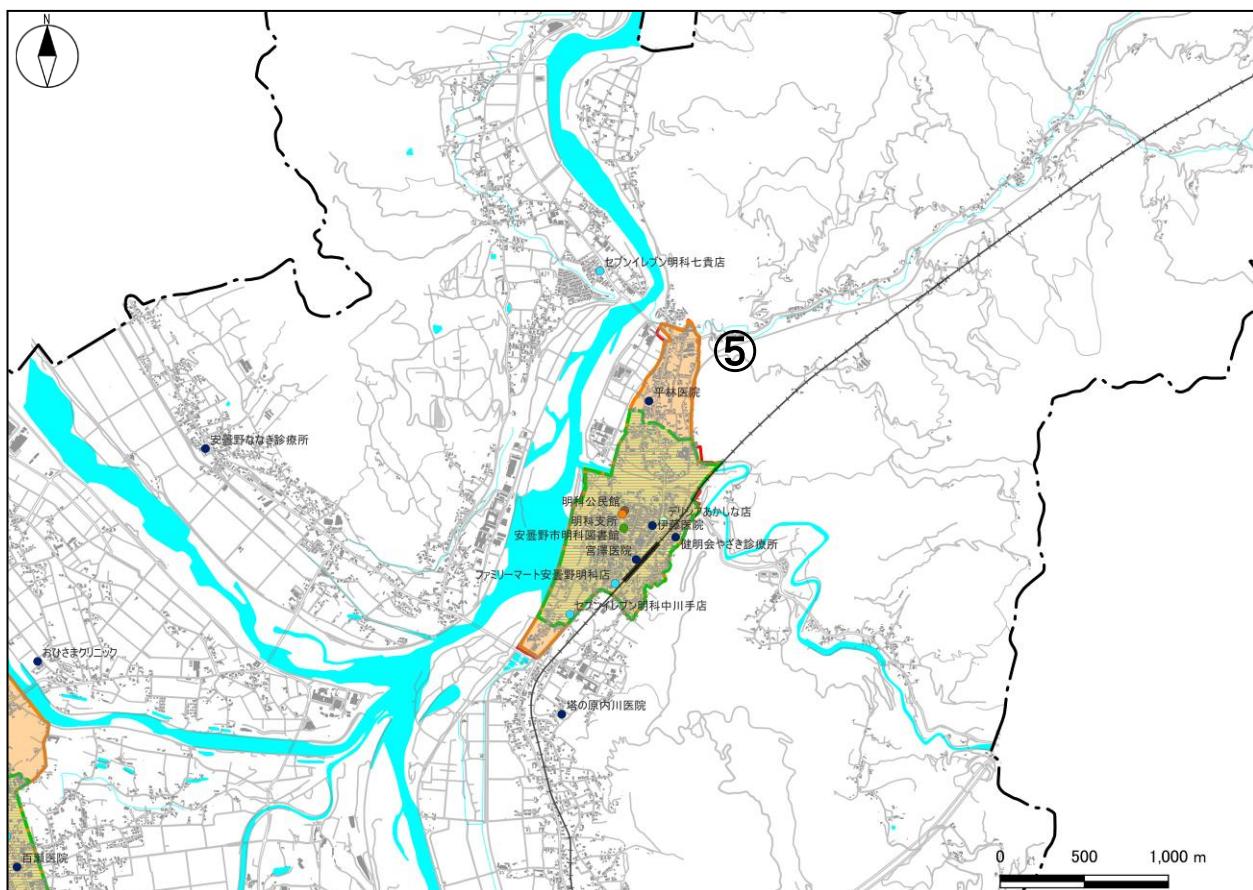
出典：府内資料

※診療所は診療科目中に「内科」を有するもの

区分	地区名	誘導施設									
		拠点施設誘導区域						日常サービス施設誘導区域		生活拠点区域	
		市役所・支所	地域包括支援センター	食料品を扱う大規模小売店	病院	図書館	公民館	食料品を扱う小売店	診療所	食料品を扱う小売店	診療所
市街拠点区域	③ 三郷拠点地区	○	○	※	-	○	○	○	○	○	○
市街準拠点区域	⑧ たつみ原地区			区域設定なし				区域設定なし		※	※
区域田園居住	⑬ 上長尾・下長尾・二木地区			区域設定なし				区域設定なし		※	-

○：区域内に立地、※：区域内に立地しないものの周辺に立地、-：区域内にも周辺にも立地せず

④ 明科拠点地区周辺



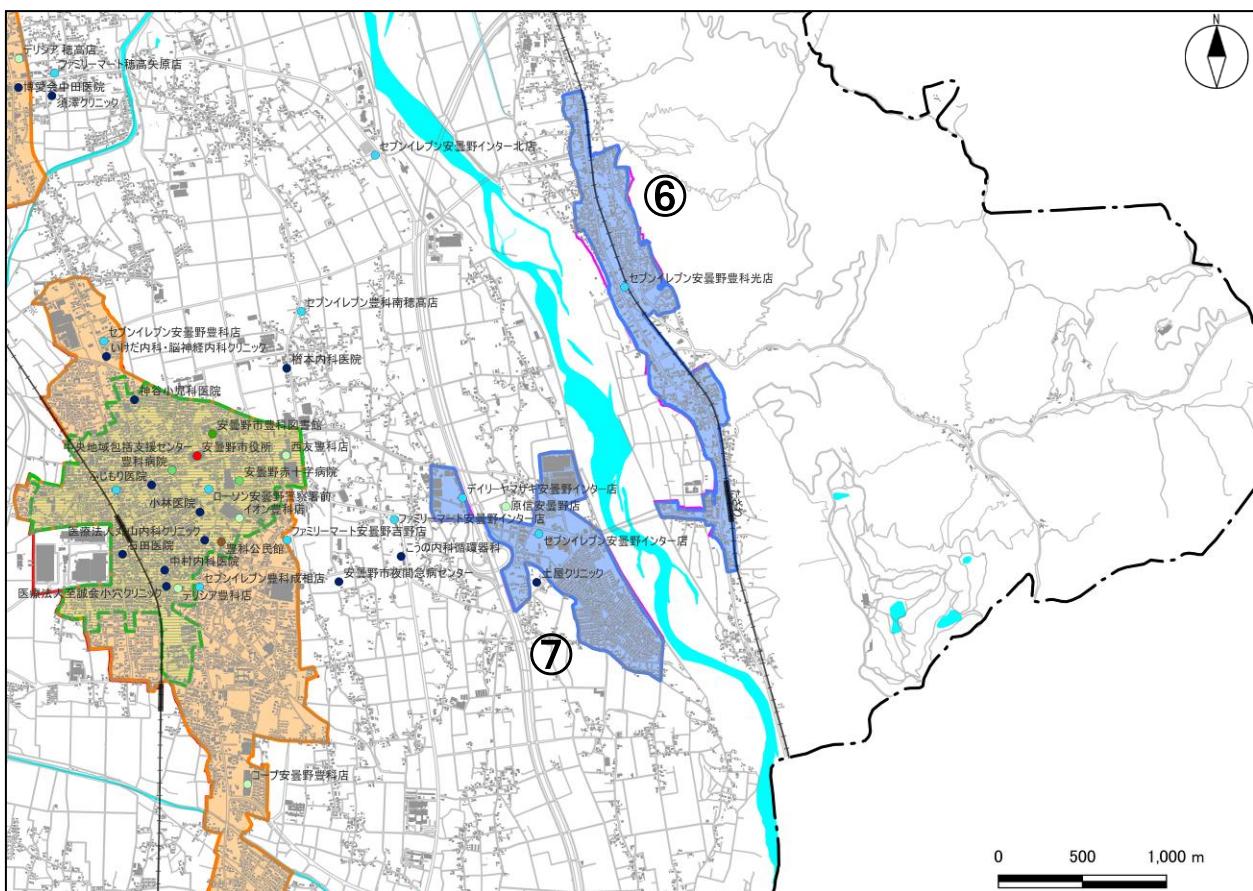
出典：府内資料

※診療所は診療科目中に「内科」を有するもの

区分	地区名	誘導施設									
		拠点施設誘導区域						日常サービス施設誘導区域		生活拠点区域	
		市役所・支所	地域包括支援センター	食料品を扱う大規模小売店	病院	図書館	公民館	食料品を扱う小売店	診療所	食料品を扱う小売店	診療所
市街区域 拠点	⑤ 明科拠点地区	○	-	○	-	○	○	○	○	○	○

○：区域内に立地、※：区域内に立地しないものの周辺に立地、-：区域内にも周辺にも立地せず

⑤ 田沢・光、安曇野 I.C.地区周辺



出典：府内資料

*診療所は診療科目中に「内科」を有するもの

区分	地区名	誘導施設								
		拠点施設誘導区域					日常サービス施設誘導区域		生活拠点区域	
		市役所・支所	地域包括支援センター	食料品を扱う大規模小売店	病院	図書館	公民館	食料品を扱う小売店	診療所	食料品を扱う小売店
市街区域 準拠点	⑥ 田沢・光地区	区域設定なし					区域設定なし		<input type="radio"/>	-
	⑦ 安曇野 I.C. 地区	区域設定なし					区域設定なし		<input type="radio"/>	※

○：区域内に立地、※：区域内に立地しないものの周辺に立地、-：区域内にも周辺にも立地せず

第5章 誘導区域及び施設の設定

誘導する施設の立地状況について、以下のとおり一覧表として再掲する。

区分	地区名	誘導施設									
		拠点施設誘導区域						日常サービス施設誘導区域		生活拠点区域	
		市役所・支所	地域包括支援センター	食料品を扱う大規模小売店	病院	図書館	公民館	食料品を扱う小売店	診療所	食料品を扱う小売店	診療所
市街区域拠点	① 豊科拠点地区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	② 穂高拠点地区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	③ 三郷拠点地区	○	○	※	—	○	○	○	○	○	○
	④ 堀金拠点地区	○	—	※	—	○	○	○	○	○	○
	⑤ 明科拠点地区	○	—	○	—	○	○	○	○	○	○
準拠点市街区域	⑥ 田沢・光地区	区域設定なし						区域設定なし		○	—
	⑦ 安曇野 I.C.地区	区域設定なし						区域設定なし		○	※
	⑧ たつみ原地区	区域設定なし						区域設定なし		※	※
	⑨ 穂高烏川地区	区域設定なし						区域設定なし		区域設定なし	
田園居住区域	⑩ 柏原地区	区域設定なし						区域設定なし		○	—
	⑪ 下堀地区	区域設定なし						区域設定なし		○	※
	⑫ 中萱・上鳥羽・下鳥羽・真々部地区	区域設定なし						区域設定なし		○	○
	⑬ 上長尾・下長尾・二木地区	区域設定なし						区域設定なし		※	—

○：区域内に立地、※：区域内に立地しないものの周辺に立地、—：区域内にも周辺にも立地せず

5.4 届出制度

(1) 住宅等の届出

居住誘導区域外で以下の行為を行おうとする場合には、安曇野市の適正な土地利用に関する条例に基づく承認手続き又は届出と並行して、開発行為等に着手する 30 日前までに、法に基づく市への届出が必要となる。

これを受けた市は、その届出の内容が居住誘導区域内における住宅等の立地の誘導を図る上で支障があると判断した場合は、居住誘導区域内での開発・建築をあっせんする。

届出の対象となる行為

(1) 開発行為

- 3戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為*

例 :

届出必要

3戸の
開発行為



- 1戸又は2戸の住宅の建築を目的とする開発行為*で、規模が 1000m^2 以上のもの

例 :

届出必要

$1,300\text{ m}^2$
1戸の開発行為



不要

800 m^2
2戸の開発行為



*開発行為とは、建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。(都市計画法第4条第12項)

(2) 建築等行為

- 3戸以上の住宅を新築しようとする場合

例 :

届出必要

3戸の
開発行為



不要

1戸の建築行為



- 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

(3) 届出内容の変更

- 上記(1)又は(2)の届出内容を変更する場合

(2) 誘導施設等の届出

下表に定める誘導施設に係る以下の行為を行おうとする場合には、当該行為に着手する 30 日前までに、都市再生特別措置法に基づく市への届出が必要となる。(本市においては、当該届出と並行して、土地利用条例に基づく手続きが必要となります。)

これを受けて市は、その届出の内容が、都市機能誘導区域（拠点施設誘導区域、日常サービス施設誘導区域、生活拠点区域）内における誘導施設の立地の誘導を図る上で支障があると判断した場合は、都市機能誘導区域内での開発・建築をあっせんする。

届出の対象となる行為

(1) 開発行為

都市機能誘導区域外で、誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為^{*}を行おうとする場合
※建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地区画形質変更（都市計画法第4条第12項）

(2) 建築等行為

都市機能誘導区域外で、以下の行為を行おうとする場合

- ア 誘導施設を有する建築物を新築する行為
- イ 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする行為
- ウ 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする行為

(3) 届出内容の変更

上記（1）又は（2）の届出内容を変更する場合

(4) 誘導施設の休廃止

都市機能誘導区域内で、誘導施設を休止又は廃止する場合

誘導施設	届出の対象となる誘導施設の定義
市役所本庁舎 市役所支所	地方自治法第4条に規定する市役所本庁舎、同法第155条に規定する市役所支所。
地域包括支援センター	介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター。
食料品を扱う大規模小売店	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗面積が1,000m ² を超える小売店で、日本標準産業分類（平成25年10月改定）による百貨店、総合スーパー（分類コード5611）、スーパー（分類コード5699）、各種食料品小売業（分類コード5811）に分類される店舗。
食料品を扱う小売店 (コンビニを含む)	店舗面積が1,000m ² 以下の小売店で、日本標準産業分類（平成25年10月改定）による百貨店、総合スーパー（分類コード5611）、スーパー（分類コード5699）、各種食料品小売業（分類コード5811）、コンビニエンスストア（分類コード5891）に分類される店舗。
病院（一般病院で産科機能を有するもの）	医療法第1条の5第1項に規定する医師が医業を行う場所で、病床数が20床以上の診療科区分の産婦人科、産科を有する病院。
診療所（いわゆる「かかりつけ医」となるもの）	医療法第1条の5第2項に規定する医師が医業を行う場所で、病床数が19床以下の診療科区分の内科を有し、夜間診療所、山岳診療所等のいわゆる「かかりつけ医」とならないもの及び介護老人保健施設等に併設されもっぱら入居者等を対象に医業を行うものを除く診療所。
図書館 公民館	図書館法第2条に規定する図書館、社会教育法第20条に規定する公民館。

第6章 防災指針

前章で定めた誘導区域内には、土砂災害、洪水災害、地震災害などの災害リスクが依然として存在していることから、本章では、誘導区域における災害リスクに関する各種情報を改めて整理し、課題抽出を行ったうえで、各主体に各種災害リスクの自覚を促すとともに、相互に情報や認識を共有して、安曇野市地域防災計画をはじめとした関連計画や、国・県の施策と連携した防災・減災対策を計画的かつ着実に取り組んでいくための防災まちづくりの指針（防災指針）を定める。

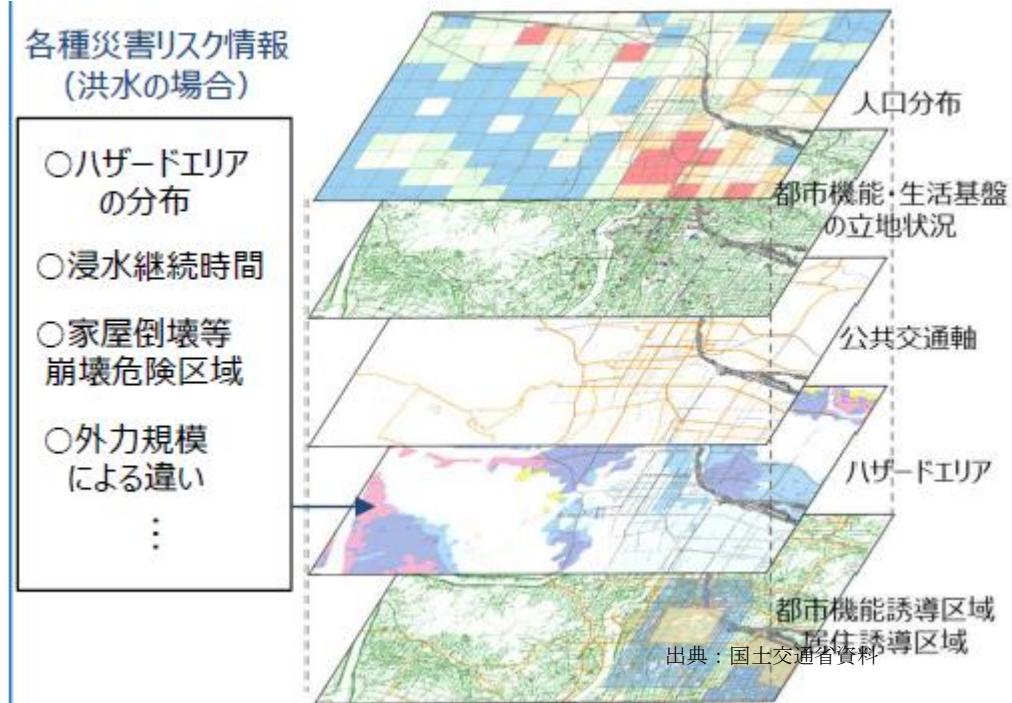
6.1 災害に関する本市の特性と考え方

本市は松本盆地の最も低い部分に位置し、北アルプスからの複数の河川によって形成された複合扇状地と犀川の氾濫原によって構成されている。東西の急峻な山地帯と平野部の砂礫層による脆弱な地質が存在しているという自然的条件より、水害が発生しやすい地域であり、過去に河川の氾濫・洪水等の水害が発生している。また、長野県では、令和元年東日本台風（令和元年台風第19号）による記録的な大雨で、千曲川の氾濫や土砂災害などの甚大な被害が広域にわたり発生したことは記憶に新しい。今後も気候変動の影響から、集中豪雨による浸水被害や土砂災害が全国で激甚化することが懸念されている。

さらに、本市には松本盆地東縁断層をはじめとした複数の活断層が確認されており、長野県地震被害想定調査報告書では糸魚川-静岡構造線断層帯による地震が本市に最大規模の被害をもたらすと想定されている。

これらの各種災害リスクの情報と誘導区域や人口分布、都市機能や生活基盤の立地状況と重ね合わせて、的確に課題を整理し、適切な対応を図っていく必要がある。

図表：災害リスク重ね合わせのイメージ図



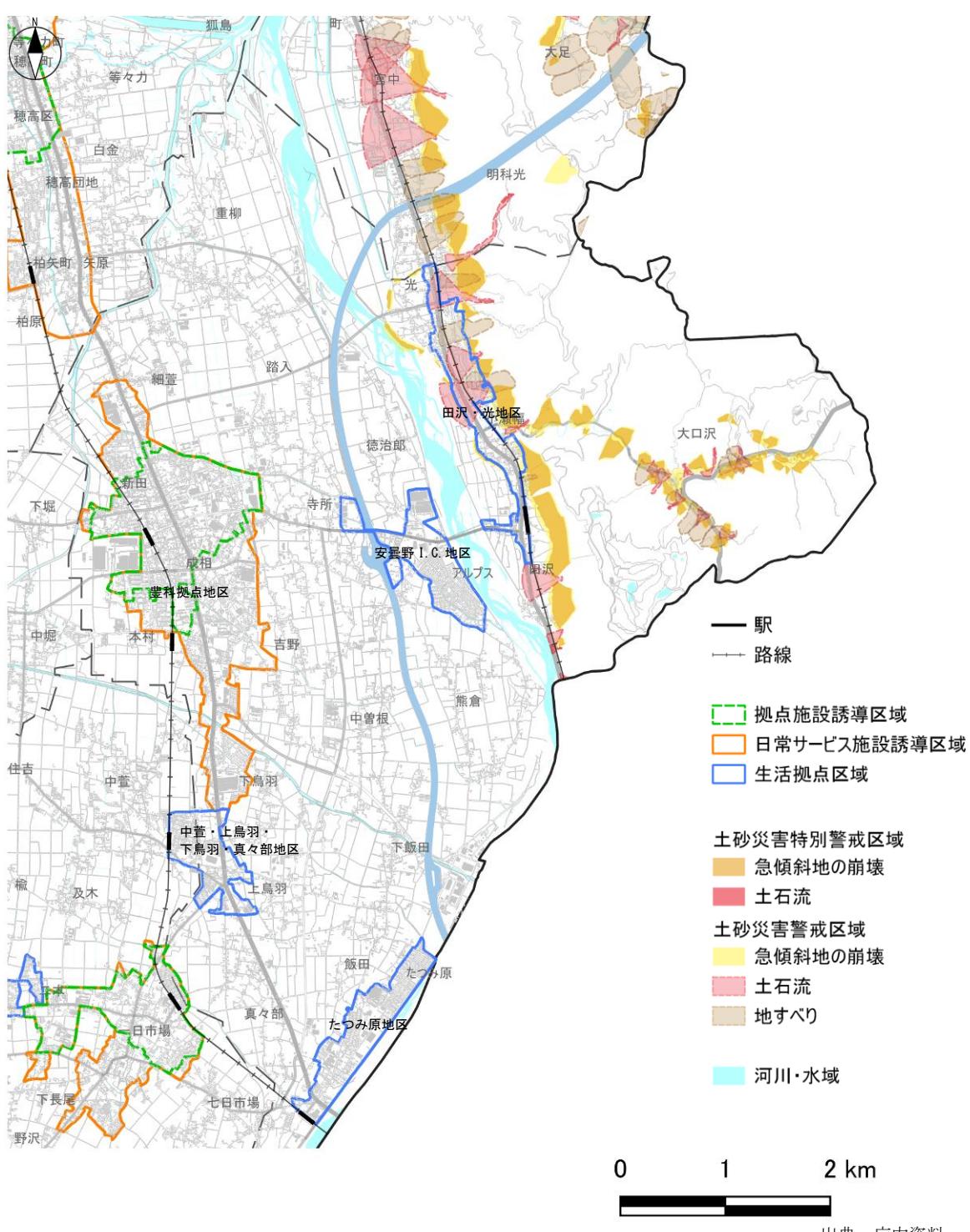
6.2 想定される災害リスクの分析

(1) 土砂災害

① 地域ごとのリスク

- 豊科地域
　　豊科地域では犀川右岸より東側の傾斜地に土砂災害のおそれがある区域が存在している。災害が発生した場合、国道19号や国道143号、県道57号を土砂が寸断し、通行できなくなるおそれがある。誘導区域では田沢・光地区に土砂災害警戒区域が存在し、住宅地や道路に被害が出るおそれがある。

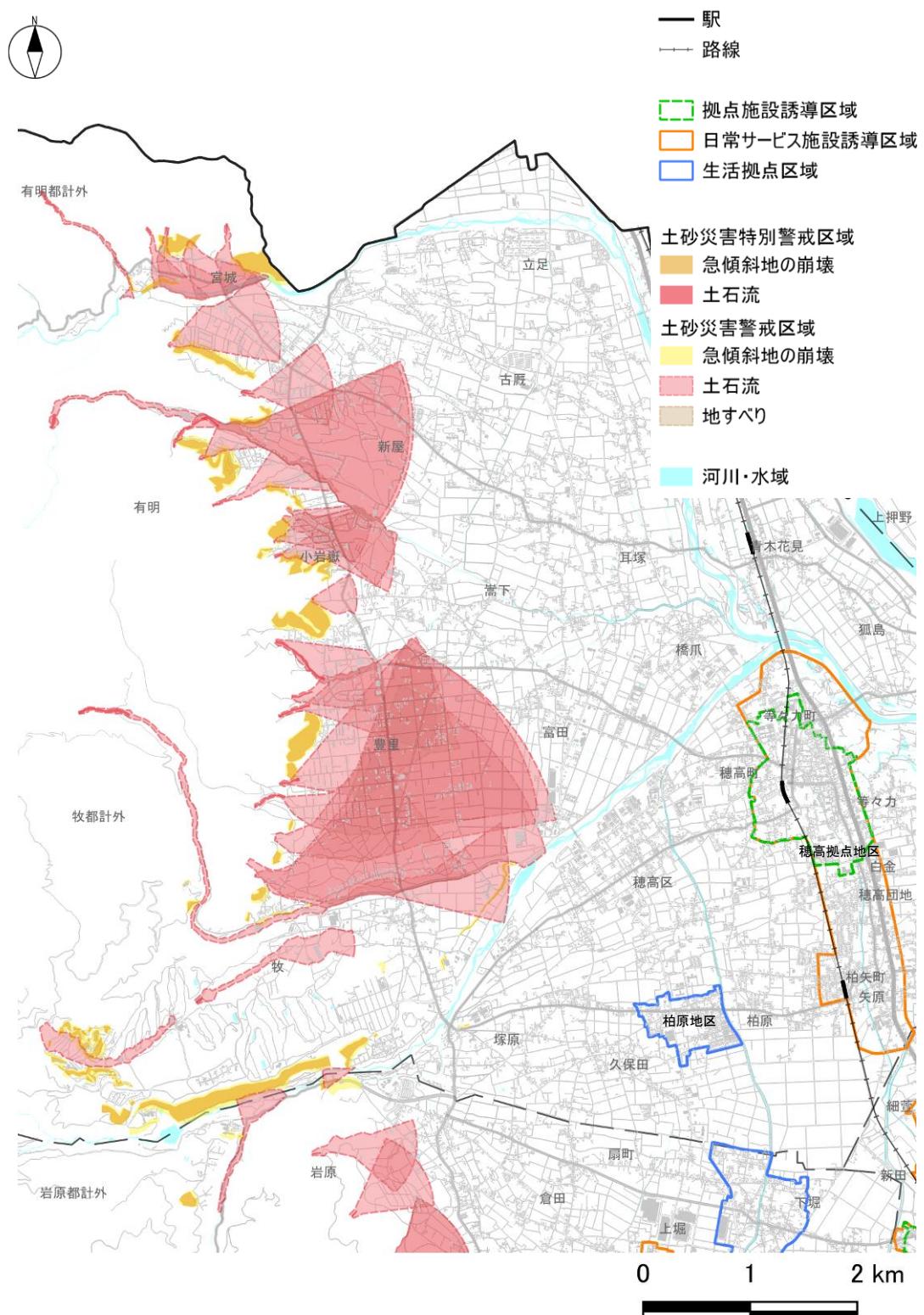
図表：豊科地域の土砂災害警戒区域



○ 穂高地域

穂高地域では西側の山麓地帯に土砂災害のおそれがある区域が存在している。災害が発生した場合、牧、豊里、小岩嶺、新屋、宮城、古廐の住宅地、別荘地等に広範囲な被害が想定される。県道 25 号・同 306 号（山麓線）、県道 308 号を土砂が寸断し、通行できなくなるおそれがある。誘導区域に影響はない。

図表：穂高地域の土砂災害警戒区域

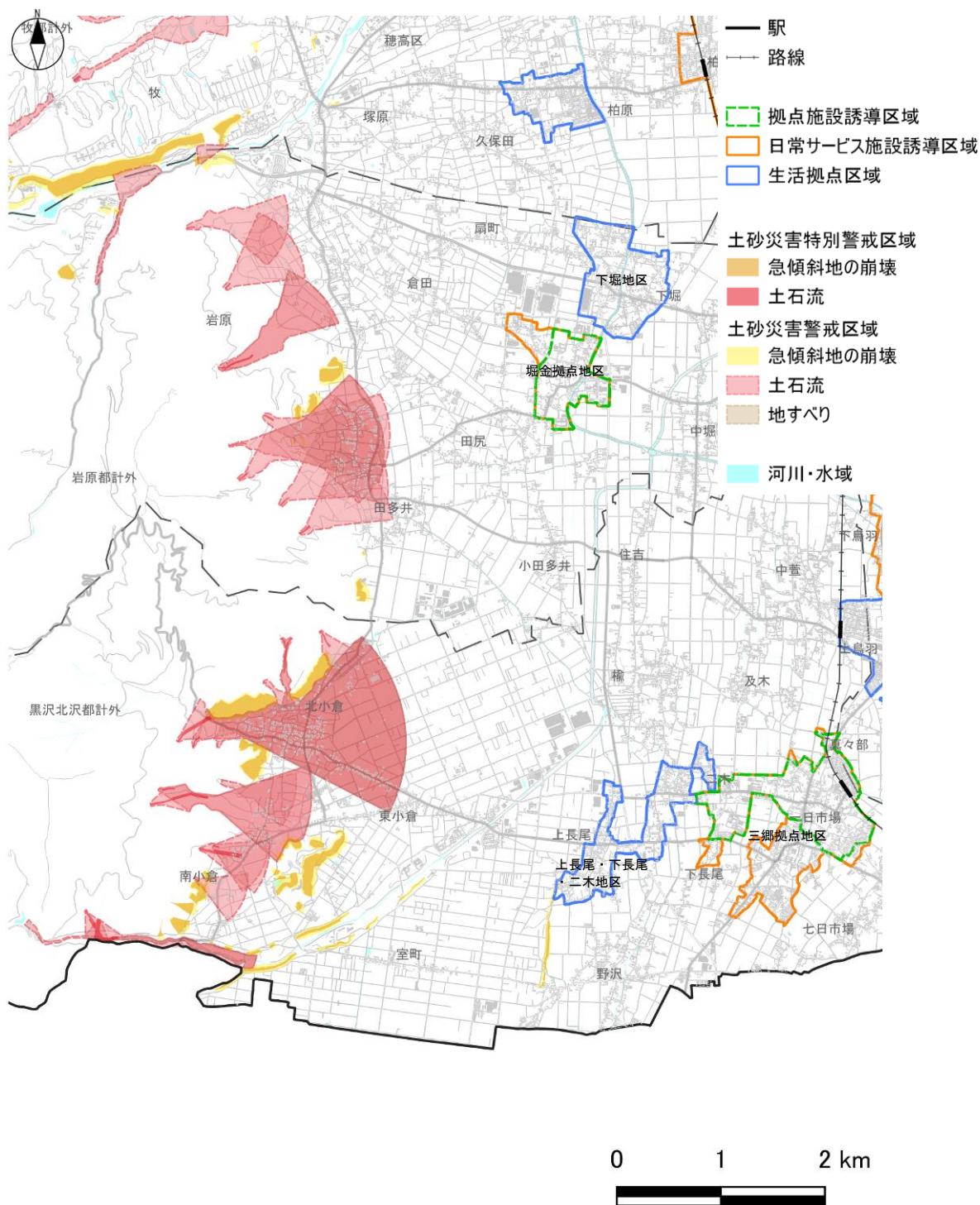


出典・序内資料

○ 三郷地域・堀金地域

三郷地域及び堀金地域においては、西側の山麓地帯に土砂災害のおそれがある区域が存在している。災害が発生した場合、小倉、田多井の両地区の住宅地に広範囲な被害が想定される。県道25号（山麓線）、県道57号、県道314号、県道319号を土砂が寸断し、通行できなくなるおそれがある。誘導区域内では上長尾・下長尾・二木地区に一部土砂災害警戒区域が存在している。

図表：三郷地域及び堀金地域の土砂災害警戒区域

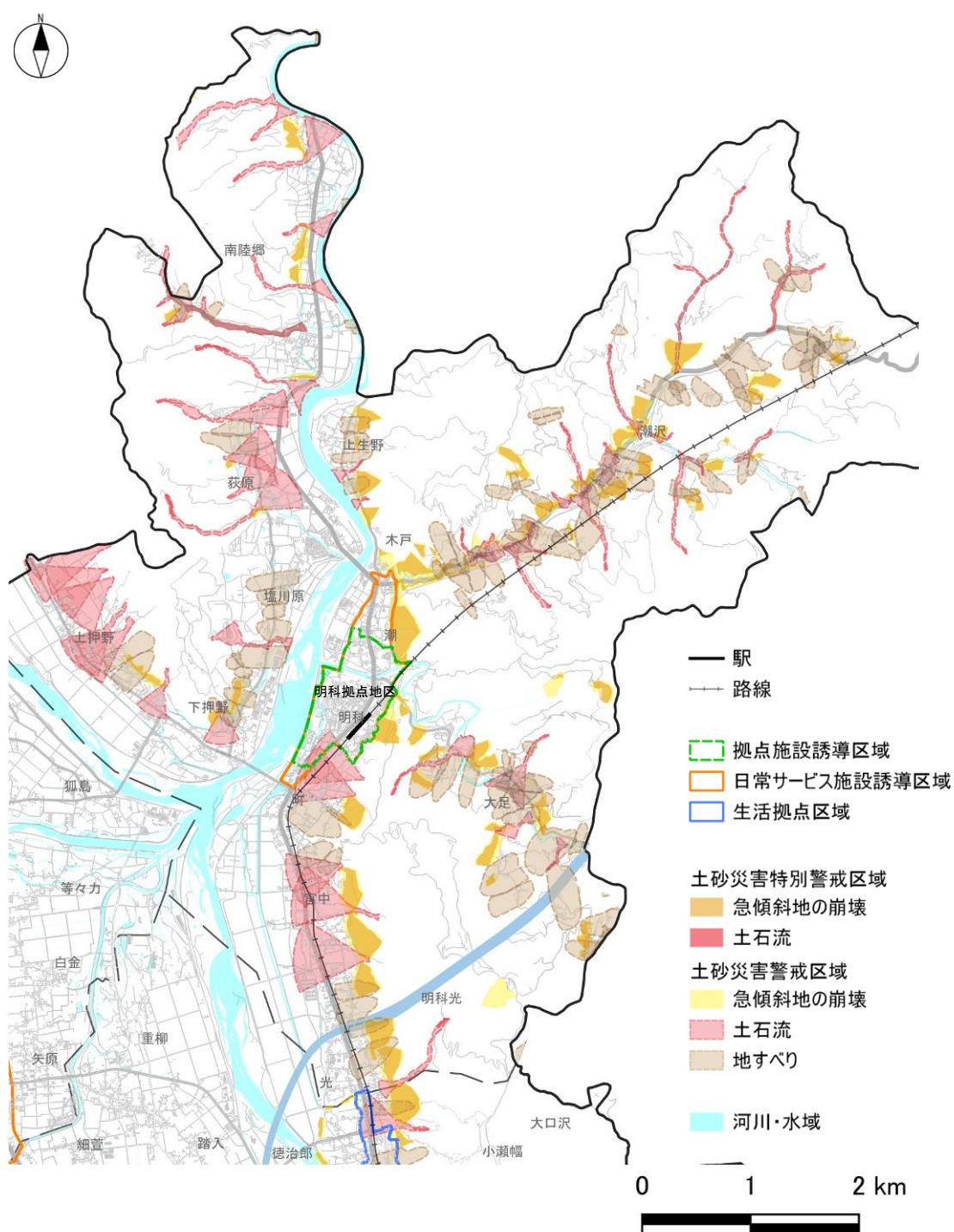


出典：府内資料

○ 明科地域

明科地域は東側の山麓地帯に土砂災害のおそれがある区域が多数存在している。災害が発生した場合、広範囲な被害が想定され、主要国道や県道が土砂で寸断し通行できなくなるおそれがある。また、迂回路が少ないため、集落が孤立する可能性がある。誘導区域内である明科拠点地区の東側に一部土砂災害警戒区域が存在している。

図表：明科地域の土砂災害警戒区域



出典：府内資料

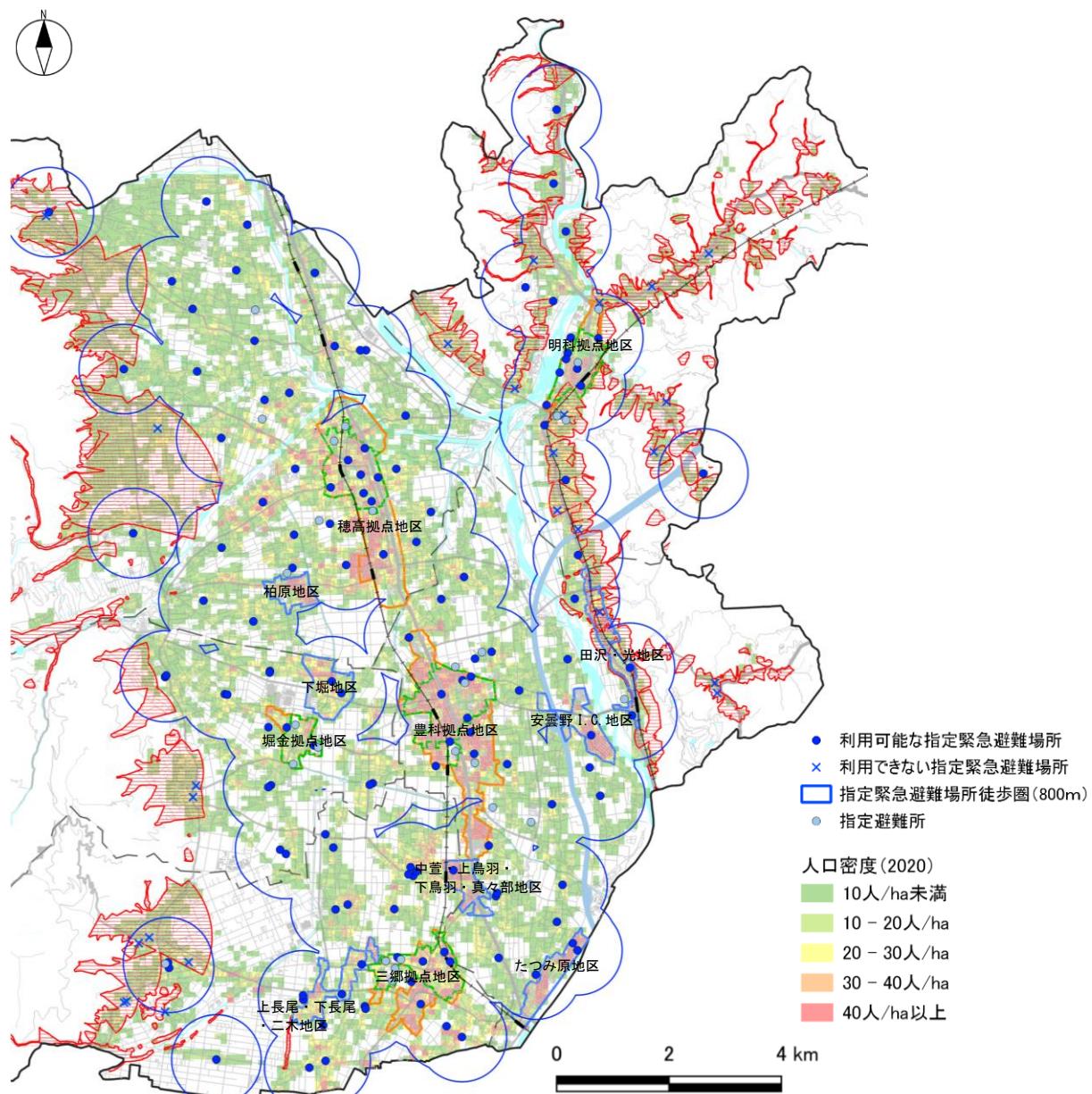
② 避難所の立地

本市における土砂災害警戒区域内の令和2（2020）年の人口は約8,740人、うち誘導区域内の人口は約706人と推計したうえで、利用可能な指定緊急避難場所の徒歩圏内人口とそのカバー率を下表に示す。誘導区域内で利用可能な指定緊急避難場所が徒歩圏内にない場合にあっては、とくに災害発生前の早期避難等の対応が必要となる。

指定緊急避難場所徒歩圏（半径800m圏）の人口とそのカバー率

	市内全人口	土砂災害警戒区域内の人口	誘導区域内全人口	誘導区域内土砂災害警戒区域内人口
利用可能な指定緊急避難場所（134箇所）の徒歩圏内人口（カバー率）	約85,633人 (91.0%)	約4,896人 (56.0%)	約32,618人 (99.2%)	約699人 (99.0%)

図表：土砂災害時の指定緊急避難場所の立地とその徒歩圏

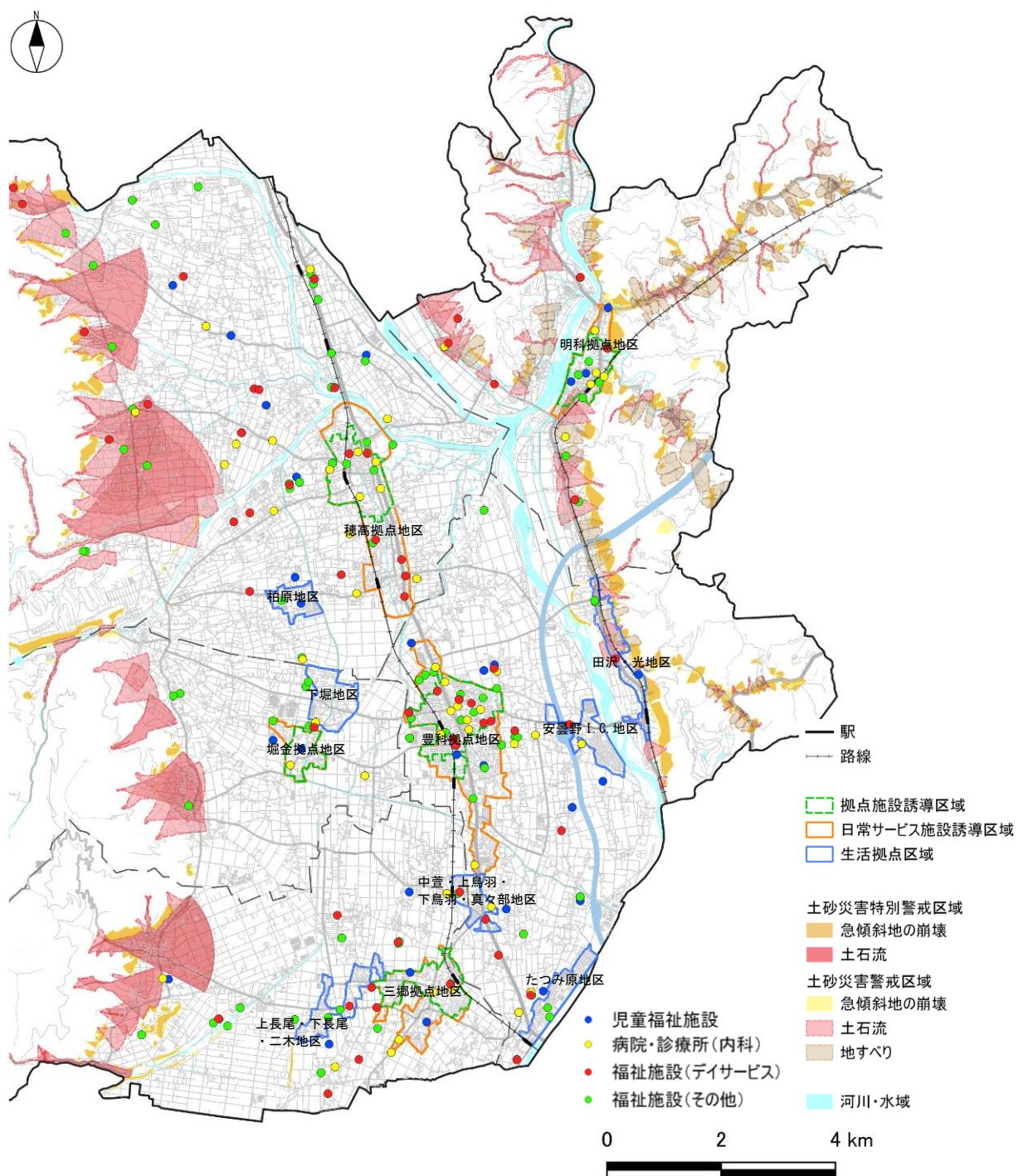


出典：府内資料

③ 要配慮者施設の立地

- 要配慮者：乳幼児、老人、障がい者、避難に介助が必要な妊婦
- 土砂災害警戒区域内要配慮者人口：約 5,513 人※ ※令和 2 (2020) 年
- 土砂災害警戒区域内に立地する各種要配慮者利用施設の箇所数（市内の全箇所数）
 - 病院・診療所（内科）：3 箇所（54 箇所） 児童福祉施設：0 箇所（33 箇所）
 - 介護施設（デイサービス）：9 箇所（57 箇所） 介護施設（その他）：13 箇所（110 箇所）

図表：要配慮者利用施設の位置



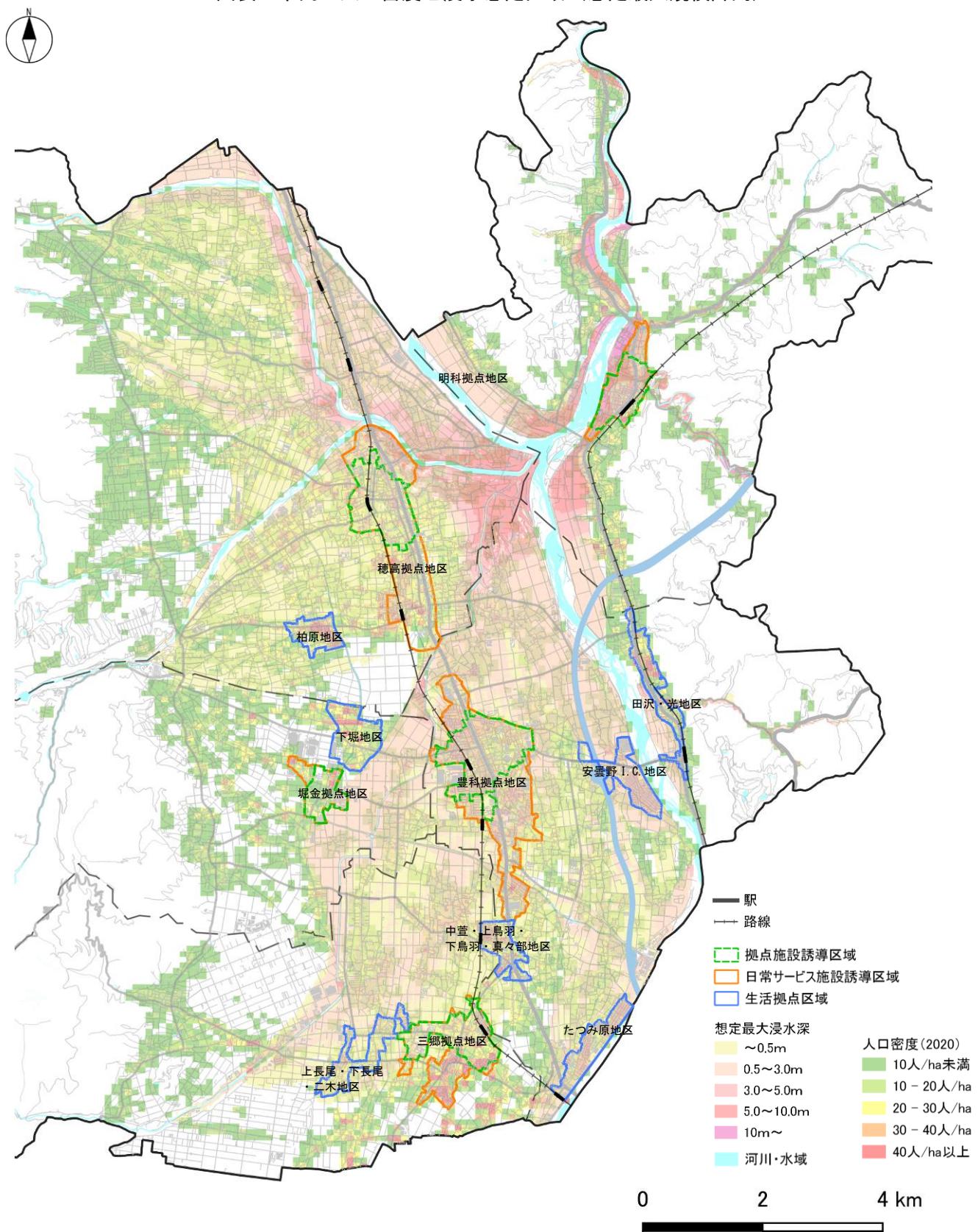
出典：府内資料

(2) 洪水災害

① 人口

本市における浸水が予想される区域内に居住する令和2（2020）年の人口は約60,845人、うち本計画で定める誘導区域内の人口は約24,933人と推計される。

図表：市内の人団密度と浸水想定区域（想定最大規模降雨）



誘導区域内における想定最大規模降雨による浸水想定区域面積及び推定される令和2（2020）年の居住人口は下表に示すとおりである。

図表：誘導区域人口と想定最大浸水深（想定最大規模降雨）

想定される被害 想定最大浸水深	床下浸水		1階部分に床上浸水		2階以上まで浸水				計
	0~0.5m	0.5~3.0m	3.0~5.0m	5.0~10m	10~20m				
豊科拠点地区	ha 203	64%	111	35%	-	-	-	-	314 98%
	人 6,522	62%	3,728	36%	-	-	-	-	10,250 98%
拠点施設誘導区域	ha 100	70%	41.4	29%	-	-	-	-	141 99%
	人 3,259	68%	1,452	30%	-	-	-	-	4,711 99%
日常サービス施設誘導区域	ha 177	61%	43.9	15%	14.7	5%	6.9	2%	-
	人 4,482	69%	909	14%	106	2%	45	1%	-
穂高拠点地区	ha 99.1	86%	14.6	13%	-	-	-	-	114 98%
	人 2,164	85%	340	13%	-	-	-	-	2,505 98%
三郷拠点地区	ha 59.6	42%	7.2	5%	-	-	-	-	66.8 47%
	人 1,357	35%	110	3%	-	-	-	-	1,467 38%
拠点施設誘導区域	ha 52	58%	6.8	8%	-	-	-	-	58.8 66%
	人 1,197	54%	95	4%	-	-	-	-	1,292 58%
堀金拠点地区	ha 3.3	6%	7.5	14%	-	-	-	-	10.8 20%
	人 25	3%	10	1%	-	-	-	-	34 5%
拠点施設誘導区域	ha 3.3	8%	7.5	17%	-	-	-	-	10.8 25%
	人 25	5%	10	2%	-	-	-	-	34 6%
明科拠点地区	ha 1.5	2%	27.3	31%	15.4	18%	29.6	34%	3.8 4% 77.5 89%
	人 25	2%	692	44%	284	18%	347	22%	26 2% 1,374 88%
拠点施設誘導区域	ha 1.4	2%	24	36%	6.3	9%	24.3	36%	2.9 4% 58.9 87%
	人 25	2%	639	52%	113	9%	259	21%	15 1% 1,050 85%
田沢・光	ha 0.7	1%	4.1	6%	0.3	1%	0.4	1%	0.0 0% 5.5 9%
	人 7	1%	42	3%	2	0%	0	0%	0 0% 51 4%
安曇野I.C.	ha 4.2	7%	54.1	89%	0.4	1%	-	-	-
	人 17	1%	1,622	98%	7	0%	-	-	-
たつみ原	ha 30.8	51%	22.9	38%	0.0	0%	-	-	-
	人 959	51%	794	43%	0	0%	-	-	-
柏原	ha 17.9	47%	0.1	0%	-	-	-	-	-
	人 458	44%	1	0%	-	-	-	-	-
下堀	ha 0.1	0%	0.1	0%	-	-	-	-	-
	人 1	0%	1	0%	-	-	-	-	-
中萱・上鳥羽・下鳥羽・真々部	ha 36	79%	2.1	5%	-	-	-	-	-
	人 969	80%	38	3%	-	-	-	-	-
上長尾・下長尾・二木	ha 52.1	85%	6.8	11%	-	-	-	-	-
	人 1,219	87%	128	9%	-	-	-	-	-
									1,347 96%

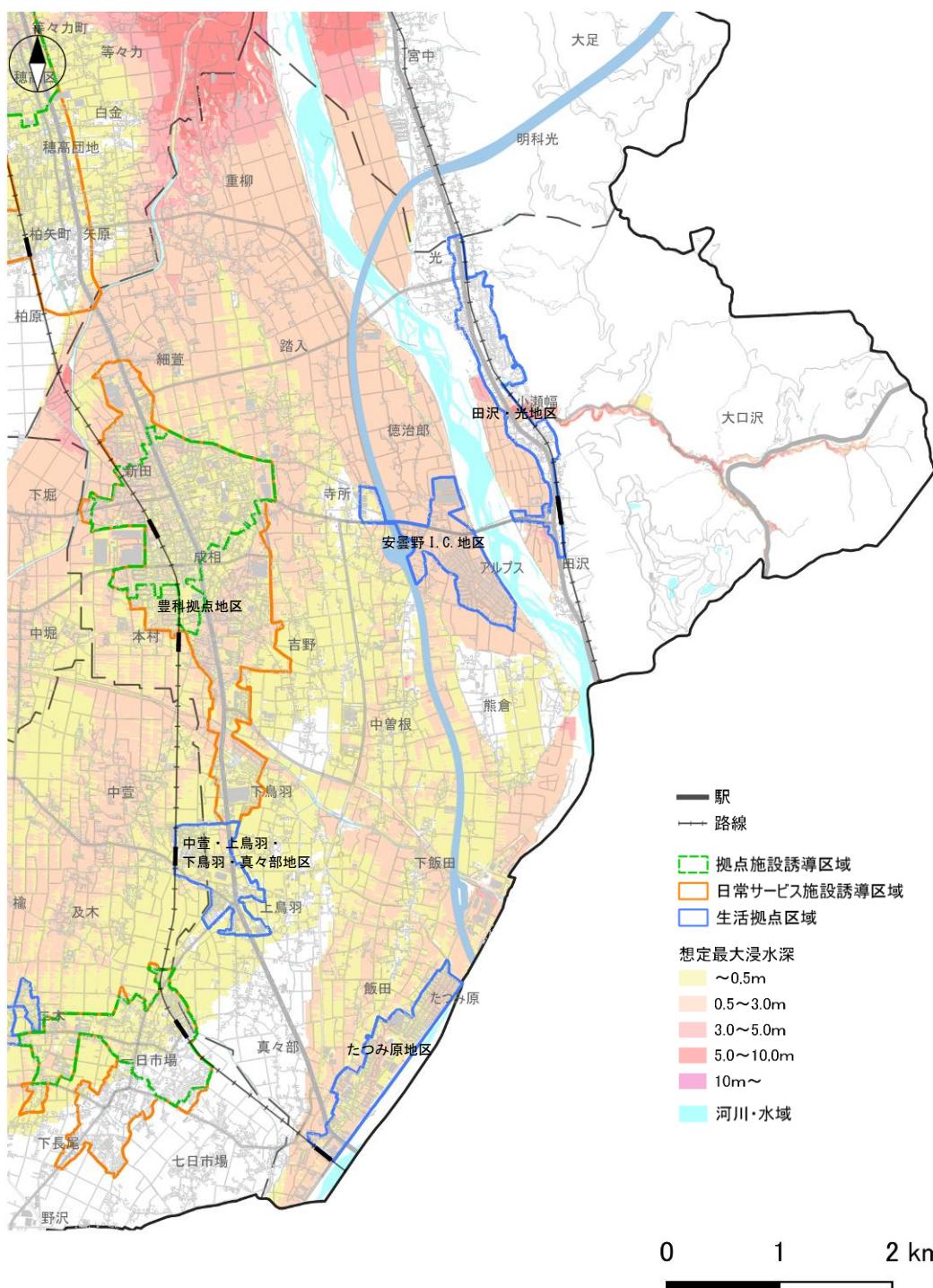
② 地域ごとのリスク

○ 豊科地域

豊科地域においては、市街地の大半の地域で浸水が想定されている。誘導区域外では重柳北側の河川合流地点付近で、浸水深が20m以上に達する区域が存在している。

誘導区域である豊科拠点地区、安曇野I.C.地区、たつみ原地区、中萱・上鳥羽・下鳥羽・真々部地区においては、ほぼ全域が犀川、万水川、中曾根川の浸水想定区域に指定され、概ね浸水深3.0m未満の区域となっている。田沢・光地区では犀川右岸の低地及び濁沢川・本沢川の沢筋が浸水想定区域に指定され、田沢北交差点付近では一部浸水深が10mを超える区域が存在している。

図表：豊科地域の浸水想定区域（想定最大規模降雨）

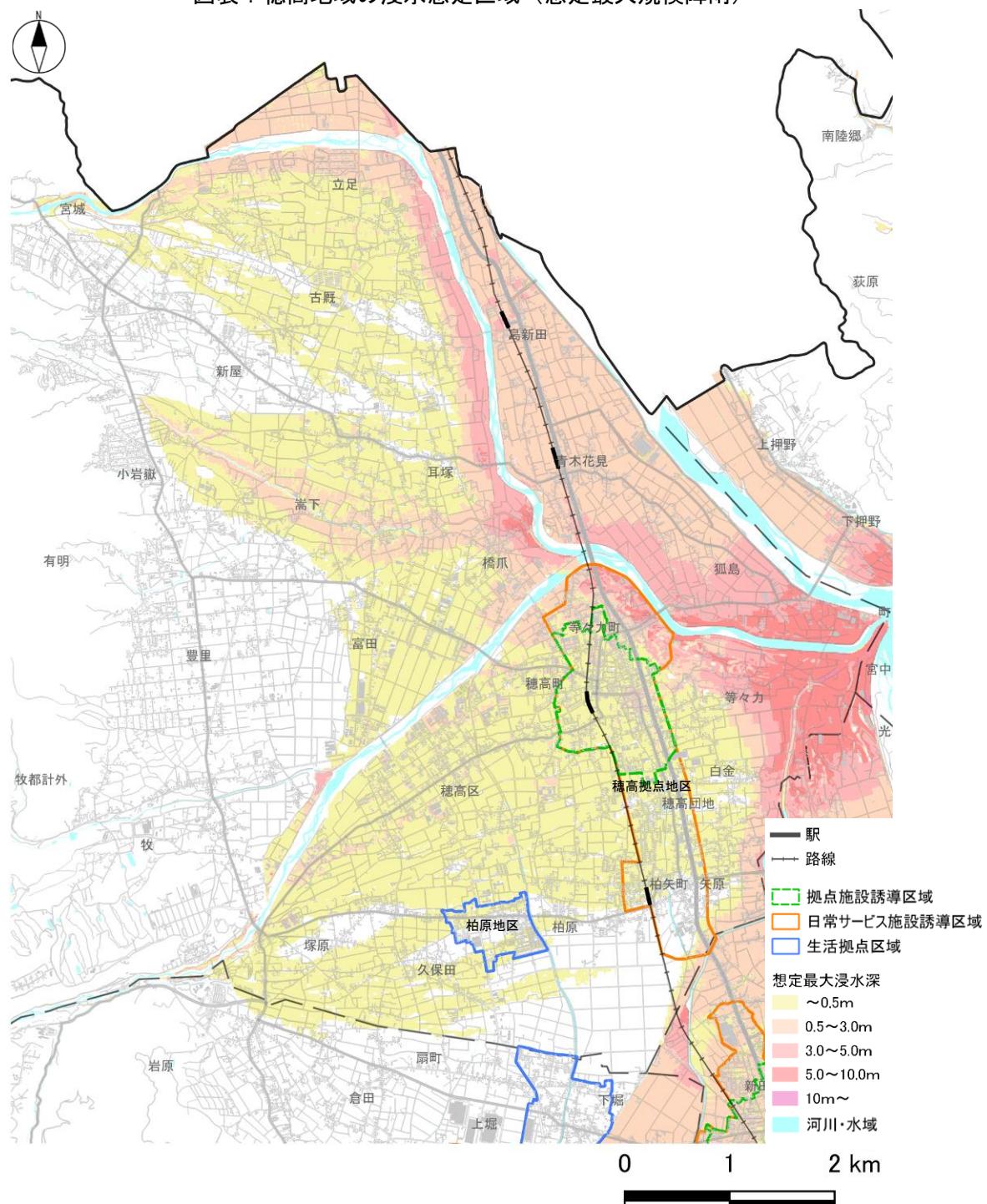


○ 穂高地域

穂高地域においては、広い範囲で浸水が想定されている。誘導区域外では穂高川の右岸より南側で穂高川、天満沢、鳥川の影響で概ね 0.5m以下の浸水深が予想される。穂高川左岸と河川の合流地点では大半が 3.0m以上の区域が占め、一部浸水深が 10mを超える区域が存在している。

誘導区域である穂高拠点地区においては、ほぼ全域が穂高川、鳥川、欠の川、万水川の浸水想定区域に指定され、拠点施設誘導区域では浸水深 3.0m未満の区域となっている。北側の穂高川沿いでは一部 5.0m以上の浸水深が想定される。柏原地区の一部では、鳥川の氾濫により 0.5m未満の浸水深が想定される。

図表：穂高地域の浸水想定区域（想定最大規模降雨）



出典：府内資料

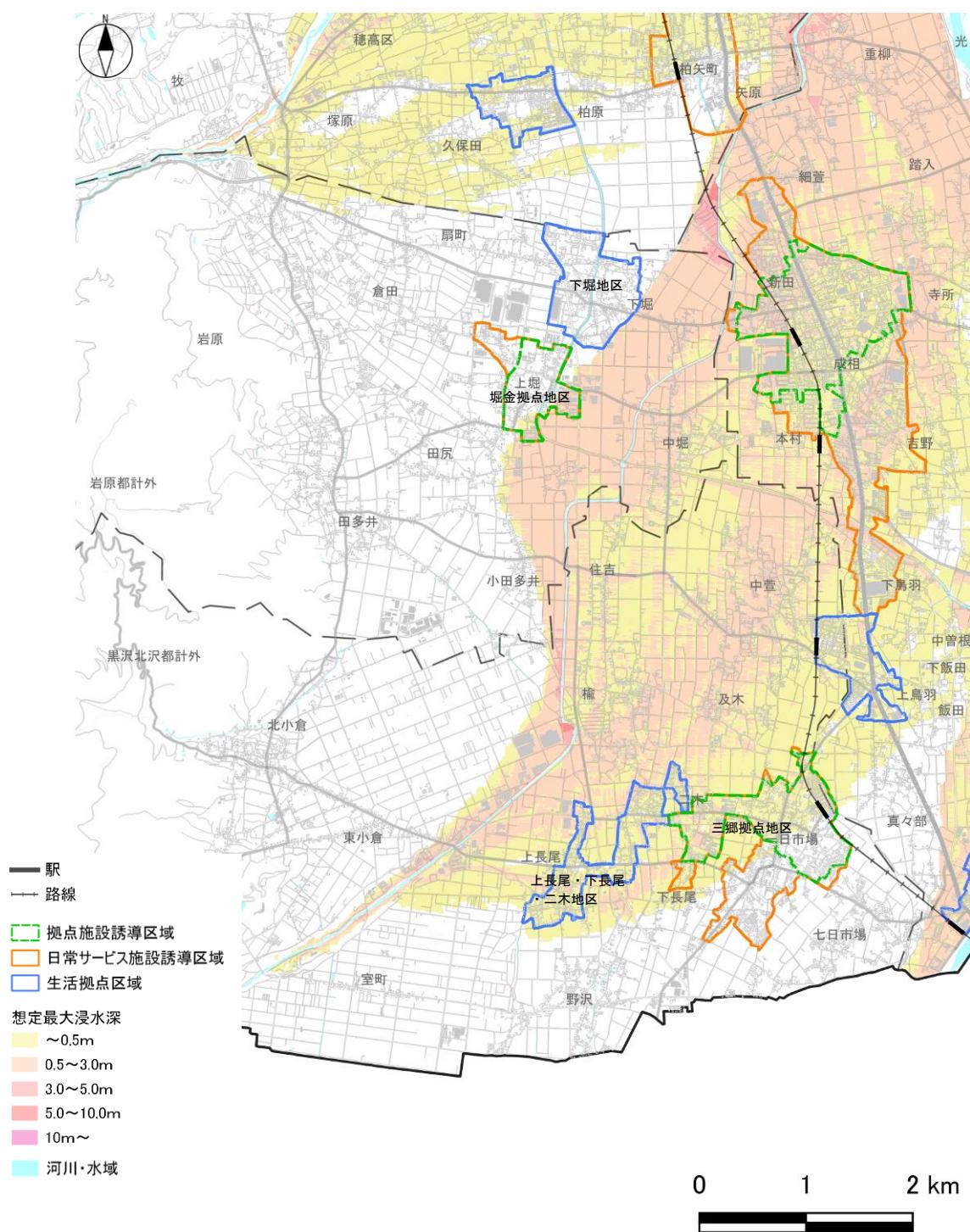
○ 三郷地域・堀金地域

三郷地域及び堀金地域においては、万水川・黒沢川の浸水想定区域が存在している。

三郷地域では万水川・黒沢川右岸に浸水想定区域が広がり、誘導区域では三郷拠点地区、上長尾・下長尾・二木地区ともに浸水深3.0m未満の区域が存在している。

堀金地域においては、万水川両岸に浸水想定区域が広がっている。誘導区域では堀金拠点地区の拠点施設誘導区域で浸水深3.0m未満の区域が存在している。下堀地区はほとんど浸水想定区域に含まれていない。

図表：三郷地域及び堀金地域の浸水想定区域（想定最大規模降雨）



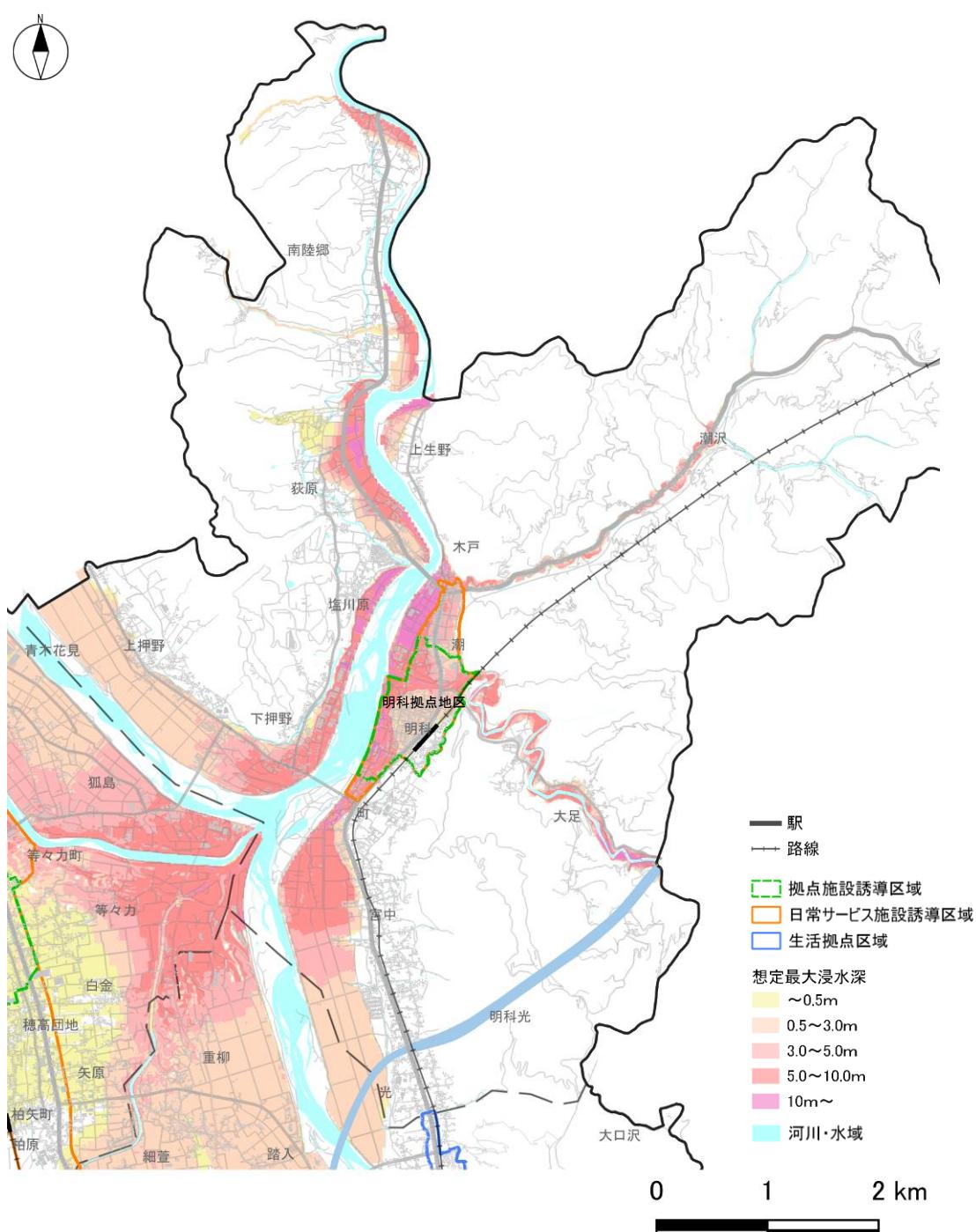
出典：府内資料

○ 明科地域

明科地域においては、複数河川の合流地点に立地するため市街地の大半の地域で浸水が想定される。犀川、穂高川、高瀬川、木沢川、蜂ヶ沢川、潮沢川、前川、寺沢川で浸水想定区域が設定され、誘導区域外では犀川の両岸で10mを超える浸水深が想定されている。上押野、下押野、宮中、光地区付近では高瀬川、前川の影響で県道51号、国道19号より低地の広範囲に浸水深5.0m未満の区域が広がっている。潮沢川沿いでは最大11m程度、会田川沿いでは最大18m程度の浸水深が想定されている。蜂ヶ沢川下流では荻原の一部集落で0.5m未満の浸水深のおそれがある。木沢川、寺沢川沿いでは浸水深10m未満の区域が存在している。

誘導区域では明科拠点地区の大半で犀川の浸水が想定され、拠点施設誘導区域でも一部10mを超える浸水深が想定される。

図表：明科地域の浸水想定区域（想定最大規模降雨）



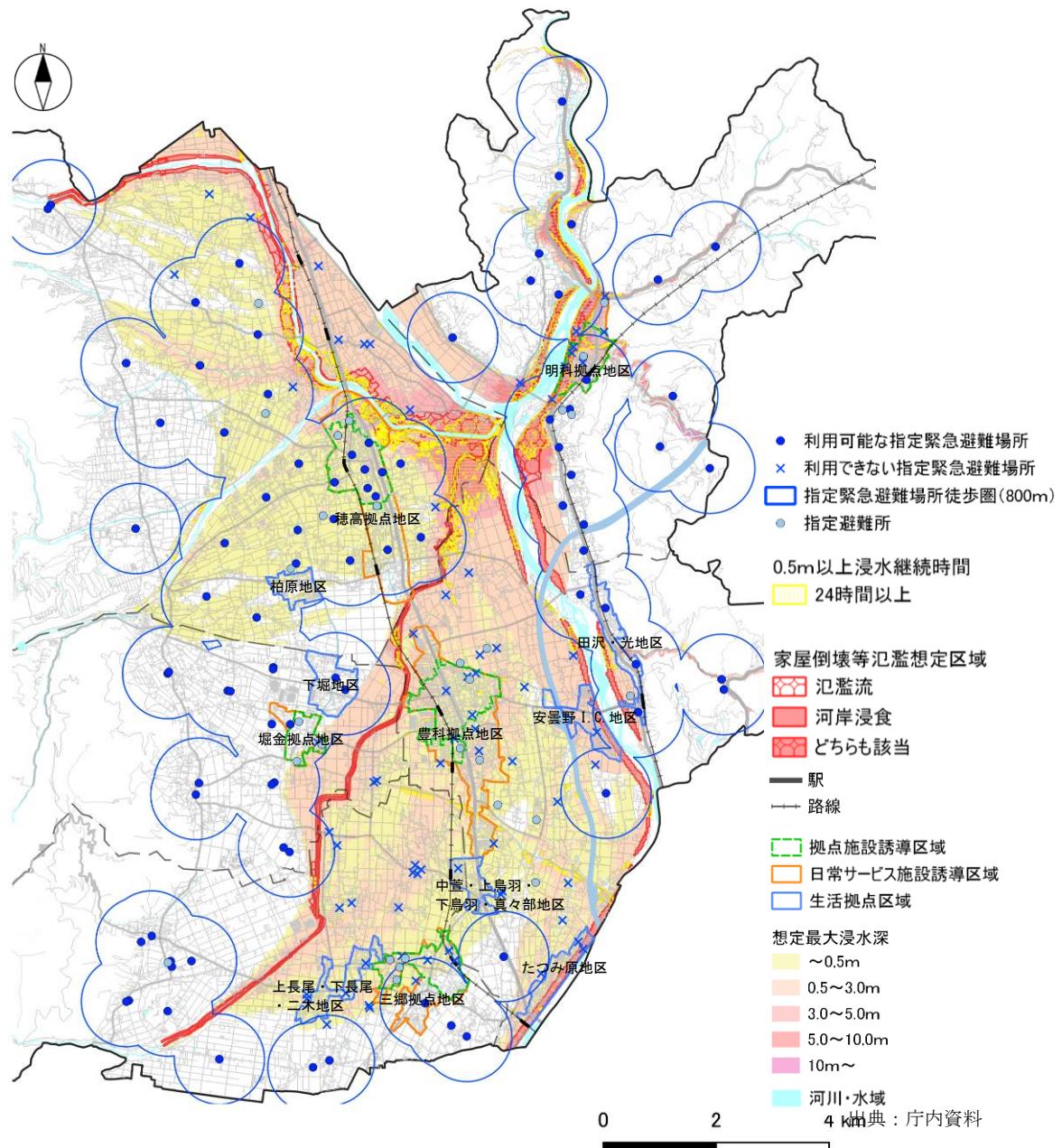
② 避難所の立地

本市における浸水が予想される区域内に居住する令和2（2020）年の人口は約60,700人、うち誘導区域内の浸水想定区域内居住人口は約24,933人と推計（避難施設の指定状況は令和4（2022）年12月時点）したうえで、利用可能な指定緊急避難場所の徒歩圏内人口とそのカバー率を下表に示す。浸水想定区域内の指定緊急避難場所は災害時に利用できなくなるおそれがあるため、災害発生前の早期避難が必要である。

指定緊急避難場所徒歩圏（半径800m圏）の人口とそのカバー率

	市内全人口	浸水想定区域内 人口	誘導区域内 全人口	誘導区域内 浸水想定区域内 人口
利用可能な 指定緊急避難場所（88箇所）の 徒歩圏内人口（カバー率）	約53,126人 (56.4%)	約25,046人 (41.3%)	約15,791人 (48.0%)	約8,530人 (34.2%)

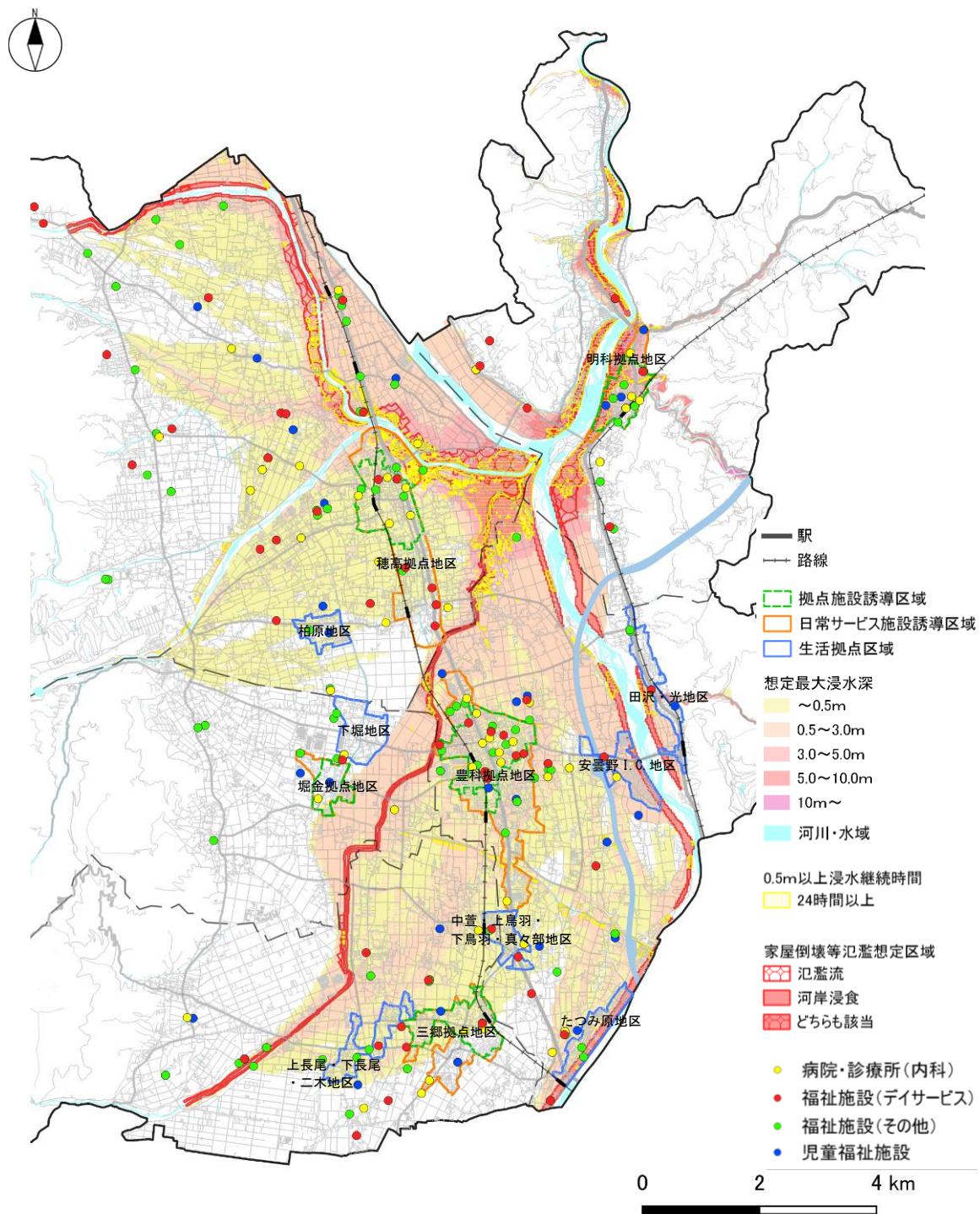
図表：洪水災害時の指定緊急避難場所の立地とその徒歩圏



③ 要配慮者施設の立地

- 要配慮者：乳幼児、老人、障がい者、避難に介助が必要な妊婦
- 想定される浸水区域内要配慮者人口：約 23,519 人※ ※令和 2 (2020) 年
- 浸水区域内に立地する要配慮者利用施設の箇所数（市内の全箇所数）
 - 病院・診療所（内科）：36 箇所（54 箇所） 児童福祉施設：22 箇所（33 箇所）
 - 介護施設（デイサービス）：39 箇所（57 箇所） 介護施設（その他）：75 箇所（110 箇所）

図表：要配慮者利用施設の位置



出典：府内資料

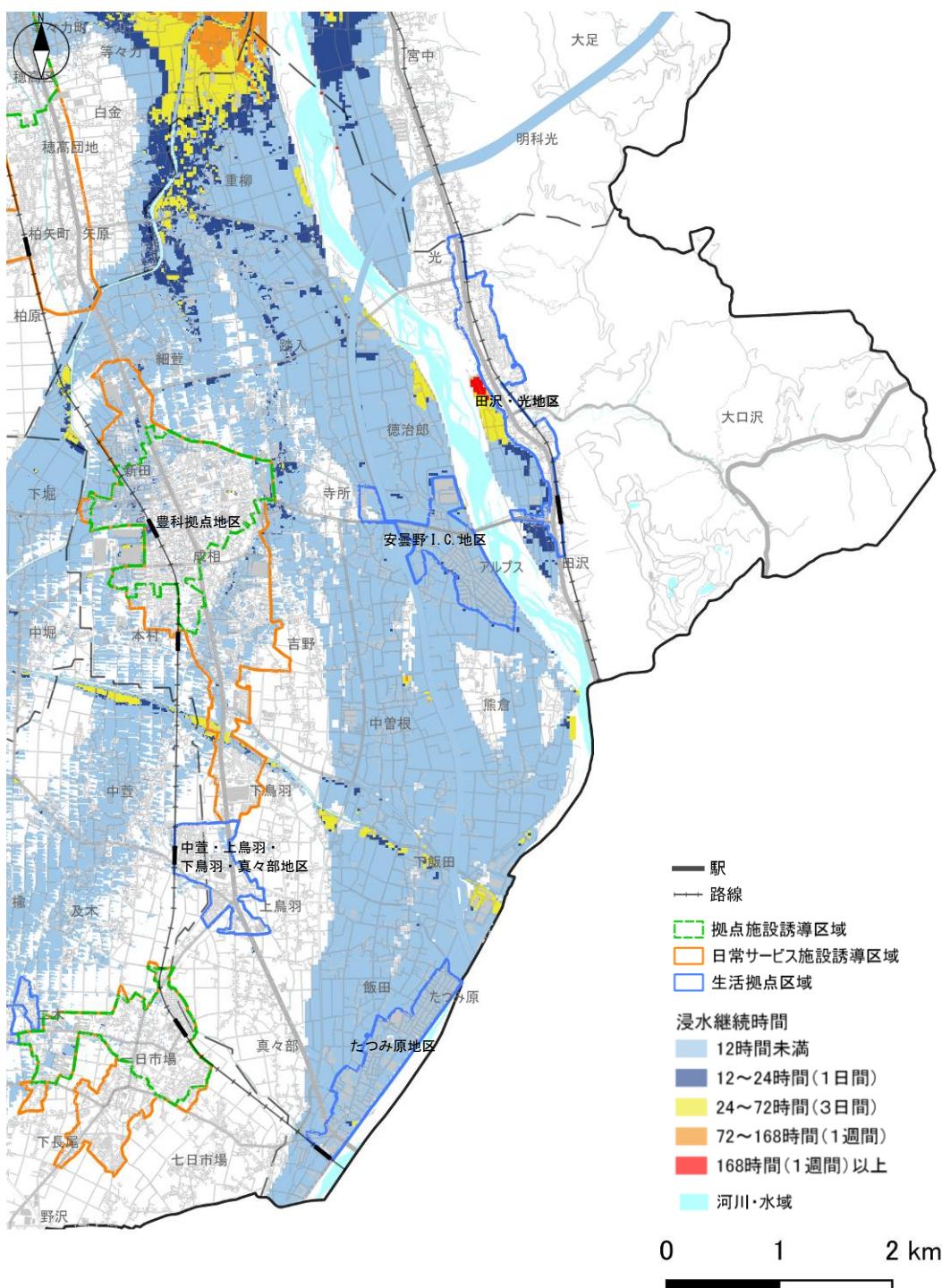
④ 浸水継続時間（想定最大規模の0.5m以上浸水継続時間）

○ 豊科地域

豊科地域の誘導区域外においては、浸水した場合の0.5m以上浸水継続時間は概ね12時間未満であるが、犀川沿いの徳次郎や小瀬畠、田沢地区では長期間にわたり浸水するおそれがある。河川合流地点に近い重柳や細萱でも広範囲にわたり浸水が続く可能性がある。高速道路や国道147号の高家バイパス沿いでは排水に最大3日の浸水が想定されている。

誘導区域内は浸水継続12時間未満の区域が大半であるが、田沢・光地区の田沢橋東側では県道57号沿いで24時間未満の浸水が想定され、市の中心部とのアクセスが困難となるおそれがある。

図表：豊科地域の浸水継続時間

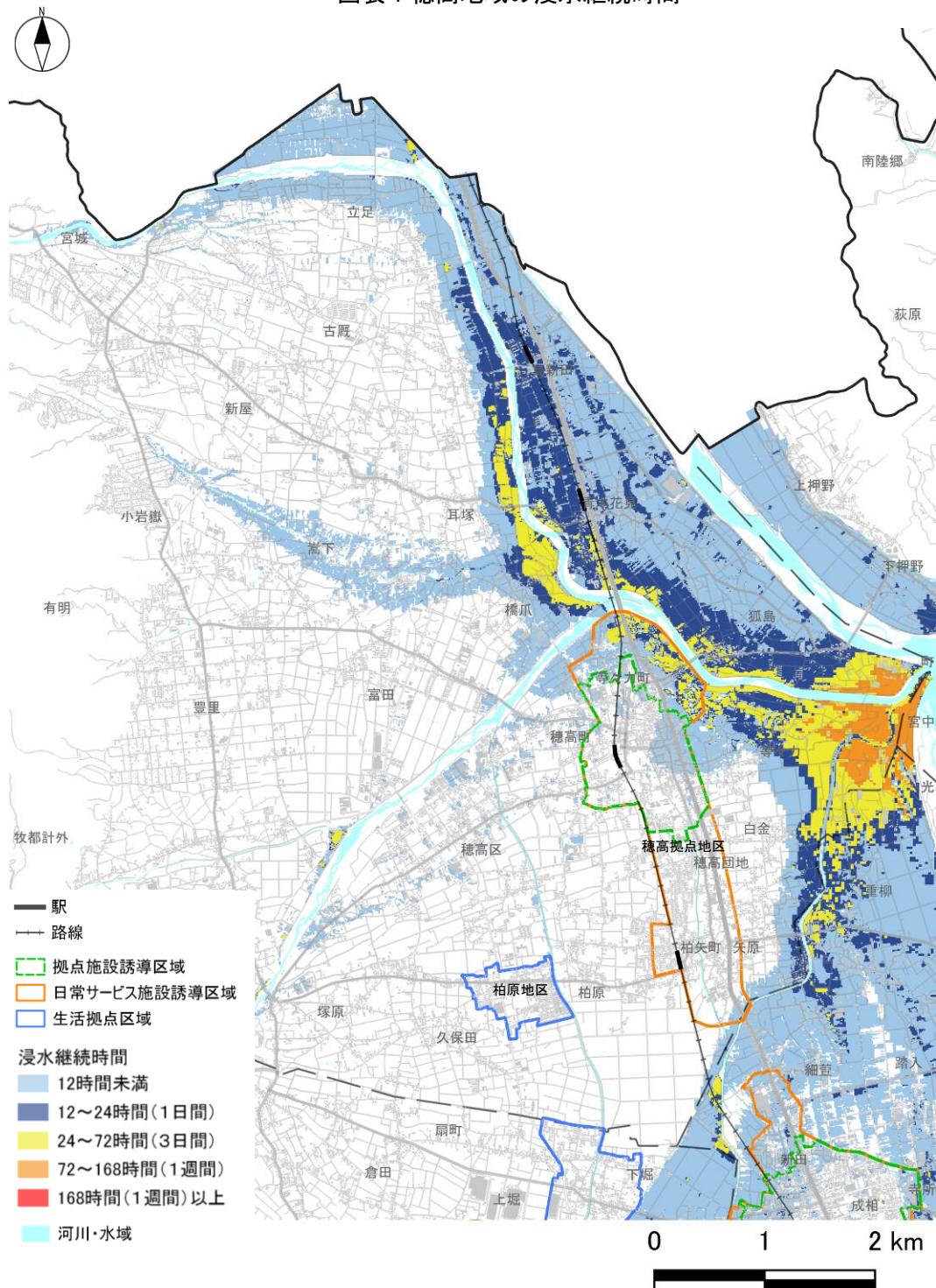


○ 穂高地域

穂高地域の誘導区域外においては、天満沢川、穂高川上流（中房川）沿いでは概ね浸水継続時間は12時間未満である。穂高川下流（乳川合流後）では両岸に最大3日程度の浸水が想定され、3河川合流地点では1週間にわたり浸水が継続することが想定されている。市道穂高1級20号線（安曇野わさび街道）は長期間通行できないおそれがある。

誘導区域内である穂高拠点地区北部では穂高川沿いで最大3日の浸水が継続するおそれがある。柏原地区では0.5m以上の浸水は想定されていない。

図表：穂高地域の浸水継続時間

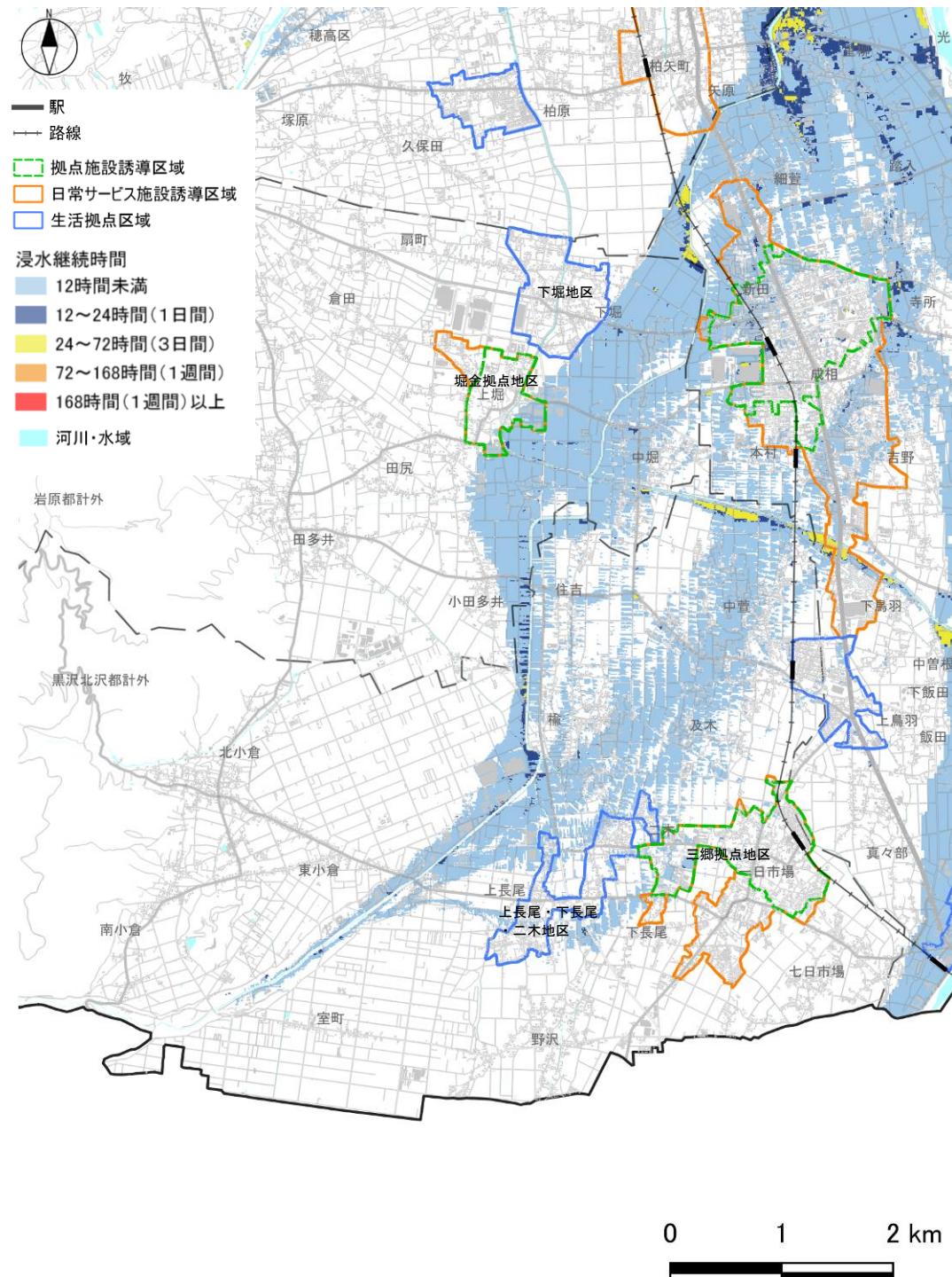


出典：府内資料

○ 三郷地域・堀金地域

三郷地域及び堀金地域においては、万水川の左岸で一部最大3日間の浸水のおそれがあるが、市街地では概ね12時間以内に排水される見込みである。

図表：三郷地域及び堀金地域の浸水継続時間



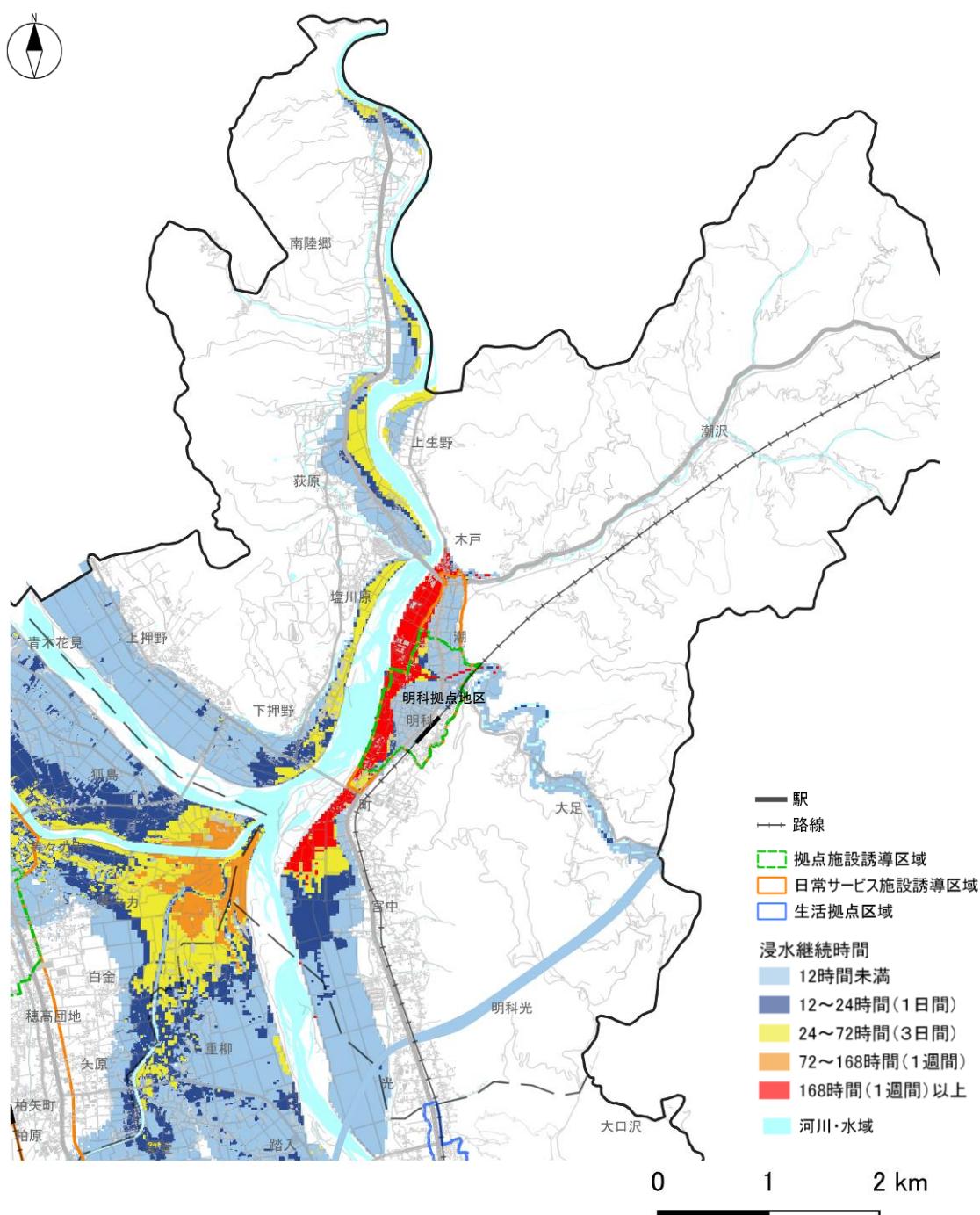
出典：府内資料

○ 明科地域

明科地域の誘導区域外において、高瀬川と犀川上流沿岸では浸水継続24時間以内であるが、3河川合流地点以北の犀川右岸では最大1週間以上の浸水が想定されている。国道19号、国道403号、県道276号が合流する木戸交差点付近も長期にわたる浸水が予想され、他市町村とのアクセスが困難になり、災害時の救援活動や物資搬入の妨げになるおそれがある。犀川左岸では3日未満の浸水が想定され、明科工場団地、下押野区や荻原区の集落の一部で長期にわたる浸水のおそれがある。下押野交差点は24時間未満の浸水が継続し、県道51号線の通行が困難になると想定される。

明科拠点地区でも拠点施設誘導区域を含む低地部では1週間以上の浸水が想定され、潮区では住宅地の一部も長期にわたる浸水のおそれがある。

図表：明科地域の浸水継続時間



出典：府内資料

⑤ 家屋倒壊等氾濫想定区域（犀川、穂高川、万水川）

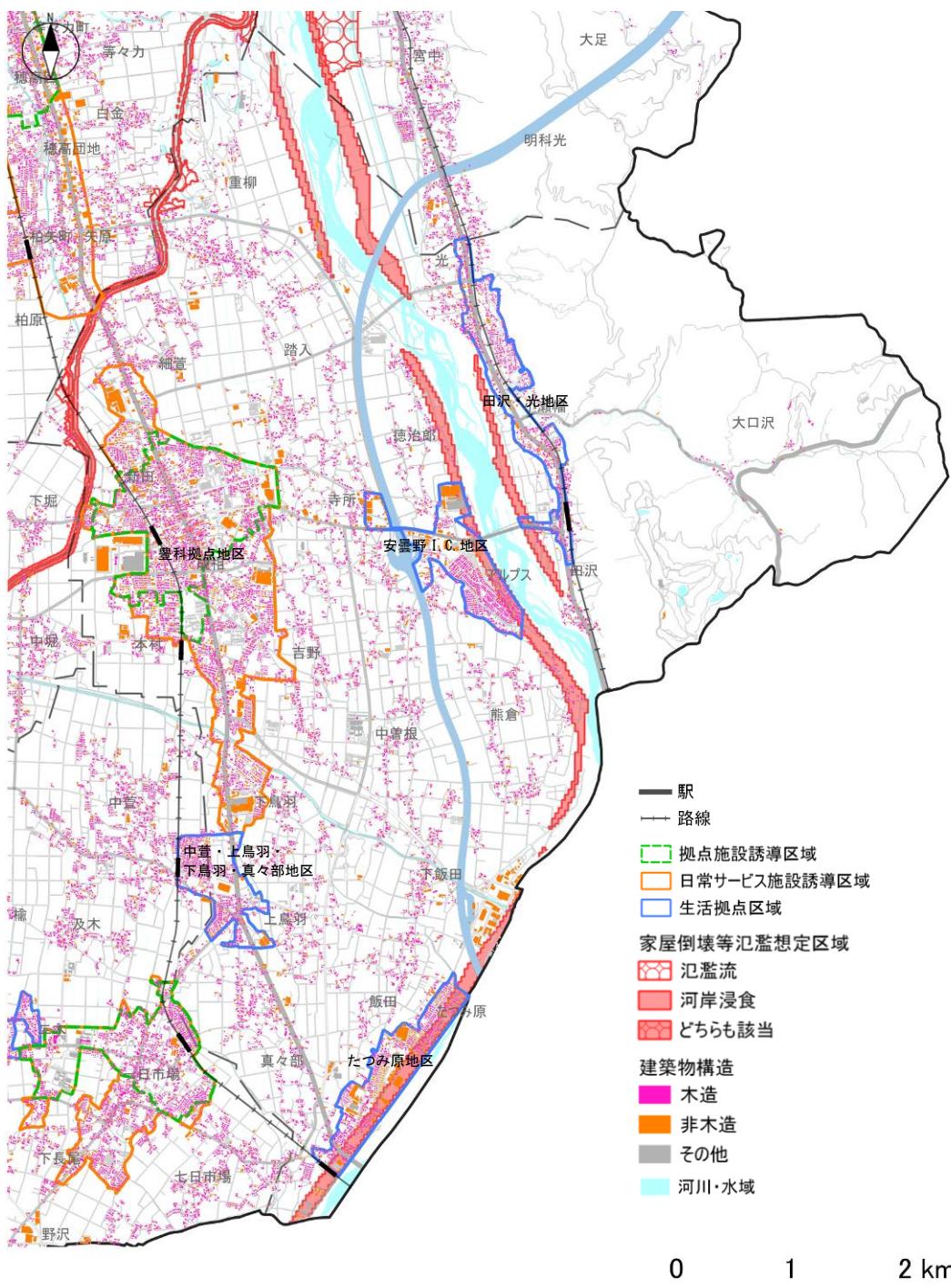
○ 豊科地域

豊科地域においては犀川、万水川沿岸で家屋倒壊等氾濫想定区域が指定されている。

犀川沿岸では河岸浸食区域が連続して指定され、特に住宅地の多い誘導区域では木造・非木造の家屋倒壊のおそれがある。

万水川沿岸では河岸浸食区域と氾濫流の両方が指定され、誘導区域内外で新田地区の一部と細萱地区の一部住宅地の家屋倒壊のおそれがある。

図表：豊科地域の家屋倒壊等氾濫想定区域



出典：府内資料

○ 穂高地域

穂高地域においては穂高川、万水川沿岸で家屋倒壊等氾濫想定区域が指定されている。

穂高川沿岸では河岸浸食区域が連続して指定され、立足地区の穂高川上流（中房川）沿岸では住宅地の木造・非木造を問わず家屋倒壊のおそれがある。穂高川下流（乳側合流後）はさらに氾濫流の区域が広がり、沿岸部から離れた場所でも木造家屋の倒壊のおそれがある。誘導区域では穂高拠点区域の北側も指定され、等々力町地区の一部では木造家屋の倒壊のおそれがある。

万水川沿岸では河岸浸食区域と氾濫流の両方が指定され、誘導区域内外で矢原地区の一部住宅地の家屋倒壊のおそれがある。

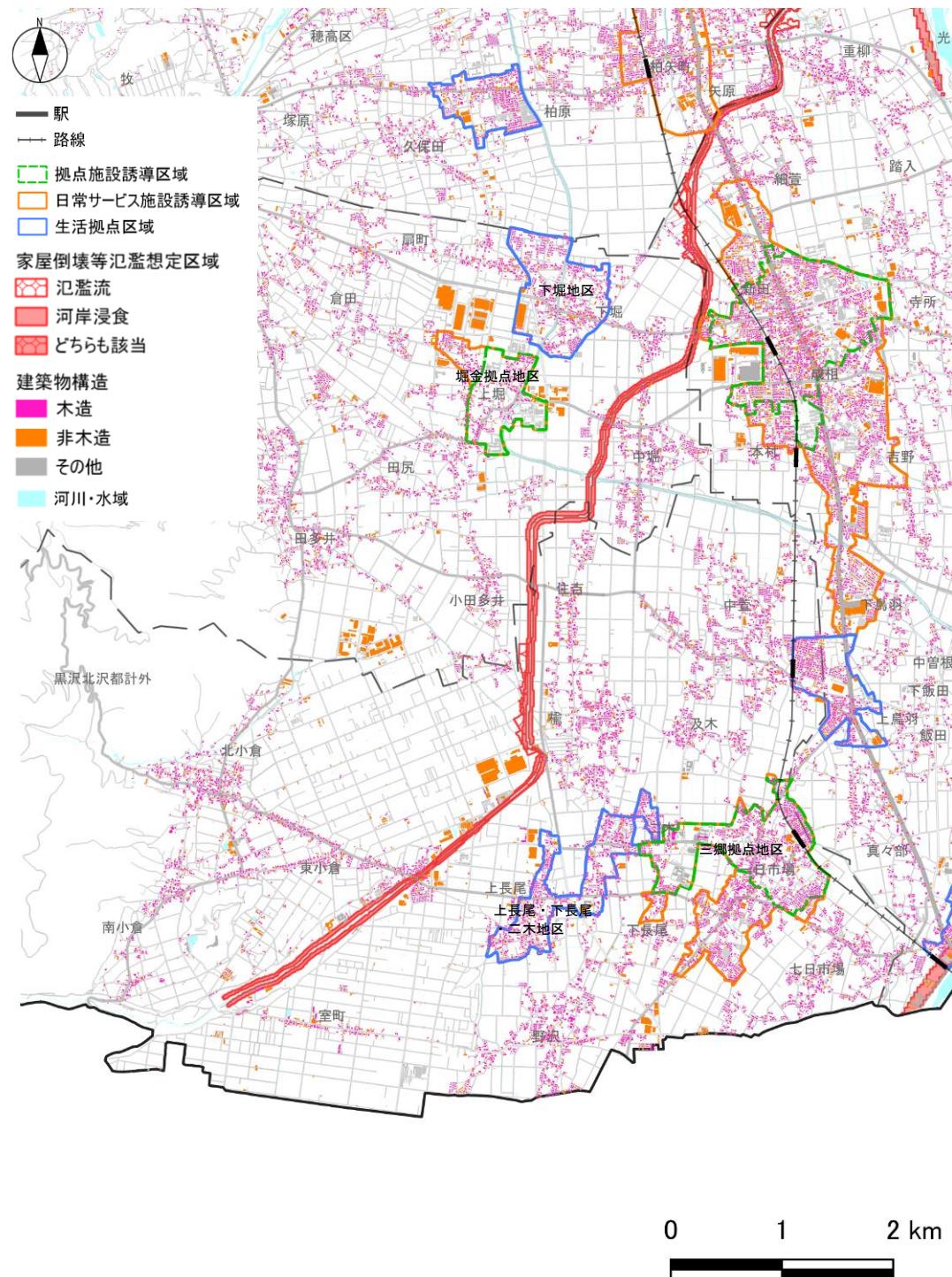
図表：穂高地域の家屋倒壊等氾濫想定区域



○ 三郷地域、堀金地域

三郷地域、堀金地域においては、万水川沿岸で家屋倒壊等氾濫想定区域が指定されている。室町地区、東小倉地区、上長尾地区、榆地区の木造・非木造家屋の倒壊のおそれがある。誘導区域内には影響がない。

図表：三郷地域、堀金地域の家屋倒壊等氾濫想定区域

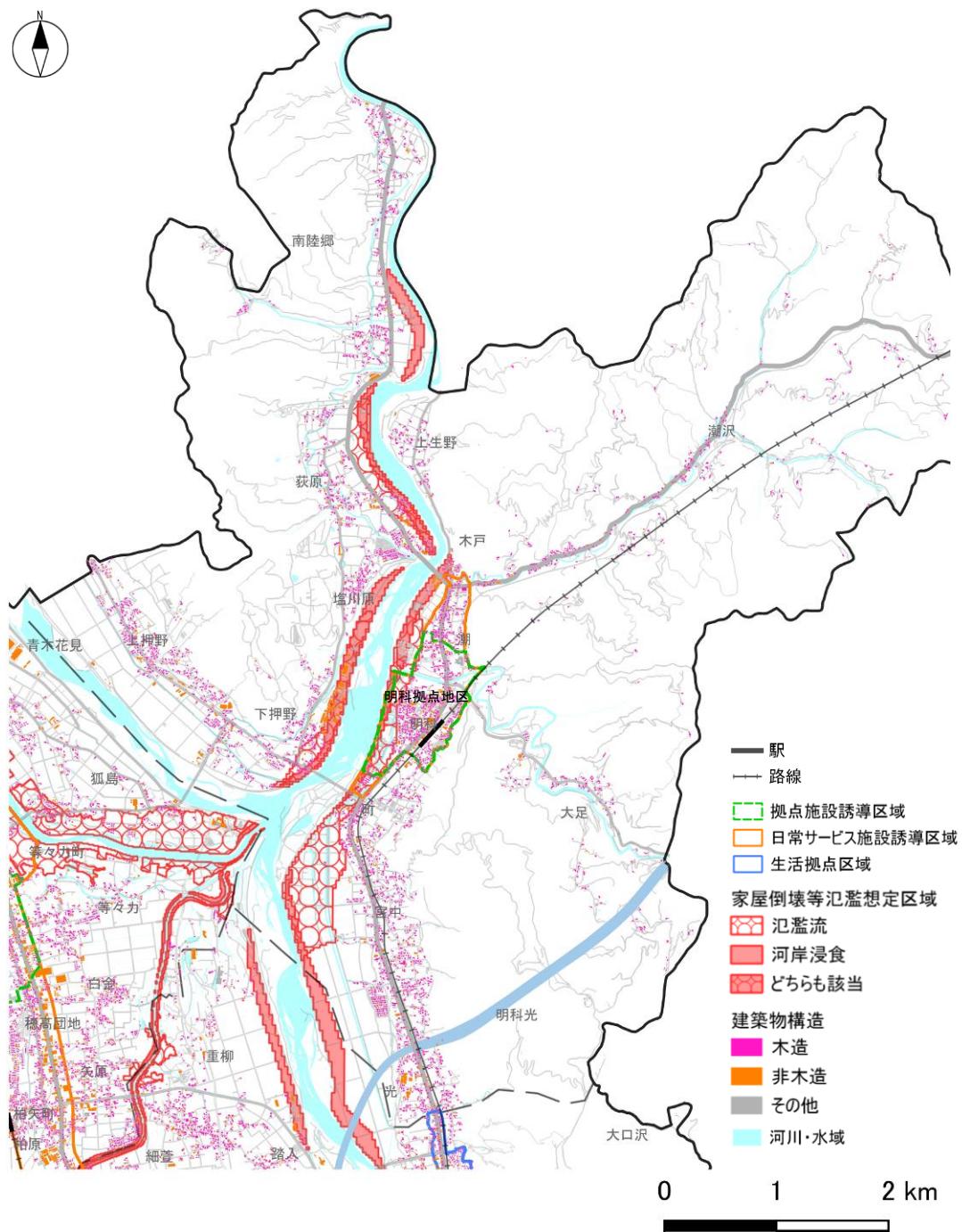


出典：府内資料

○ 明科地域

明科地域においては、犀川沿岸で家屋倒壊等氾濫想定区域の氾濫流、河岸浸食の両方が指定されている。犀川左岸では下押野区、荻原区で木造・非木造家屋の倒壊のおそれがある。犀川右岸では明科拠点区域とその周辺の一部住宅の倒壊のおそれがある。

図表：明科地域の家屋倒壊等氾濫想定区域



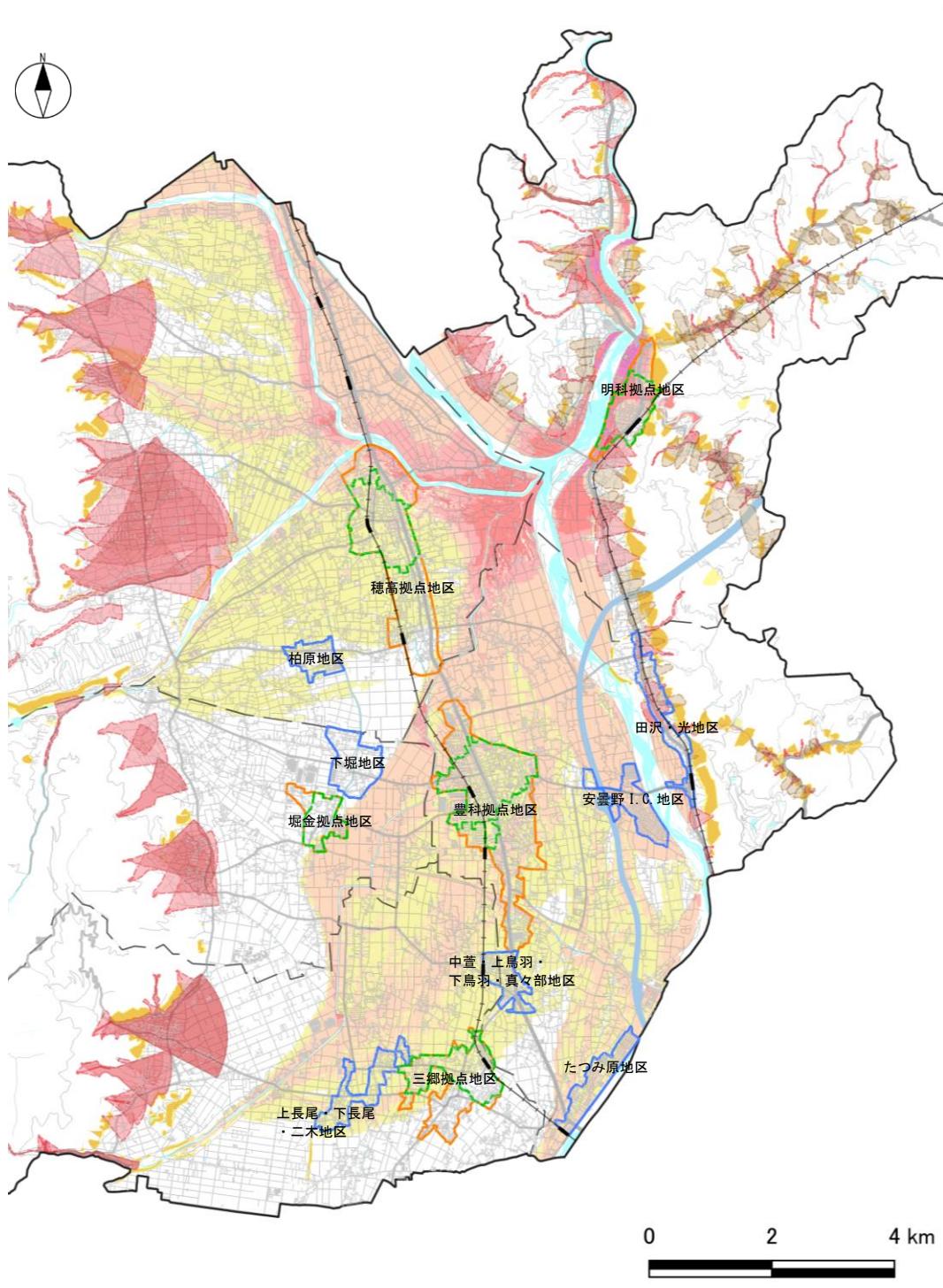
出典：府内資料

(3) 洪水災害×土砂災害（複合災害）

非常に強い豪雨が続いた場合、洪水災害と土砂災害が同時に引き起こされる可能性がある。本市は急峻な山地帯の間に位置し、複数河川の合流地点でもある。そのため、東西の傾斜地では土砂災害、平野部では広域にわたる洪水の危険性が指摘されている。令和2（2020）年の市の総人口の72.8%が浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内に居住していると推定される。

複合災害が起きた場合、利用できない指定緊急避難場所が増加することや、多数の道路が寸断される等、避難行動や物資輸送に影響が出るおそれがある。

図表：浸水想定区域（想定最大規模）と土砂災害警戒区域



出典：府内資料

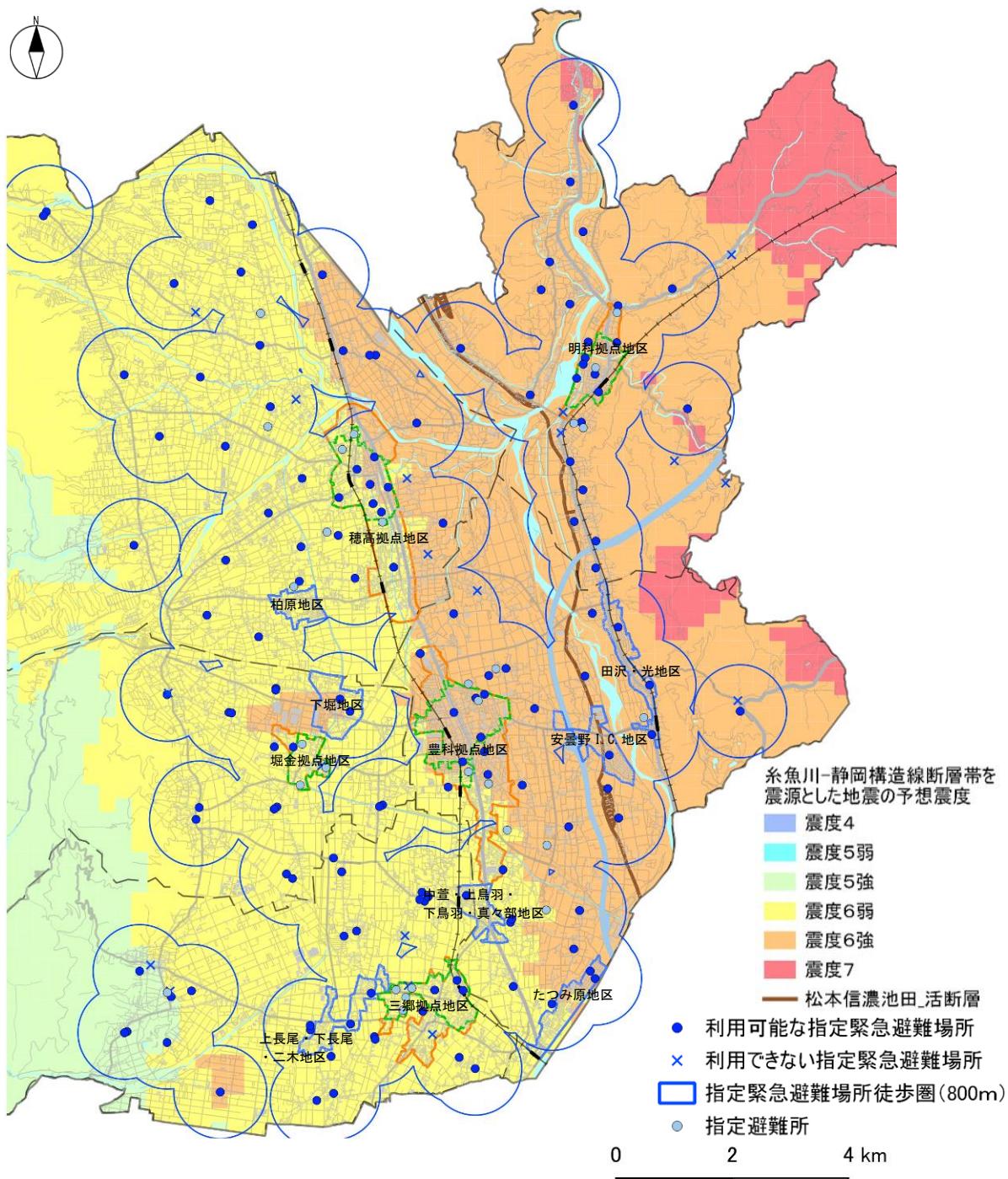
(4) 地震災害

地震災害時に利用可能な指定緊急避難場所は 141 箇所で、市内人口及び誘導区域内人口を概ねカバーしている。耐震性を満たさない建築物は避難場所として利用できないが、安曇野市耐震改修促進計画（第Ⅲ期）に基づき、計画的に建築物の耐震化を促進する必要がある。

指定緊急避難場所徒歩圏（半径 800m 圏）人口とそのカバー率

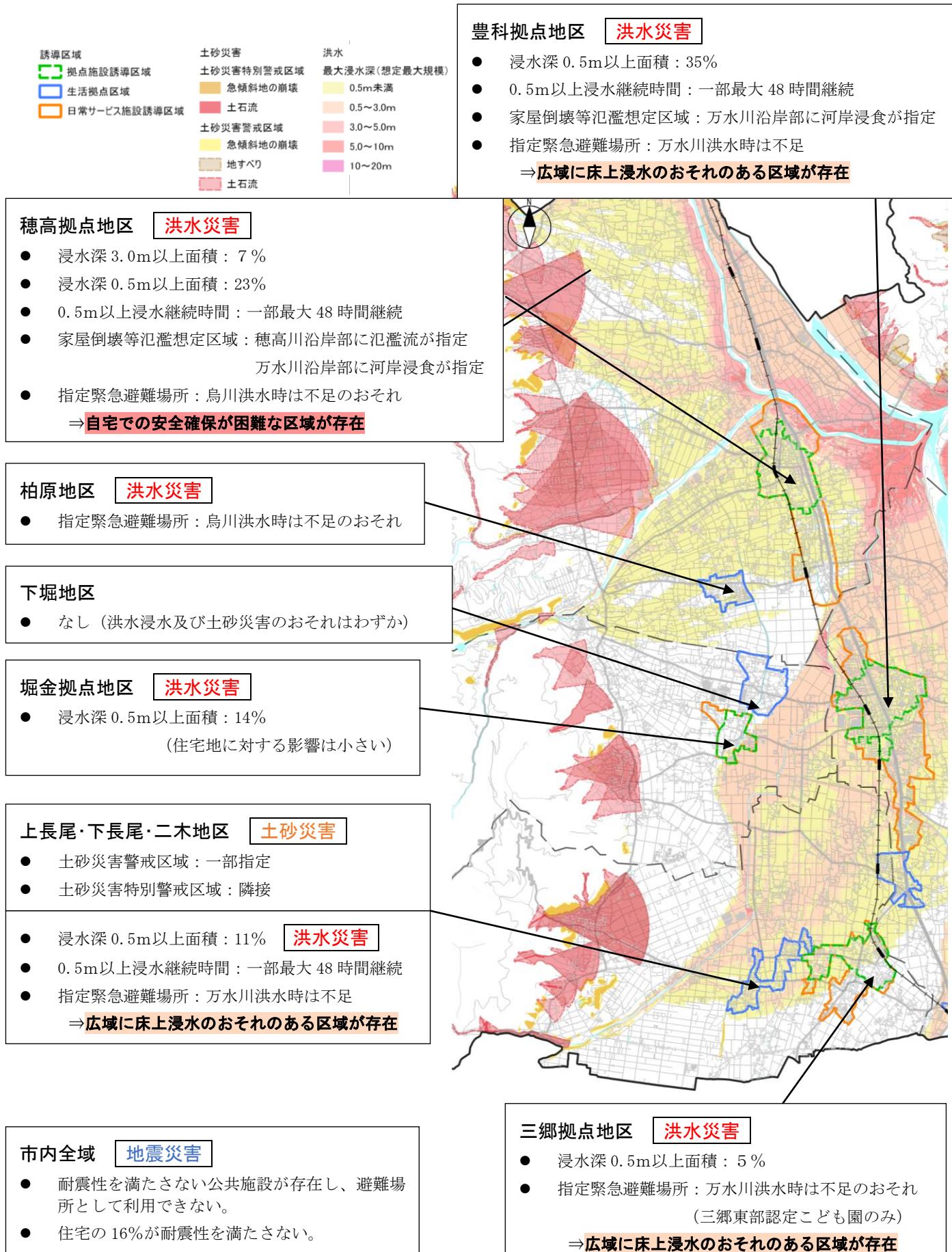
	市内全人口	誘導区域内人口
利用可能な 指定緊急避難場所（141 箇所）の 徒歩圏内人口（カバー率）	約 88,326 人 (93.8%)	約 32,606 人 (99.2%)

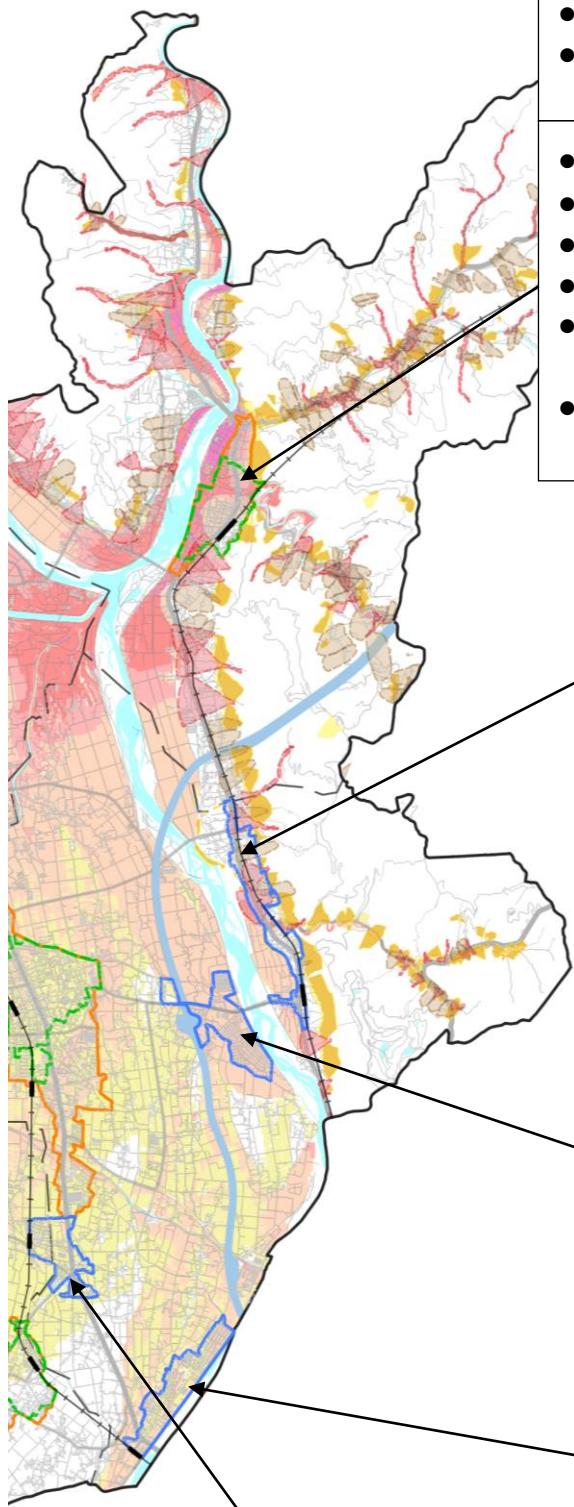
図表：地震災害時の指定緊急避難場所徒歩圏



6.3 防災上の課題の整理

本市における土砂災害のリスク（土砂災害警戒区域・特別警戒区域）と洪水災害によるリスク（想定最大規模降雨による浸水想定区域）に対する地域ごとの一覧で整理した。




明科拠点地区 土砂災害

- 土砂災害警戒区域：一部指定
- 土砂災害特別警戒区域：隣接
- 避難経路：土石流による通路の分断で、市街中心部への通行が困難になるおそれ

明科拠点地区 洪水災害

- 浸水深 3.0m以上面積 : 56%
- 浸水深 0.5m以上面積 : 87%
- 0.5m以上浸水継続時間 : 一部最大一週間以上継続
- 家屋倒壊等氾濫想定区域 : 犀川沿岸部に氾濫流・河岸浸食が指定
- 指定緊急避難場所 : 犀川洪水時は不足のおそれ
(明科体育館と上手上郷集会所のみ)
- 避難経路 : 線路を横断する通路が限定される
⇒**自宅での安全確保が困難な区域が存在**

田沢・光地区 土砂災害

- 土砂災害警戒区域：一部指定
- 土砂災害特別警戒区域：隣接
- 避難経路：土石流による通路の分断のおそれ

田沢・光地区 洪水災害

- 浸水深 3.0m以上面積 : 1 %
- 浸水深 0.5m以上面積 : 8 %
(住宅地に対する影響は田沢橋東側付近のみ)
- 0.5m以上浸水継続時間 : 一部最大 24 時間継続
- 家屋倒壊等氾濫想定区域 : 犀川沿岸部に河岸浸食が指定
- 避難経路 : 田沢橋東側が冠水し、市街中心部への通行が困難に
⇒**自宅での安全確保が困難な区域が存在**

安曇野 I.C. 地区 洪水災害

- 浸水深 3.0m以上面積 : 1 %
- 浸水深 0.5m以上面積 : 90%
- 0.5m以上浸水継続時間 : 一部最大 48 時間継続
- 家屋倒壊等氾濫想定区域 : 犀川沿岸部に河岸浸食が指定
- 指定緊急避難場所 : 犀川洪水時は不足
- 避難経路 : 高速道路西側への通路が限定される
⇒**自宅での安全確保が困難な区域が存在**

たつみ原地区 洪水災害

- 浸水深 0.5m以上面積 : 38%
- 0.5m以上浸水継続時間 : 一部最大 48 時間継続
- 家屋倒壊等氾濫想定区域 : 犀川沿岸部に河岸浸食が指定
- 指定緊急避難場所 : 犀川洪水時は不足
⇒**自宅での安全確保が困難な区域が存在**

中萱・上鳥羽・下鳥羽・真々部地区
洪水災害

- 浸水深 0.5m以上面積 : 5 %
- 指定緊急避難場所 : 万水川洪水時は不足
⇒**広域に床上浸水のおそれのある区域が存在**

6.4 取組方針

前項で整理した課題を踏まえて、防災対策の取組方針とそれに沿った取組事例を下表に示す。安曇野市地域防災計画や安曇野市国土強靭化計画を踏まえて、国や県とも連携を図りながら、ハード・ソフト両面からの事前防災・減災対策を講ずるものとする。

	主な地区	防災上の課題
土砂災害	<p>●土砂災害警戒区域が存在</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 明科拠点地区 ➢ 田沢・光地区 ➢ 上長尾・下長尾・二木地区 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害特別警戒区域が隣接 ・避難場所の不足 ・主要道路の寸断 ・要配慮者利用施設の立地
洪水災害	<p>●自宅での安全確保が困難な区域が存在</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 明科拠点地区 ➢ 穂高拠点地区 ➢ 安曇野 I.C. 地区 ➢ 田沢・光地区 ➢ たつみ原地区 	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水深 3.0m以上区域で垂直避難不可 ・家屋倒壊等氾濫想定区域の指定 ・浸水被害の長期化 ・避難場所の不足 ・主要道路の寸断 ・要配慮者利用施設の立地
地震災害	<p>●広域に床上浸水のおそれのある区域が存在</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 豊科拠点地区 ➢ 三郷拠点地区 ➢ 中萱・上鳥羽・下鳥羽・真々部地区 ➢ 上長尾・下長尾・二木地区 	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水深 0.5m以上区域で床上浸水 ・避難場所の不足 ・主要道路の寸断 ・要配慮者利用施設の立地
●市内全域		<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設、住宅の耐震強度不足 ・避難場所の不足

取組方針	取組の事例
<ul style="list-style-type: none"> ● 生命・財産を保護するため、平時から防災・減災の取組を推進する。 <p>➢ 土砂災害警戒区域の法面保護や砂防堰堤の整備、維持管理を行い、被害の軽減化に努める。</p> <p>➢ 災害の危険性が高い建築物の外壁、擁壁等による補強を推進する。</p> <p>➢ 災害リスクの周知と、災害発生予見時の適切な情報提供により、災害発生前の早期避難体制を確立する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害危険住宅移転事業による災害危険住宅の移転に対する支援 ・土砂災害警戒区域の既存不適格住宅の外壁、擁壁等による補強の補助 ・砂防設備等の計画的な修繕、維持管理
<ul style="list-style-type: none"> ● 人命の保護が最大限図られるよう、平時からハード・ソフト両面からなるリスク低減策を優先的に実施する。 <p>➢ 河川施設の整備・維持管理を行い、被害の軽減化に努める。</p> <p>➢ 円滑かつ迅速な避難行動に向けた、防災拠点・避難経路の整備を推進する。</p> <p>➢ 災害リスクの周知と、災害発生予見時の適切な情報提供により、災害発生前の早期避難体制を確立する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防整備、河道拡幅・掘削、護岸強化等の整備 ・避難路・避難場所の計画的な修繕、維持管理 ・雨量、水位のリアルタイム観測の強化 ・災害発生予見時の避難指示等の伝達手段の改良
<ul style="list-style-type: none"> ● 災害発生時も社会活動が維持されるよう、市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図る。 <p>➢ 住宅への浸水侵入の阻止に向けた設備設置を促進する。</p> <p>➢ 要配慮者避難支援等、地域コミュニティを中心とした防災活動を促進する。</p> <p>➢ 防災拠点となる公共施設の被災を軽減し、災害応急対策業務及び復旧・復興活動の継続を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防災施設の維持管理、公共施設の止水板や防水扉等の設置で防災拠点としての機能維持 ・住宅の土嚢配布や雨水貯留施設設置推進 ・地区防災計画、マイ・タイムライン作成支援 ・消防団員増加、自主防災組織の結成支援 ・要配慮者利用施設の避難確保計画の作成と避難訓練実施の促進
<ul style="list-style-type: none"> ● 既存建築物の耐震性能を確保し、災害発生時の被害の最小化を図る。 <p>➢ 公共施設、住宅の耐震診断とその結果に基づく耐震改修を促進する。</p> <p>➢ 誘導区域徒歩圏内に耐震基準を満たした避難場所追加指定を検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定建築物（多数の者が利用する建築物）や市有建築物の耐震化の促進 ・住宅の耐震診断や耐震改修工事に対する補助の推進 ・耐震基準に適合した避難場所の追加設置を検討

第7章 誘導施策

7.1 都市機能誘導区域に関する施策

都市機能誘導区域（拠点施設誘導区域、日常サービス施設誘導区域、生活拠点区域）における都市機能の誘導に関する施策は、下表に示すとおり。

施策名	概要
あっせん	都市再生特別措置法に基づき、都市機能誘導区域の拠点施設誘導区域外において食料品を扱う大規模小売店、病院を開発・建築しようとする場合にはあらかじめ届出を義務づけ、誘導区域内での開発・建築をあっせんする。
	都市再生特別措置法に基づき、都市機能誘導区域の日常サービス施設誘導区域外又は生活拠点区域外において食料品を扱う小売店、診療所を開発・建築しようとする場合にはあらかじめ届出を義務づけ、誘導区域内での開発・建築をあっせんする。
空き店舗等活用促進事業（家賃補助）	空き店舗を活用し出店する際に家賃を補助する。
創業支援資金（融資制度）	新規に創業する際、資金を融資する。
公的不動産の活用	公共施設の統廃合や複合化等により用途廃止となる公的不動産について、新たな用途の公共施設の整備や民間事業者等への売却・貸付け等による都市機能の導入を行う。

7.2 居住誘導区域に関する施策

居住誘導区域（日常サービス施設誘導区域、生活拠点区域）における居住の誘導に関する施策は、下表に示すとおり。

施策名	概要
あっせん	都市再生特別措置法に基づき、居住誘導区域外（日常サービス施設誘導区域外又は生活拠点区域外）において3戸以上の住宅等を開発・建築しようとする場合にはあらかじめ届出を義務づけ、誘導区域内での開発・建築をあっせんする。
制限	土地利用制度及び農業振興地域制度により、既存市街地・集落以外の区域（概ね、居住誘導区域・生活拠点区域以外の区域に該当）における開発を制限する。
空家改修利活用促進事業補助金	空家バンクを活用し、住宅を取得又は賃貸する場合に改修費の一部を補助する。
空家等整備流通促進事業補助金	空家等の所有者が行う空家等の片付け清掃や解体除却工事に対して、一部補助を行う（居住誘導区域内で優遇する）。

施策名	概要
多世帯同居・近居住宅取得事業	多世帯同居又は多世帯近居し、住宅を取得する場合に改修費の一部を補助する。
多世帯同居・近居住宅改修事業	多世帯同居又は多世帯近居し、住宅を改修する場合に取得費の一部を補助する。
新築・中古住宅取得事業	新築及び中古住宅を取得して転入する場合に取得費の一部を補助する。
持続可能なコミュニティの維持	将来にわたって持続可能なコミュニティの維持及び形成を図るため、居住者が相互に交流できる空間の形成に配慮しつつ、まちなか居住、住宅市街地のユニバーサルデザイン化等を推進する。
用途区域内の低未利用地の有効活用による宅地の供給	用途区域内の都市的未利用地の有効活用を促進し、宅地の供給を誘導する。また、利便性の高い住宅の供給と住環境の整備を促進する。
良好な市街地環境の形成	建築協定、緑地協定、地区計画等による規制・誘導を図るとともに、修景整備を促進する。
良好な住宅・宅地の供給	土地区画整理事業や関連事業の検討を行い、住宅及び宅地供給を推進する。また、基盤整備を推進する。
居住誘導区域住宅取得・改修支援の検討	既存の住宅取得・改修に関する補助事業に加えて、特に居住誘導区域内において住宅を取得・改修する場合の支援制度を検討する。
スマートウェルネス住宅等推進事業の検討	子育て家庭や高齢者向けの良質な住宅の供給の促進を検討する。
公営住宅の建て替え検討	公営住宅の更新時には、居住誘導区域への移転を含め検討する。

7.3 公共交通に関する施策

公共交通に関する施策は、下表に示すとおり。

事業名	概要
公共交通の導入検討	公共交通未接続の拠点市街区域である堀金拠点地区への公共交通の導入を検討する。
公共交通利用環境の向上	以下の検討による公共交通利用環境の向上を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・現在運行中の鉄道、定時定路線バス（あづみん）の維持・利便性向上 ・生坂村営バス、池田町営バスとの連携 ・鉄道駅へのアクセス道路の強化 ・鉄道駅の交通結節機能の強化 ・パークアンドライド駐車場の整備

第8章 計画の運用と進行管理

8.1 数値目標

本計画は安曇野市都市計画マスタープランで土地利用の基本方針として掲げる「既存市街・集落周辺への集約重視のまちづくり」を基本的な考え方とし、2つのまちづくりの方向性に沿って、誘導区域及び誘導施設の設定を行った。

これにより、生活利便性の向上や賑わいの創出、コミュニティの継承等に資する、居住誘導区域への居住誘導と都市機能誘導区域内への必要施設の誘導を図り、良好な景観や自然環境、各拠点市街や集落の魅力を活かした、持続可能で暮らしやすいまちの実現につなげていくことが期待される。

本計画の運用にあたっては、第3章の3.6で検証した当初計画に定めた数値目標の達成状況等を踏まえ、さらに新たに防災指針を定めたことも受けて、計画の進行管理のための数値目標について、一部指標の改訂・更新・追加を行ったうえで、以下のように定める。

(1) 誘導区域内への居住誘導

将来的に総人口の減少が見込まれるなかにあって、本計画の推進により、既存の市街・集落である居住誘導区域（拠点施設誘導区域、日常サービス施設誘導区域、生活拠点区域）への居住誘導及び人口密度の現状維持を目指して、同区域内の人口密度を下表のとおり設定する。

項目	当初値 «平成27（2015）年»	現状値 «令和2（2020）年»	目標値 «令和22（2040）年»
人口密度 (居住誘導区域内)	25人/ha	26人/ha	25人/ha以上
各地区※の 人口密度の下限 (居住誘導区域内)	11.5人/ha (堀金拠点地区)	12.2人/ha (堀金拠点地区)	10人/ha以上
居住誘導区域内外 の人口比率	34：66 (区域内：区域外)	35：65 (区域内：区域外)	40：60 (区域内：区域外)

※32ページの表に示す地区区分による。

(2) 居住誘導区域内の新築件数割合の増加

本計画の推進により、居住誘導区域内への居住誘導を目指して、新築件数の居住誘導区域の内外の割合を下表のとおり設定する。

項目	当初値 『平成 23 (2011) 年～ 平成 28 (2016) 年』	現状値 『平成 30 (2018) 年～ 令和 3 (2021) 年』	目標値 『令和 22 (2040) 年』
居住誘導区域内外の 新築件数割合	39 : 61 (区域内 : 区域外)	44 : 56 (区域内 : 区域外)	40 : 60 (区域内 : 区域外)

(3) 都市機能誘導区域内の都市機能の充足

本計画の推進により、都市機能誘導区域内への生活利便施設の誘導を図り、都市機能の集積を図ることを目指して、都市機能誘導区域内における、食料品を扱う大規模小売店又は小売店と診療所の各徒歩圏充足率*を下表のとおり設定する。

*都市機能誘導区域の面積に対して、上記施設の徒歩圏（半径 800m 圏）面積の占める割合。

項目	当初値 『平成 28 (2016) 年』	現状値 『令和 4 (2022) 年』	目標値 『令和 22 (2040) 年』
食料品を扱う大規模 小売店又は小売店の 徒歩圏充足率 (都市機能誘導区域内)	93%	95%	93% (現状維持)
診療所の徒歩圏充足率 (都市機能誘導区域内)	84%	84%	84% (現状維持)

(4) 公共交通利用者の割合維持

地域公共交通形成計画と連携して、公共交通利用者の割合維持を目指し、市全域の電車・バスの交通手段分担率と、都市機能誘導区域における定時定路線の公共交通の徒歩圏充足率※を下表のとおり設定する。

※都市機能誘導区域の面積に対して、定時定路線の公共交通の徒歩圏（駅：半径800m圏、バス停：半径300m圏）面積の占める割合。

項目	当初値 『平成27(2015)年』	現状値 『令和2(2020)年』	目標値 『令和22(2040)年』
電車・バスの 交通手段分担率 (市全域)	10% (平成22(2010)年)	9.3%	10% (現状維持)
定時定路線の公共交通 の徒歩圏充足率 (都市機能誘導区域内)	57%	57%	57% (現状維持)

(5) 防災・減災対策の取組推進

本計画の防災指針に示した取組の推進を目指して、安曇野市まち・ひと・しごと創生総合戦略や安曇野市国土強靭化計画との連携・整合を図りながら、主な取組の進捗管理のための目標値を下表のとおり設定する。

項目	現状値 『令和3(2021)年』	目標値 『令和22(2040)年』
地区防災訓練の実施率	38.0%	75%
地域防災計画※の策定率	96.7%	100%

※自主防災組織による計画

安曇野市立地適正化計画
令和5年3月（令和7年11月一部修正）

安曇野市 都市建設部 都市計画課 計画係
〒399-8281
長野県安曇野市豊科6000番地
電話：0263-71-2246 FAX：0263-72-3569
メール：toshikeikaku@city.azumino.nagano.jp
